

2



0022210-000

332.22-S e 124 s

支那商業政策論

関文雄・著

高山書院

1940

ADC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法  
第67条の規定に基づき、平成12年3月23日  
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので







關文雄著

支那商業政策論

高山書院刊行



332.22  
Se 124/1



30222

## 序

世界は正に動亂の時代である。此處に人類史上一大變革が齎されんとして、東に日支事變、西に世界戦はあくまで現状勢力を打破し、更に一種の新らしき環境と局面を創造せんとしてゐる。

しかし、この新らしき環境と局面に關してはその歴史的背景や其の他複雑なる原因、特質、殊に米國の備背、ソ聯の動向に依り前途の豫斷は全く許されない。しかし、ことアジアに於ける以上、我々當事者は戦争の將來に對して正しく自己の運命を決定すべき立場にあるのである。

即ち、蒋介石は『戦へば必ず敗れ、戦はざれば必ず亂る』と、敢て東亞を戦火の禍中に投じたのであるが、我々は此處に新秩序の建設を確立せねばならぬのである。

此處に論ずる商業政策は日支經濟の提携を前提として、その實情を詳かにすると共に、



東亞大共榮圈の理想に基いて、その私案を論じた譯である。

しかし、淺學菲才、不備の點は多々あると思ふ。よろしく諸賢の御鞭撻願ひたい。尙常々御教導を賜る諸先生には深く感謝する次第です。

皇紀二千六百年十一月三日

東京落合にて

關文雄

目次

第一篇 支那經濟と支那人……………一

第一章 支那經濟開發の意義……………一

一、支那經濟不振の原因……………五

二、支那の水害……………七

第二章 支那商業不振の原因……………一〇

一、政權の動搖……………一

二、金融政策の不備……………二

三、商業組織の複雑の餘弊……………三

四、交通機關の不備……………三

第三章 支那人の心理と日本人排斥の理由……………一五

一、國民性……………一五



- 二、家庭 生活……………二二
- 三、支那人の惡弊……………二七
- 四、不衛生の生活……………二九
- 五、支那人の罵言……………三一
- 六、支那の人情……………三三
- 七、支那人の迷信……………三三
- 八、支那人の商賣心理……………三五
- 九、日本人排斥の理由……………三九

**第二篇 支那商業政策案**

**第一章 中國經濟對策委員會の組織と機能**

**第二章 内國商業政策**

- 一、商業組合制度の確立……………五二
- 二、商工相談所の創設……………六三

- 三、合作社(産業組合)制度の確立……………六四
- 四、副業授産所の創設……………六六
- 五、職業紹介所の創設……………六七
- 六、託兒所の創設……………六七
- 七、養老院の創設……………六八
- 八、各種醫療施設の創設……………六八
- 九、交通機關の開發……………六八

**第三章 金融政策**

- 一、北支における事變後金融情況……………七二
- 二、中央銀行の創設……………七九
- 三、産業振興組合銀行の創設……………九〇
- 四、銀號、當、典其の他庶民金融機關の調整……………九三
- 五、小本借貸處の擴大……………九三

**第三篇 支那商業の實際**



第一章 支那における商業組織の實際……………九五

一、商、人、團體……………九五

二、個人經營の組織……………九七

三、支那商業取引機構の實際……………九八

四、支那における商品名……………一〇一

五、支那の商人團體名……………一〇四

六、公共市場及取引所……………一〇七

第二章 各地の經濟狀況……………一二

一、北支の經濟狀況……………一二

二、中支の經濟狀況……………二八

三、南支の經濟事情……………四八

第三章 日支の通貨攻防政策……………一五五

一、通貨戰に日本の採りたる諸政策……………一五五

二、戰時下重慶政府の採りたる法幣擁護策……………一七一

第四章 貿易政策……………二〇七

一、關稅改正の要領……………二〇八

二、貿易組合制度の創設……………二一五

三、日本商品館の創設……………二二〇

四、支那貿易館の創設……………二二二

五、日本貿易幹旋所の擴充……………二二三

六、日本商務館の擴充……………二二四

第四篇 支那金融機關の實際……………二二五

第一章 支那の庶民金融機關……………二二五

一、個人金貨……………二二五

二、質屋……………二二七



三、代	當	二二三
四、合	會(無盡)	二三五
五、錢	莊	二三七
六、信用合作社		二四一
七、農業倉庫		二四四
八、小本借貸處		二四四
九、儲蓄會		二五二
十、農民貸借所		二五五
<b>第二章 支那國立銀行とその歴史</b>		
一、戶部銀行の創設		二五七
二、大清銀行の創立		二五九
三、中國銀行の創立		二六一
四、交通銀行の創立		二六二
五、中央銀行の創設		二六五

第三章	國民政府の幣制改革と金融統一	二六八
第四章	一般銀行の情況	二七三
一、支那に於ける外國銀行		二七九
<b>第五篇 支那貿易の實際</b>		
第一章	北支に於ける貿易の實際	二八三
第二章	中支に於ける貿易事情	二八九
一、上海に於ける貿易事情		二八九
二、漢口の貿易事情		二九五
第三章	南支に於ける貿易事情	三〇一
一、廣東の貿易		三〇二
二、香港の貿易事情		三〇四
第四章	事變前の支那貿易	三〇八



第五章 事變後の支那貿易の實際……………三二一

- 一、事變に因る影響と變化……………三二一
- 二、事變後の國別貿易狀況……………三二九

第六篇 華僑の實情と經濟力……………三三九

第一章 タイ國に於ける華僑……………三三九

- 一、タイ國に於ける華僑……………三四〇
- 二、日泰貿易上の華僑排斥運動……………三五〇

第二章 比律賓に於ける華僑……………三五四

- 一、華僑の人口と情況……………三五四
- 二、比島華僑の特性……………三五六
- 三、比島に於ける華僑の經濟上の地位……………三六〇
- 四、華僑と日本人……………三六三

第三章 佛領印度に於ける華僑……………三六六

第七篇 極東を繞る經濟と各國の政治動向……………三七二

第一章 支那事變と極東經濟……………三七二

- 一、佛印に於ける華僑の沿革……………三六六
- 二、人頭税と華僑……………三六九
- 三、華僑の經濟的勢力……………三七〇

一、支那事變と各國の態度……………三七二

- 二、極東に於ける英米佛の政治的利害の一致……………三七九
- 三、濠洲の政治的地位……………三八三
- 四、蘭領印度の經濟的地位……………三八四
- 五、印度の政治的地位……………三八七
- 六、比律賓の政治的地位……………三九〇

第二章 南太平洋諸島の經濟的價值と軍備……………三九四

- 一、濠洲及びニュージールランド諸島の經濟價值と軍備……………三九四



二、フィヂ島の經濟資源……………	三九五
三、ソロモン、ギルバード及びエリス諸島……………	三九五
四、ニューカレドニア島のニツケル礦……………	三九六
五、海峽植民地の經濟と軍事上の地位……………	三九七
<b>第三章 太平洋と米國の軍備……………</b>	<b>四〇〇</b>
一、比島及ハワイと米國の軍備……………	四〇〇

## 第一篇 支那經濟と支那人

### 第一章 支那經濟開發の意義

支那に於ける經濟開發は時代的に種々の意味をもつて來た。或は軍閥の爲め、或は政治家の私腹の爲め、若くは列國の利權獲得競争の爲めの開發であつた。

その爲めに政治は勿論、經濟組織、その情勢までが割據的に、地方的異色をもち、支那事情の分裂と複雑を益々深化せしめ、また外國資本の侵入は、帝國主義の尖銳となつて活躍、所謂「支那の銀行と鐵道による征服時代」を醸すに至つたのである。即ち、一八四〇年より一八四二年にわたる阿片戦争によつて、英國が強引に清國をして南京條約を締結せしめ、南支五港を開港し、香港を割讓せしめたのを嚆矢として、以後支那は佛、露、獨等の同様の要求に應じなければならなかつたのである。そして外國資本は此處を基地として、先づ海關を手に入れ、次ぎに銀行を設立、續いて鐵道借款を成立せしめ、其處に技師又は會計監督を入れて、事實上これを支配して、その利益を最も合理的に搾取し、遂にその結果は支那をして「眠れる獅子」を、更に「死せる獅子」と爲さしたのである。蓋し今日、日本が遂行せんとする興亞の大業は決して斯る種類の何物



でもないであらう。

即ち、近衛聲明<sup>(2)</sup>以下歴代政府によつて唱道せられたる如く、東亞の新秩序の建設にあるので、秩序は即ち正義なり、正義は即ち仁にして禮、信である。故に事變の代償と交換的に物質的利益を獲んとするが如き意志を毛頭有せざるもので、此處に聖戰たる所以があり、支那經濟開發もこの秩序の上に「安居樂業」の建設であつて、第七十五議會によつて聲明せられたる如く、嘗て諸外國に依つて實行されたるが如き吸血鬼の化身では絶対にないのである。即ち支那をして我々日本の經濟的好餌たらしむべき存在に置くことにもあらず、また支那をして日本の從屬國たらしむことにもあらず、そは、日、滿支共同體制による東亞永遠の發展の基礎たらしむべき重大目標にあり、兩三國が現下の内外重大時局を眞に理解して最も眞剣に、最大の責任と最後の一人までがこの爲めに身命を賭して悔いざる勇敢なる努力が要求されなければならぬのである。故にこれこそ、實に兩三國の共同責任にして、東亞に生を享けた我々黄色人種の最大の使命であり、且つ究極の運命であると悟らねばならぬのである。

我々は常に、何時も、絶えず、運命と云ふものに約束された使命に對して最大に忠實でなければならぬ。しかし、我々は往々にして、知識と思索と意識の缺如の爲めに運命を解せず、これを偶然と誤解し易いのである。また運命が感情の爲めに責任に變り易いのである。即ち責任が運命であると解すればよいが、運命が責任であると解する様なことがあつては斷じてならぬ、それは

最も恐るべき誤謬である。それは運命を肯定して、否定してゐる。運命は責任を否定してこそ肯定されべきものである。運命は責任と云ふ思索の範圍から逸脱した處に在り、即ち、此處で運命とは責任の有るとか、無いとか、人爲的の何物も思索しては居ない。責任が何れの國民の爲めにも課せられたのではない。互に斯かる責任をもつて生れて來たことが既に運命である。故に、この責任こそ共同の責任で、我々は斷乎、この責任を果さねばならぬのである。即ち、この責任を了解してこそ、東亞の新秩序建設が完全し、興亞の實を擧げ得ることが出来るものと確信するのである。

また、更にこれによつて支那經濟開發の意義も明瞭になる如く、それは從來の征服とか擄取とかと云ふ觀念から全く遠く離れて、運命的共同責任とされてゐる處に日、滿、支兩三國民が最大の努力を拂はねなければならぬのである。我々は義に列國が爲して來た如く支那大陸をして「眠れる獅子」または「死せる獅子」となしては勿論斷じてならぬ。我々こそ、我々の責任をもつて「生ける、而も最も能力ある獅子」と育て上げねばならず、これが最大の使命であり、所詮共同責任であるのである。即ち、アフリカ大陸の如くならしめては絶対にならぬ。少なくとも嘗て英國が爲した如く「支那大陸をして、アメリカ大陸の如き發展に導かざればならず」斯くの如き發展あつてこそ、東亞の永遠の繁榮があり、アジア民族の輝かしき歴史の發足が始まり、此處に永遠の基礎が築かれるので、單にこれによつて、支那の日本への從屬である等と毛頭考ふべきでな



い。若し、斯く考ふるものありとすればそれは明らかに、上述の民族使命の大なる誤謬と云はなければならぬであらう。

註 (1) 各國は支那租界に銀行を設立、銀行券を發行、又鐵道借款を引き受けて、金融界並に事業界に侵入此處に一大勢力を扶植したのである。

(2) 昭和十三年十二月二十二日近衛首相は日滿支那三國は東亞新秩序の建設を共同目的として結合し相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんことを期し、支那主權の尊重を強調したのである

(3) 作田莊一博士「支那事變の意義」五一頁

「事變の損害と交換的に事變地に於て物質的利益を獲得することは通例の戰費賠償が期待されない實情から見れば一見適宜の方法とも考へられるが、それもその物質的利益が歸屬すべからざる者に歸屬しないやうな企業形態をとるときに於てのみ考慮さるべく、尙それとても事變に關する政治工作及び思想方針が整はない間に手を下すことは、事志と違つて意外の惡效果を齎す惧れが多分に存することを豫見するを要する。……今度の支那事變はこれまでに類例のない高遠の意圖の下に斷行されたものである。従つてこの戰は、感激に堪へないほどに善戰する皇軍の名譽の爲にも決してこれを物取り仕事に變質せしめてはならぬ。」

(4) 朝日新聞 昭和十五年一月二十日

### 一、支那經濟不振の原因

しからば更に、支那經濟の開發は如何なる意義をもつものであらうか。支那は莫大なる原料資源國として世界の寶庫と唱へられた。しかし、絶えず動搖する政治と社會と列國帝國主義又は資本主義の爲めに一般民衆は、血は吸はれ、肉は枯れて悄然たる態にして、彼等は遂に細民と化し土地を去り、或ひは都市へ出て、日傭人となり、或は苦力となり、或は海外へ逃れて労働者となり、棄僑とならざるを得なかつたのである。

更にこの災患に油を注いだものは、長江並びに黄河の水害であつた、即ち、「黄河の水を治めるもの、則ち天下を治むる者なり」と云はれたる通り、この治水事業は支那開國以來、歴代政府の最大難關事業にして舜時代より支那を悩ました難物である。その爲に一般民衆は疲弊のどん底に落ちて何千年と云ふ間暮らして來た。その爲に彼等は貧乏は何千年來からの貧乏で、彼等は決して貧乏から離れることは出来ないものと思つてゐる。だから彼等はこれに對して強い反撥も試みよう等と思はぬのである。

農民や一般民衆は下述の如く、金融硬塞——不當搾取と軍閥の壓政の爲めに全く萎縮——衰微状態にあるので、偶々水害による農作物の不收穫は彼等をして土地を奪ひ、家を奪ひ、終には彼等をして故郷さへ離れなければならぬ運命に陥入れてしまふのである。それ故に私は此處で支那



商業政策を建てるに當つて、この水災から支那國民を救ふは元より、更に、經濟開發が單に石炭の搬出、鐵礦の採掘等の支那大陸の資源開發に止まらず、これ等細民の經濟環境の改善を計り活潑なる經濟活動の發生をうながし、更に生活を富裕ならしめ、先づ需要を喚起せしめねばならぬものと信じ、中小商工業者や農民の經濟狀態を改善することなくして、決してその實は擧げ得るものでない。その爲には大資本により、大鐵山を開くことも、また大鐵道を敷設することも、また一大工場を建設し、労働者を收用、生業を興へることも共にその解決である。しかし、それでは尙少しも救ひ得ざる部分が大きく残されてゐる。支那人は生來商業にすぐれたる素質を有すると云はれる如く、生業を失つた彼等は都市或ひは海外に出て商人となつて、極めて僅少な資本から一躍大資本を擁するものになつた例は決して珍らしくはない。然し彼等のすべてが決して斯くなるのではなく、其處にはまだ一救はれざればならぬ部分が如何に大であるか、支那の地に一歩足を入れたものは齊しくこれを實感するであらう。

またこの小商業者の多數は一方に商業組織を複雑化せしめ、支那經濟の開發に大きな障害をなすので、この開發こそ、先づ第一に、究極、因つて來る根本原因たる下層人民を救済し生業を興へ、且つ豊富なる労働により一方には生産開發を、他方には需要を喚起し、生産及び配給を旺盛にし、これを日、滿、支三國に關聯結合することにより、支那經濟開發の意義が大成せらるゝものと信するのである。

即ち此處では資源開發とか工業生産を擴充する以外に（これ等は工業政策に委して）商業部門に涉つて眞に因つて來る根本原因を正し、國民の生氣ある經濟活動を喚起し、活潑なる商業發展を期さなければならぬのである。

## 二、支那の水害

尙此處に支那に於ける水害の如何に甚大なものであるかを紹介するならば、恐らく讀者自身も今更の様に驚くことであらう。

即ち現在の日支事變が黄河の決潰と揚子江の増水に重大影響を受けねばならぬと云へば信じられぬであらう。然しそれは作戰上は勿論、經濟上に支那民衆を通して我國經濟に大なる影響を及ぼすからである。敵は我が隴海線攻略が鄭州の攻略により、將に一段落を告げようとしてゐる直前に、最後の窮餘の一策として、鄭州東方の黄河の堤防を決潰した。しかし、黄河の流域は沖積土よりなる爲に上流の沿岸を削つては流し、下流には我々には想像も及ばぬ程の土が堆積し、出水の度に河瀬が變り、又河床が高くなるので、その度に堤防を高くして行くから、何時の間か河床の方が一般土地より數丈も高い臺地になつてしまつたのである。しかるに今度はこれを決潰したから堪らない。水は瀑布の様流れ落ちて沿岸一帯を道路と云はず、農作物と云はず、人家と云はず、一氣に吞んでしまつた。それ故に、皇軍の進撃は勿論休止しなければならず、水は忽ち



十數縣を包んでしまつたのである。昭和十年の堤防の決潰にはその罹災民が山東だけでも五百萬人救済を要するものが二百萬人、これに要する経費が千五百萬元と云はれ、罹災民の内、若い者は残したが老少婦女が三十六萬、濟南省城に殺到する有様で、その中一萬八千人は残し、他は一萬とか、一萬五千とか、水災のかゝらぬ縣に分配して養はせることにした。しかしこの水は夏の間は仲々引けず、その内に氷結期に入つてしまふので、必ず水の乾けるのはその次ぎの年の七八月頃までかゝり、はやくても一年間はどうしてもかゝるのだから堪まらない。ぐづ／＼してゐるとまた洪水に見舞はれる有様で、遂に人民は土地から離れなければならぬ様なことになるのである。

また揚子江の増水も恐るべき被害を與へるもので、昭和六年の水害には罹災民は實に五千萬人流域湖南、河南、江西、安徽、江蘇の六省に亘り、浸水面積實に四萬八千七百方哩、被害耕作面積一千九百四十萬畝、被害甚しき縣は百九縣に及び、浸水面積は實に驚くなかれ、我が日本本土に及ぶのである。

省名	水災面積 方支那里	受災人口 千人	同耕地面積 千畝	被害甚しき縣數
湖北	一八、〇〇〇	九、〇〇〇	七、二〇〇	三〇
湖南	八、五〇〇	二、五〇〇	三、四〇〇	一六
江西	三、五〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一一

安徽	一一、〇〇〇	五、〇〇〇	四、四〇〇	二七
江蘇	七、七〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二四
計	四八、七〇〇	二二、九〇〇	一九、四〇〇	一〇九

耕地の罹災は全國耕地面積の百分の十二に達し、收穫の減少は全國の百分の二十に達する。殊に米作は湖北、安徽兩省が最も甚しく、僅かに四分作、湖南は五分作、江西省は六分作、江蘇、浙江の兩省は七分作と云ふ程度で、更に湖北棉は四分作、太倉棉、通州棉は六分作、上海棉は八分作で、桑の被害は江蘇省が六割、浙江省が四割、更に浸水の爲めに根が腐ると懸念された。以上によつて、支那に於ける水害の如何に甚大にして、且つ重大なるものであるか、我々にも知ることが出来るであらう。殊に該地方は支那の食料生産の唯一の地方である丈に尙一層の重大性を加へるのである。また斯かる故に、この水害の如何は時局の情勢に重大の影響をもつものと言つても決して過言でないのである。しかし興亞の大業は先づ秩序の確立と經濟開發にありとすれば此處に一大治水政策が金種の音高く下されなければならぬのは勿論である。



## 第二章 支那商業不振の原因

支那大陸は物資に恵まれ、消費人口も四億を擁し、然も彼等が生來商才に長けて居り乍ら、未だその大なる發展を爲し得ず徒らに大なる身體をもてあまして居るに過ぎない。假りにこの恵まれた環境にあつて施政の宜しきがあつたならば、既に世界經濟を支配してゐたであらう。しかるに、支那四千年の歴史を顧るも、眞に民生の爲めに政策が下された事はなかつた。又下されたにせよ、それは他の權勢の爲めに利用され、または妨害され、その成果は常に期せられず、今日に到つた。故にその最大原因はなんと云つても絶えざる政權の動搖にあつて、來る政治も國民の壓政を怠らず、延いては國民をして、保守的にし、退嬰的にし、商業に於いても進んで大なる資本を投下して、新しい組織に、新しい設備をすることも爲さず、舊態依然として、從來の範圍で出來るだけ、能率を挙げようとする風習にしてしまつたのである。今左にこの不振の原因の主なるものを挙げれば

- (一) 政權の動搖
- (二) 多年の壓政
- (三) 社會施設の不備

- (四) 課税の過重
  - (五) 金融政策の不備
  - (六) 商業組織の複雑
  - (七) 交通の不備
- 等が挙げられるのである。

### 一、政權の動搖

重なる政權の動搖はその度毎に戰禍と掠奪が行はれ、人民は安らかに生業を樂しむことも出來ず、その上に國民に對しては何等社會施設を構する事なく、多額の貢納を要求し、徒らに民業を壓迫する許りであつたので、人民は次第に塗炭の苦境に陥入つて、民業は次第に衰微せざるを得なかつたのである。而も斯くして社會に陸續として押し出される細民に對して何等の救済も行はず、彼等の自由に委せてあつたが、彼等の行くべき道は何處にあるであらうか、それは前に記した通り、更に彼等は督軍や、革命軍や、土匪の仲に投ずるより外はなかつたのである。また政府は勿論官吏までが民衆を搾取することに狂奔してゐる様な有様で例へば縣知事を五、六年もしよものなら一郷の富豪となれる様な譯で、しかも辭める時には、自分で適當の場所に合作社や、錢莊等を建て、置いて、自分がそれを經營、高利貸をすると云ふ有様である。



## 二、金融政策の不備

更に金融政策の不備も支那の經濟開發を遅延せしめた最も大なる原因の一つである。一九三五年の幣制改革<sup>(7)</sup>までは各地方銀行が皆な各自の銀行券を發行し、巨利をむさぼつてゐた、それ故取引の煩雜と地方經濟の孤立化を益々助長し、幣制改革後と云へどもその儲みは多分にあり、更に今日まで法貨がなきこの一つの事實をしても、未だ眞に統一されず、中央集權化されて居ない事實を立證するもので、自らの財政の基礎たる關稅收入も外國海關の手を経てゐる有様で、金融機關の整備等と云ふ末梢的なのは思ひもよらなかつた。その爲めに、特に支那の庶民金融機關の亂立の弊害は甚しく、これ等が不良官吏の手先となり、または強慾な資本家の使徒の賊となり、一般民衆を苦しめてゐることは、誠に吾人の目を掩ふものがあるのである。それ故に一般民衆の疲弊益々深刻化した今日に於ては、支那開發の重大目標は是非共一般民衆を救ひ起すより外はないと確信し、そのためには、金融機關を整備改革し、一般民衆にグニの如く深く搾取の根を喰ひ入つた、庶民金融機關を解體、民衆の爲めに再組織し、解放せねばならぬと信するのである。即ち金融業者は農民又は中小商人の金融硬害に乗じ、高利にしかも過大なる擔保を要求して、偶々水害でもあつた時には、農民に向つて土地の返還、家宅の明け渡しを要求する。これは單に錢莊や、典當や、合作社等の庶民金融機關許りでなく、一般商人も農民に同様の手段で壓迫するので

農民の經濟的開放は、この金融機關の改革なくしては全く絶望である。

## 三、商業組織の複雑の餘弊

更に商業組織の複雑も經濟開發に多大の障害を爲してゐる。その様子は下述の通りであるが、これ等の手を順次に経て行く爲に商品配給路は頗る複雑で、一般消費者の手に渡るにも勢ひ割高となり、商機の迅速を缺く缺點が決して少くなく、その組織も數世紀前の舊態その儘で、蒙疆地方の都市は勿論、北支の北京天津等にも廟市、燈市、肉市、猪市、羊市、鳥市、果木市、煤市等が開かれてゐる現状である<sup>(8)</sup>。それ故この配給機構を整備して商品の集散を圓滑にすることは目下の急務であることは疑ひないであらう。

## 四、交通機關の不備

また經濟開發には交通機關の充實を計ることが同様に緊急必要とされる。嘗て支那にも交通機關を開發、充實することが既に重要政策の一つに取り上げられて來たが<sup>(9)</sup>、殊に幾多の鐵道が外國資本により重要幹線が開通され、近年道路も次第に開かれて來たが、しかし、未だ廣大な大陸に對して決して充分と云へず、それが現在重要資源の開發を急ぎながらも鐵、石炭の開發が思ふよりに行かざる最大原因を爲してゐる。



それ故に鐵道の新設、自動車路の開設等が目下の急務とされてをり、又支那は水運の便に比較的恵まれてゐる。古語に南船北馬と云はれる通り北部は鐵道の便開けず、主なる交通機關は馬であり、南部は水運の便よく、黄河、白河を南め、揚子江は實に世界の水運河と云はれ、河口より六百海里の上流まで千餘噸の汽船が通航出來ると云ふのである。

更に天津より浦口に通ずる運河の支那經濟に寄與する處は絶大である。尙河水を航行する支那特有の戎克は實に世界の名物の一つであるその大きさ、その様子も支那の異色を形成してゐる。又恐らくこの種の船の世界總數の過半數はこの支那中南部に集つてゐると云へるであらう。

註 (5) 外國の新聞と雜誌四〇三號長野朝野河決潰と揚子江の増水一三七頁東

(6) 東亞研究所比律賓に於ける華僑、貿易局編阪神地方に於ける華僑

(7) 關西大學刊傍島省三著支那幣制改革とその動因、蔣介石政権は財政主權確立の目的から從來の自由發行制度を廢して一九三五年十月三日を以て中央、中國、交通の三銀行の發行券を無制限に通用の權限を附與して、他行の發行を制限したのである。しかし、この結果は影響する處大きく、蔣介石政権の中央集權化に與つて力があつたのである。

(8) 滿鐵産業部、北支經濟綜觀四六二頁

(9) 滿鐵産業部、北支經濟綜觀四三〇頁及び全國經濟委員會、工作報告(民國二十六年二月)二頁及び内閣情報部編、支那に於ける交通機關一〇—一二頁

### 第三章 支那人の心理と日本人排斥の理由

#### (一) 國民性

(イ) 國家觀念 「好鐵は釘に打れず好男は兵に當らず」と大陸に於ては武人は最も賤しい階級である。しかるに同じ儒聖の大義名分、仁義禮智信の教旨を受けた我國に於ては武人は皇族に亞ぐ尊貴階級であるが、「所變れば品變る」と譬へながら、時代の變化はかくまで人心を變へて行くか、我々はその變化の著しさに心から驚かされる。即ち、兵士は常に人民に對して、掠奪や危害を加へてゐたので、兵士と云へば人民から常に恐怖の存在であり、自ら嫌武の思想を抱かしたものである。この卑武の思想は彼等をして國家觀念を薄弱化し徒らに平和を愛好し、自由主義に走らせたのである。しかしこの國家觀念も周圍の環境によつて變化するもので、昔は支那人は非常に自尊心の強い國民で、他國を非常に卑下して、自分の國より他に立派な偉い國はない、アジアの一番よい處を一人で占めてゐて、それ故に支那の文化がこれ程までに開けたと信じ、外國を自分と同等に考へたことはなかつた。だから、他の國家と競争的觀念を起したことがない、それ故に國家觀念の喚起も、強化もされなかつた。すべての外交交渉に於ても外國使臣が支那固有の禮を



以て来なければ、これを許さぬと云ふ有様で使臣に三跪九拜の禮を盡さしめたのであつた。しかし、時に支那對立國家が生じた場合、例へば宋時代にあつて、契丹が次第に勢力を得て宋を南へくゞと壓迫したので、遂にその存亡危く、その爲めに、滿洲の當時の金の援力を得て漸く契丹を亡ぼしたが、今度は再び金に壓迫せられて、岳陽から澳門まで南下しなければならなかつた。こんな時には支那不世出の愛國者を多數出したのである。即ち、岳飛、韓世忠、文天祥、謝枋得、張世傑等の忠臣が宋の滅亡まで身を鴻毛の輕きに置き、これが排撃國難に殉じたのである。また近年も同様、日本等は日清戦争前までは取るに足らぬ國家と思つてゐた、そして歐米からもいろいろの文明が入つて来る。しかし、一向彼等は驚かない、尙中國には立派なものがあると確信して、この文明を取り入れて完成すれば世界に冠たる國家になるものと信じてゐたが、やがて日本と一戦して敗退を喫した、しかしまだ、日本等は大したものとは思つて居なかつた。その後日露戦争で共和國たるロシアを撃破したので、はじめて日本を同等に思ふ様になり、又その頃支那には種々の事件が起り、その度毎に自惚の空樓が崩れて來、又近來蔣介石の排外殊に排日政策の徹底より國家觀念は喚起され、殊に今事變の南京陥落は此種の心理の表現は一層顯著となり、徐州の戦では過半数が志願兵士であつたことである。或る支那人の言によれば、「余は貴國(日本)が現在の措置によるならば、勝利に到達しても其後も亦危険だと認める。或は後者の危険は前者に比して大きいかも知れぬ、支那の青年は、この時に際し、極めて多くのものが自發的に團練の

家庭を離れ、前線に行つて戦争に参加し、むしろ、身を憔悴たる砲火の下に曝し、死生を顧みざることを希望してゐる。又幾多の國民にして戦禍を蒙り、家破れ、人亡び、憤然として戦線に入つて報復を計らんとするものも少くない。或は種々の刺戟から無限の怨を含み、將來もし戦敗れても、日本の國民とならんよりは、むしろ、英、米、ソの奴隷になるにしかずと公言するものもあり、千眞萬確余は之を以つて兩民族及び東亞の前途の爲に大きな憂を深くするものである。又戦線より歸還したる將兵の話によりても支那兵は昔の比ではないと、その勇猛果敢振りを驚歎してゐるのを聞くのであるが、これによつて抗日教育の徹底と相待つて國家意識の強化を知ることが出来るのである。

(口) 保守的 第二に彼等は最も著しい國民性として保守的である。日本では何人でも新らしい文明が入つて來れば直ぐにこれを取り入れ順應して行くが支那人はさう簡單に取り入れては行かない。彼等は傳統的に東亞に於いてすぐれた文明をもち、常に他の國にこれを教へて來た歴史的影響もあり、先づ第一に自分の持つてゐる獨特な文明を保護すると云ふ態度を執り續けて來た國民である。支那人の政治、社會思想を指導して來た論語に一貫して流れる思想はこの保守主義以外の何物でもない。この爲めに支那は近代文明から益々遠ざかつてしまつたので、彼等は新しい文明の利器がどん／＼入つて來るにも不拘、一向利用しようともせず、自分の方が獨特の好い處をもつてゐると自惚れてゐて、その爲めに例へば商業機構にしても、同様である。しかし、



自分が他より劣り、他に秀れたものがありと思へばこれを絶対に取り入れぬ國民ではない、西洋の軍艦が支那の我克よりも強いと悟ればこれを入れ、西洋式の軍隊が強いと思へば西洋式に軍隊の訓練をしてゐる。また富者は大概租界に集つて、子供は外國租界の學校に入れ、彼等は流暢に英語も話せば、佛語も読み、また彼等の床は大概寢臺である。

(ハ) 傲慢不遜 第三に支那は傲慢不遜である。自尊心が強くて自分丈が偉いと思つてゐる。それは日本人に對して許りではない、西洋人に對しても同様で外人は中國の文化を慕つて來ると思つてゐる。しかし今日になつては強ち、全部を馬鹿にしてゐるのではなく、日本にも好い處はあるが中國には好い處が澤山ある。また西洋も同じである。西洋と日本の長所を取り入れて行けばよいのだと思つてゐる。そして彼等はやはり「衰へても大釜の底である」「支那は眠れる獅子だ」と信じてゐるから眞に外國と手を握つて頼りつゝ頼られつゝ行くと云ふ考へは仲々もてないらしい、それ故東亞新秩序建設にも彼等をして日本と一致提携して行かなければならぬことを是非共認識させなければならず。これこそ現在日本に課せられた重大な仕事である。

(ニ) 卑武尙文の理想 學問を尊び、武を卑しむ國民であることは前述した通り、武官を非常に卑下する、自分が食ふに食なく、働くに働なく、頼るに人なくとも、まだ兵士にならず、苦力になる。それでもいよ／＼なければ兵士になるが、さもなければならぬ。しかし最近餘程改善された様だがまだこの國民性は残つてゐる。

(一) 「口だけの愛國者」今度の事變に際して佛國グランゴアール紙記者エドアール、エルセイは同紙に事變觀察の印象記に「口だけの愛國主義者」と云ふ見出しで載せてゐるも、敗殘兵が佛國租界に雪崩れを打つて逃げて來た、その列がヂェスイツト派の私立大學の前を通過した時、醫者、辯護士、學生、教授等と若いインテリ支那人の一團が之に罵詈雑言を浴びせかけたので、見兼ねたジスイツト派の教父が此の暴狀をいさめて、

「諸君少しは憐れんでやり給へ、敗れて來た兵士連ではないか、幸ひ君等は若い、頭數もある。丈夫なもの許りだ、一つ代つて戦争に出たらどうか、或ひは盛返すことも出来るかも知れぬ。すると若い學生達は意外な言葉を聞くと云ふ顔付きでいきり立つて、

「僕等が戦争に出る？ まさか苦力ちやあるまいし」と。ブルジョアやインテリの青年連が口こそ熱心愛國主義者であるが軍隊生活を絶対に嫌つてゐる、しかしそれは軍人本能が缺乏してゐるため許りではない。數年來の蔣の努力にも拘らず軍人家業が相變らず、彼等の目には飢ゑしのぎの窺策としか映らない。それ故に一度兵隊家業に入つたら、面子は永久に丸つぶれである。またこの思想から歴代の天子も翻道は一番嫌はれた。漢の文帝は匈奴から脅され、宋の仁宗は契丹や西夏にまで謝つてゐる。しかし、名君とか、仁君と崇められてゐる。

(二) 笑へぬ笑話 またこんな笑らへぬ笑話がある。これは或る人の話であるが北京に滞在申



ある書店が一年十萬圓許り本が賣れるが、三萬餘圓は日本へ、三萬餘圓は支那全國へ、あとの三萬餘圓は北方の軍閥に賣れるとの事、その當時威勢の張作霖や、綠林出の字一字も讀めない奴が何故に本を買ふか、一寸不可解で仕方なかつたが、大官になると如何にも本が解り、文學を重んずるやうに振舞はなければ、やつて行けぬとのことであつたさうだ。本を買ふのも大變だ。奉天の官殿の文淵閣は正にこの爲めに設けられたものである。また支那人はよく本を出す、そして豫約出版物に於て驚かされる。例へば約束の頁よりも數百頁も多く、卷數も倍數にもなつても、その豫約通りに必ず出版する。彼等はこれによりて儲ける處か多大の損をしてゐる、しかし彼等はこれを出して多大の名譽にしてゐる。

(水) 關祖蔭子孫 支那人は大家族主義を持つてゐて、その家長は絕對權限をもち彼は祖先に對しては非常に敬虔である。自分が天子となれば自分の父を天に配すと云ふて、天として祀らなければ、自分はその榮譽につけない。又は自分は「光祿太夫」の官になれば、その父祖も夫に相當する官位を追贈して、其の榮譽を兩界まで及ぼすのである。これを顯祖、又は耀祖と云つてゐる。蔭子とは自分が功勞によりて得た、榮譽を子々孫々に世襲せしめることで、尙これを相續外の男子にも及ぼさんとするものもある。

榮妻も同様、支那にありては男女同權であつて、即ち「天地ありて、而して後萬物あり、萬物ありて、而して後男女あり」で妻は夫と同様の地位に進むのである。妻も夫と同様の位階服を着

用し、墓誌銘にも同様に記されるのである。このことは支那人の大なる國民性の一つである。(6)

(ハ) 支那人の長所 長所としては仲々日本人に比して優れたる所をもつてゐる。

第一、國民全體が偉大なる體力の保持者であること。

これはなんと云つても支那の大きな國力であつて、將來を期待するに十分である。

第二、知識能力を相當に有つこと、彼等は自ら自慢する丈けに過去數千年より、すぐれた文化を起して來た、彼等は學べば必ず優秀の美を爲す民族である。美術に於いても、然りである。

第三、物事に極めて勤勉であり、而も忍耐力に強く、よくその自己の環境にあまんじ、而もこれを忍耐強く、勤勉に解決する、これはよく華僑の生活に見出される處である。世界の勤勉なる民族は支那人であると云つても過言ではなからう。

第四、節儉である。彼等はよく粗末な生活にあまんじ、貯蓄する。だから、彼等は生活に強い自信と餘裕をもつてゐる。尙我臺灣にあつても經濟界を握るものは漢族であると云はれてゐる。

第五、交際が上手である。長い歴史は争鬭の間に過ぎた、その故に非常に交際上手に國民を仕立てゝしまつた、蘇秦や張儀はその好例であらう。

第六、大局を知る。彼等は少しもこせつかない、所謂のんびりとした大陸型である。しかも、その結果を知つてゐる。

第七、天命を知る民族である。彼等は、日本人が想像する様に死を怖れる民族では決してない彼



等は宿命觀をもち、これを悟つて、常に樂天的性格をもつてゐる。「安居、樂業」が彼等の唯一の理想である。しかし、一度宿命を知り、覺悟せば彼等は死等決して怖れてゐない、これを樂天的に悟つてしまふ、だから、昔にあつて忠言すれば必ず、その場で首を取られるを知つても、次ぎ／＼と十人も同じことを忠言して死んでゐる。勿論死は覺悟だ。

(ト) 支那人の短所 短所も彼等は著しい處がある。

第一、細かいことに極めて放漫であり、要領を得ない。「まだ二、三日は居ります」等と云つても今日過り出發するのかも知れない。

第二、亂張である。彼等の仕事は理路整然としてゐない。

第三、殘忍である、彼等は自分の父を殺しても平氣である。人殺等は何とも思つてゐない。それ丈に、彼等は非常に複雑した性格をもつてゐる。近くは張學良が父の張作霖を謀殺せんとしたことを以つても知られる。

第四、責任を回避する。外交交渉等に於いても實にこの様なことは巧く立ち廻る。交際に長け、この藝術にすぐれてゐるから、常に日本が外交戦に支那に苦い經驗を食はされてゐるが、彼等は天才であるからだ。

第五、猜疑心が強い、非常に自分をひがむ性質があると同時に人を疑つてゐる、これは支那人全般を通じて最も悪い、強い缺點である。

第六、盜癖がある。

第七、賄賂を取ることには彼等の常識だ、官吏と云はず商人と云はず、あらゆる仕事の裏には必ずこれが動いてゐることを忘れてはならぬ。

第八、迷信が強い。

第九、不潔である。

第十、面子を重する、面子を立てゝやらねば決して支那人との話は纏らないこと丈はよく心得て置く必要がある。現行犯でも他人の前で叱つたら、決して白状せぬことは木像か石の様だ。

第十一、自己保存の觀念が強い。

第十二、望郷心が強い。

彼等は何處に行つても必ず死せば故山に歸らねばならぬと思つてゐる。死骸になつても歸へることを願ふ、同郷人を愛する。

## (11) 家庭生活

(イ) 食物 家庭生活の先づ食物についてみれば支那人の主食は高粱、粟、玉蜀黍、麥粉で下層民は主として高粱、粟、玉蜀黍で、中流以上は麥粉又は米食であるが、中南支地方では自分の處で米を産するから米食するものも澤山ある。しかし近年は北支の方でも米食が伸々盛んになつ



て中流以上は大飯米食するとの事である。それ故に水田が次第に擴張されて行く。

又日常の食事は中流家庭でも案外に簡單であるが客膳料理となる日本で云ふ支那料理であつて却々贅澤三昧である。一番よい料理は個人の家庭で造つたもので料理屋からのものは二流、三流のものとされてゐる。中南支の方面でも同じで、これは昔、宮帝を始め大官連中がよい料理人を備ひ、彼等が互に食ひ廻つて會食しては自分の家の料理を自慢し合つてゐたので、その爲めに市中にはよい料理人が拂底してしまつたことがそも／＼の原因であらう。主人は評判ものゝ料理人を雇つて、自分自ら料理に明るく、これに絶えず干渉指圖をして作つたので、全く支那料理が世界の料理の中でも一番發達してゐると聞くが、原因は此處にあり、全く偶然ではないのである。それに支那料理は材料が非常に珍奇な而も高價なものを使ふ。料理の中心であるフカのヒレにしても、良いものは原料丈でも一皿分五十元位、それに鶏二羽も漬して味付し、二日間位煮てゐるので料理屋でやれば百元位費る。昔は百數十種の料理の種類があつた相だ、そして到底食べ切れぬ程食膳に出してよるこんでゐた、しかし最近普通の料理では一卓二、三十圓で、一卓をそのまゝ注文せずに、獻立表によつて適當のものを書き抜いて注文し、大概、燕巢とフカのヒレが付くのであるが、燕巢を入れるとそれ丈で高價になり、他の物が不味くなるのでフカのヒレだけを外を組合せる様になり大變進歩し實用的になつた。最近衛生思想も進歩して皿拭きの紙を使用してゐたが此頃は熱湯で消毒する様になつた。又元來支那料理は季節に無關係であつたが西洋

料理や日本料理の方法が加味されて季節物の料理がされる様になつた。

(ロ) 衣服 衣服も日本服や洋服の影響を受けて大變變つて來た、第一、男の服は綠色が主で普通青の衣服で裁縫が簡單だから親子兄弟共通でよかつたが、近年は日本の柄物の影響を受けて柄物が多くなり、また女の服も同様西洋流の柄、日本流の花鳥風月との中間の圖案式ものが流行してゐる。

型も洋服の影響を受けて、従來は長い手首まである袖の上衣と、長いズボンであつたが袖は肩まであり、ズボンは短く、昔は脚等は絶対に出さなかつたのが、脚の脛まで出して、而もノーストッキングで、足の爪まで眞赤に染めて、これが見へる様な靴を穿いてゐる。これ等は本當に著しい變化で主にアメリカ映畫の影響によるものであると云はれてゐる。又纏足等はもう勿論する人はない、纏足をしたものが普通の大きな靴を穿いて半分空らつたが、これが外から見へない様に出来てゐる靴を穿いてゐるが、これは短時代に急速の變化を物語るもので、頭も斷髮のチャレ波打ちが斷然流行のトップを切つてゐることは日本と同様である。

(ハ) 住居 住居は元來支那住宅は西洋式と一脈共通して、腰掛けと、寢臺の生活であるから中流以上の家庭では洋式轉換または、その折衷である。殊に租界に於いては家具類までが全部洋式である。この様な傾向が全支那にあるが農村、又は下級民の間にはさう變化はない。但だ自轉車、ゴム靴の使用の増加、今までの衣服も手織から工場製品に向ひつゝあることは事實である。



(二) 結婚 結婚は最近著しい變化をしたもの、一つである。昔は男が非常に早婚で、十一、二歳で遅くても十五六歳で、女は二十歳前後であるがこれが後の弊害の種で、一つに支那婦人の婦天下になり又蓄妾の原因となつたのである。しかし、最近では逆に男が二十五、六歳、女は二十歳前後になつて、一夫一婦主義に次第に接近して男女共に自覺して来たことは大なる進歩である。元來蓄妾の原因は一つは女性自身にあつたので、彼女等は非常に家庭に對して無自覺で、全く家庭の仕事等に手を出さず全然家庭生活を顧みない、家庭の料理や着物の世話主人の身の廻り等一切お構なしであるから、男は非常に日本の女を慕ひ、日本の男性を羨望してゐる。そして男僕を雇ふても、味氣ない、女中又は妾を有つと云ふ結果になつた譯である。しかし一夫一婦の女性には最近非常に自覺して来て日本人や、西洋人に接觸してゐるものは其の影響を受けて、自分で料理もやらないまでも料理場に出て、指圖したり、着物の世話をするやうになつて来た。

(本) 子弟 封建的悪習慣がまだ支那に大部残つてゐる、例へば昔から士大夫階級と云ふものがあり、一度高位高官に就いたものは門閥が生じ、此の門閥に生れたものは、子弟が皆遊んで食ふ習慣で、子弟は決して職に就くことを嫌ひ、世間もこれを變な目で見る、それ故にかういふ門閥になつたら主人はうんと金儲けをしなければ食つて行けない。其處で種々の弊害が生れて來、而も一家族丈ならいさ知らず、その一家族門弟が皆な集り一人の仕事もせず、贅澤して徒食し、一寸箸を落したやうなことでも女中を呼んでこれを取らせると云ふ具合ひで、世間もこれを當り

前と思つてゐる、この爲に自分の家族も又親族まで養ふ金を稼ぐがねばならぬことになり、その結果は政治を損ひ、社會を害して支那の發展をこの上なく障碍して來たのである。恐らく中央政府の役人は各々數百萬金を儲け、地方督軍は數千萬金の不淨の財を積んだのである。

### (三) 支那人の惡弊

(イ) 女 支那の海港都市に一度足を踏み入れたものは恐らく支那の不潔と、騒音と賭博と、阿片のカタチルに酔ひ、晝は右往左往するさわめきか耳を聳し、夜は歡樂のひしめきにうんざりしこの疲勞に夜はうなされる、これが始めて支那に渡る人の感想であらう。貨殖の熱情と享樂の耽溺、煌々たる電飾、美食を詰め込みに金持連が寄つて來る、笑聲に雜つて麻雀の牌の音歌妓の金切聲、漆黒の髪、絹の衣裳、脂粉の頬、動かない目、此の美女連は物を食ふお客の前で胡弓と合せて、間の長い小唄をキーキー聲で歌つて聞かせる。女は時間制で一部屋が済むとさつさと別の部屋へ行つて、また其處で一疊やる。この女が着飾つて、氣取つた腰つきでなよ／＼させながら歩く、また金のない者の爲めにはもつと大衆的の娛樂物、こゝの女連はもつと格安に、もつと元氣な金切聲で唄ひ、茶と強い酒を浴びる様に飲んでゐる。

(ロ) 賭博 それから賭博だ、町中が賭博のにほひで沁み出てゐる、彼等の最大の興味はこの賭博で、やり方も千差萬別、商取引までがこれによつてされてゐる、また貧乏暮らしの苦力までが



一朝の富みを運のきまぐれに委せて夢中になつて、鐵匙に血もかれた目をギョロ／＼させ乍ら、血の出る様な額縁を並べて一か、八かに現を抜かしてゐるのである。汪新政府はこれを禁止したがこの賭博が一つの國民性だ、空地で子供が何をしてゐるかと思へばやつぱりこれだ。

(ハ) 阿片窟 阿片窟も仲々繁昌して、支那人の阿片消費量は實に世界一だ。街には顔色の悪い女が歩いてゐるが男性は勿論これ等の女性までがこの阿片吸引者で、その不健康の姿には氣持が悪くなる。第一彼等はこれ等の料理賭博、阿片、女、酒、等の享樂文化を更に一體渾然融和のものに造り上げて、丁度支那料理が世界で最も進歩したものであることは衆人の一致した定見であるが、その進歩の極は物の渾然たる融和に存するので、一つ一つの物を別々に食ふよりも、これらと一緒に煮て喰つた方が滋養もあり、美味しくもあると云ふことを發見したが、彼等は遊ぶ時にもこの原理は忘れず應用して、五、六人で麻雀をやリ、一人二人は豫備で、疲れると途中で休んで隣の部屋に行き、すると其處には阿片の用意もしてあつて、ゆつたりと阿片を吸つて氣分を味ひ、其處には女もゐると云ふ具合ひ、こゝで疲勞が恢復すると又麻雀を始めると云ふ譯、この調和によつて、彼等は陶酔郷に没る。又料理の喰つた後にも準備された部屋で阿片を吸ふ、そして食事も非常に考へて、夜遅い時には消化し易いもので疲れを恢復するやうなものを運び、冬は温まり、滋養があるものとなる具合で、食物と麻雀と阿片を女が巧く調和を取つて、其處に生活享樂の極致を發揮し、陶然としてこの世ながらの極樂郷に没り。部屋の構造もこの様に出来

てゐて彼等はこの境地を「舒服」(居心地のよい陶酔郷)と云ひ、彼等のすべてが追求して止まない最も大事のもので、此の境地さへ興へれば、満足し、之を侵さなければ決して不平を云はない又これさへ興へられれば、日支事變が起らうが、また負けやうが、貧しからうが一向平然として自己の境地を樂んで「真中自ら天地あり」と、「安居樂業」の自己を樂しんでゐるのである。更に日本人は親切過ぎて、彼等から考へたら、「要らざるお節介」をしすぎるので、支那人の方では、「不舒服」で堪まらない。これからの日本人は彼等と接觸するのに餘程これは注意しなければならぬ。

#### (四) 不衛生の生活

支那に来て先づ第一に驚くのは見るもの／＼があまりにも汚いことである。家や街は勿論、着物のひどい汚れ、子供の顔の汚なさ、生れてからこの方恐らく洗つた事もなさうだ、またどの河を見てもどぶ川で、都會と云はず、田舎と云はず到處にかう云ふ光景許りが見えるので胸がむか／＼して來さうだ、しかし、これでも最近では衛生運動が熾んに叫ばれ餘程綺麗になつたと云ふのであるから、その昔はどんなであつたらうか。

(イ) 南京虫 又何處へ行つても南京虫と油虫の居ない處はない。むしろ、南京虫や油虫のゐない家は金のない證據であるとされてゐる、油虫の一族位養へないやうな家には金のある筈はな



い何處にでもこれがゐない處は全くなく、技術と衛生設備の粹を集めた上海のモダン、アパート邊りにもちやんとゐると云ふのだから。また地方へ行つて宿に泊る時は燈油を入れた四のブリキ罐を持ち來りてこれに燈臺に四本の脚を入れて寝れば南京虫や、百足の襲來を防ぐことが出来るとのことである。しかし支那人はこれを退治することを直ぐにあきらめてしまふ。否や、出来なものは二度とやらうとしない。例へばいくら臺所や廊下を掃除した處で顯微鏡で見たら幾百萬の病菌がゐるか判らない。彼等はどうせ完全に掃除出来ないものは、しても仕方ない、手頃の妥協を見付けて塵は机の下に掃き込んでしまふ、少しも邪魔になる譯ぢやない。

(ロ) 石鹼 彼等は汚ないものを着て何故洗濯をしないか？ 我々は直ぐそれを問ひたくなる果して彼等は生來の不清潔な民族であるか？ よく見たら決して彼等はさうでもなささうだ、永く支那にゐる中にこれは當然だと思へる様になつて來た。

現代普通の化粧石鹼を費澤と思ふものは何處にもあるまい。しかし支那にはこれが事實だから別世界だ。近代世界の唯一の世界だ。

洗濯石鹼一本にも手を出せない者がいくらでもゐるのだから驚く。然し考へて見れば直ぐ背ける安物の洗濯石鹼一本よりは一家の一日の食物の方が大切で、而も安く買へるのだ、支那人の着てゐる着物を毎日洗濯してゐたら、それこそ石鹼代が着物の何倍、食費の三倍にもなつてしまふ妙なことになるだらう。良質の石鹼一箇は貧窮生活者の一日の給料を殆ど丸ごと投げ出して買

へない、さあ飯か、石鹼かと云へば、恐らく私だつて飯の方を先き取るだらう。富裕の間は皆な清潔だ、買へないものは不潔な身なりで止むを得ず満足してゐる譯なのだ。従つて石鹼の商店の多いか少いかは、直ちにその地方の貧富のバロメーターになり、又豊作だと必ず石鹼の賣れ行きが殖え、凶作だと、忽ち、石鹼や煙草の賣れ行きがぱたり止まつてしまふと。だから支那の百姓は自分の煙草一箱買はうか、それとも女房に石鹼一つ買つてやらうかと思案鳩想の殘酷な板挟みにしば／＼苦しむのである。

### (五) 支那人の罵詈

支那人同士の交際は實に鄭重を極めてゐる、しかし一度仲間割れがしたら、また極端に惡口雜言、その深刻な表現は恐らく世界に無比だ。殊に女同士が喧嘩でも始めると、それは實に見物で終には、聞いてゐる方が根負けがして疲れてしまふ。早口に、キイ／＼聲を上げて、何時間でも惡態の吐き合をして隣り近所を榮しませる。よく舌や、唇が疲れて固くならないかと思ふ。又その惡態たるや、まことに絢爛たるもので、相手を洗ひ晒ひ、こき降して種がつきてしまふと、今度は親類、縁者の身邊にまで及び、この應酬でどちらか一方がへと／＼になるまで續くのである。この様な口汚い應酬は下層階級ばかりではない、貴賤上下を通じて何ら變ない。だから、これは支那人の一つの國民性の一つと云つてもよからう。日本が國際聯盟や外交戦で負けるのも當然



だ。彼等はこの種の天才國民で、殊に優雅な詩をつくり、人品學識共に備つた一世の學者、先生でも、一度赫つとなると、贈のつぶれるやうな文句をのけ／＼と吐いて見せる、所謂「白髮三千丈」式の形容表現が續々と吐きちらされるのである。いまその一口を一寸載せて見れば、次の鹽梅だ。

- 一、野郎、なますに刻んで天ぶらにしてしまふぞ！
  - 一、べろを切つてくれるぞ！
  - 一、手前の餓鬼奴等が死んでしまへばいゝ！
  - 一、鳥に目玉をほじくられるぞ！
  - 一、貴様の骸骨、犬に食はれてしまへ！
  - 一、手前のとこの奴等を棺桶に一緒くたに詰めこんでやるぞ！
  - 一、今に見ている、貴様の家が文なしになつて、手前を穴にも埋められないで豚に食はせてしまふから！
- 「口角泡を飛ばせる」と云ふが、それどころではない。終ひには、唇と舌と、齒と摩擦で口の中から火が出さうだ、そして、日本人なら今にもなぐり合ひになりさうだと思ふ位だが、しかし、彼等は決して手を出さない、本當に不思議な感情の持主だ。
- また外國人に對しても途方もない悪口を云つてゐる。しかし、一向分らない、知らぬが佛で

車夫、ボーイ、店員が愛想がいゝ、親切だなあと思つて氣を許してゐたら、とんだ間違ひだ、御本尊の前で途方もない文句で悪口を言つてゐる。實に罵詈雑言の窟の窟である。

#### (六) 支那の人情

支那人は他人の苦痛に對して本當に冷淡で、始めて支那に足を入れた人は實に怪しからんと正直に憤慨してしまふ。それは彼等は假令他人がどんな不慮の難に遭つてゐても、決してこれに手を出さうともしない、これは自分の貧乏は大昔から續いて來たことで、自分が死んだ後でも永久に續くのだ、これこそ、自分にはどうすることも出來ない嚴然たる事實だ、今日腹の空いてゐる者に、假令今飯を興へてやつても明日になれば相變らず空き腹を抱えなければならぬ運命だ、同族の者が飯を食へない時は、勿論食はしてやらなければならぬ、併し之は同族の義務であつて、決して人道的に考へるからではない。また、この逆を行けば他人にも迂濶に手を出せない。何故なら、手を出した處でこれを救つてやることは出來ないのだ、だから、一そ手を出さない許りさ。

#### (七) 支那人の迷信

(イ) 一日二食の猫 支那人の家にゐる猫は一日二回しか食物を貰へない、而も御馳走のある



のは朝飯で、夕飯に魚を食べる様な金持の家に居つた幸運な猫は、朝になつて食べ残しの骨を頂戴する、晝飯になるとさうく御馳走にはありつけない、夜、猫に物をやるのは不吉だと云ふ迷信があるからだ、しかし、これは何んのことではない。夜猫が御馳走にありついたら鼠は大吉で、枕を高くして眠れるから。

(四) 車夫と水 水を飲んだら不吉だと云ふ。彼等はこれを眞面目に信じてゐる。駕籠昇きや車夫や一輪車押しも、どんなに咽喉が乾いてもお茶にありつくまでは決して飲まない、井戸か、道端で水を啜ぐだけである。これは甚だ氣の利いた迷信で、元來支那の水は不潔極まり、病菌が充満してゐるから、これを沸したものでなければ飲まない方が危険がない。

(ハ) 來客と二階 支那人は決して來客は二階の居間に通さない。若し、これを上がらうものなら酷く御叱言を食ふからよく心得へて置くべきである。何故なら二階の居間と云ふものは餘程親しい人でなければ人を通さないことになつてゐる。

(ニ) コレラと注射 最近實にコレラが流行したので豫防注射を支那人に強制的にしたが彼等はこれを日本軍が毒を注射したので、もう一生姪姪しないとか、流言が横行して日本軍を困らした、殊に支那の婦人は他人に皮膚を見せることを極度に嫌ふから堪らない。しかしこれより日支の融和の爲めには我々が生れ變つた様な大きな度量の持主になることは勿論、あちらの習慣も知つて置かなければならぬ。第一支那人は禮儀を見て、人格を直ぐに評價する習慣がある。それ故

婦人の嫌ふやうなことは餘程慎まねばならぬのである。

#### (八) 支那人の商賣心理

「支那人は貧乏生活をしてゐるからなんでも安くさへあれば買ふであらう」と直ぐ想像するであらう、しかし、それは全く支那人を解しない人の言葉である。支那人が値切ることが幾ら好きでも安いもの許りを買つてゐる譯ではない、また彼は別の觀念で買つてゐる。どうせ買ふのだが一つ値切つて買ふと云ふ譯で、又値切ることなら骨身を少しも惜まない、しかし、いくら安いと云つて押しつけても先入主によつて買ふ氣のないものは一向反應ないことである。

(イ) 煙草と賣手 或る地方に絶對的勢力をもつてゐる或る煙草に競争しかけた煙草會社がある。元來煙草の配合はその道の通なら直ぐに分るのであるから、その煙草と全く同じものを配合して、これを賣り出し、その敵の前工場長をその工場長に据えて箱は支那人好みのけばくしい風景にし、赤と金文字を入れ、錫も普通よりも厚いものを用ゐ、おまけに値段まで遙に安くして、廣告にも最大の力を入れて大々的の販賣陣を張つた、全くこれなら成功疑なしと見込んだ譯である、しかし豫想は全くこれに反して、從來の煙草の愛用者は一向ついて來ない、どつちの煙草も味は同じである、どうせ同じなら今迄通りでよからうと相變らずやつてゐる。煙草丈はどうしても箱に金をかけなければ駄目だ、それは各國とも煙草界の通り相場だ、しかし、これが支



那に於いては適用されない。又迂つかり煙草の箱の模様も變へられないのである。馴染の箱には執着してゐて品を下げはしないか、胡麻かしはしないか、製造所の番地の數字が變つた位でも忽ち疑つて、受けつけない、讀めもしない横文字の中に一寸變つた所があつても早速見付けてしまふ、名前の文字を數へて確めるから堪まらない、従つて賈物の方も心得なくてはならぬ、字の數は勿論色彩、形まで一分一厘違はぬ様にして置かなければならない。

廣告のポスターでも同様で、どんな微細な點まで原物と同じに畫かねばならぬ。或る時煙草の廣告に九本しか内に見えなかつたので折角のポスターも不爲になつてしまつたとの事である。

(口) 針と景品 大小十二本一組みの針を景品につけて賣り出した、これこそ場合に應じてどんな針でも使つて、貧乏人でも、金持ちでも非常に便利で喜ばれるだらうと思つたらとんだ間違ひだ、「貰つた馬の口をのぞくな」、そんな不體裁をするものは恐らくあるまい。しかし、支那人は馬の齒を算へたり、體重や身長を計つたりする。日本人のやうに反物を買ふにも中を見もせず、尺を測りもせず買ふものは絶対にゐない。先づ尺を測らべ一尺一尺丹念に調べ上る。その針も一本／＼長さが皆な不同で、細過ぎたり、太過ぎたり、彼女の使へるのは一本きりしかない、するとその種の針を十二本揃へてくれ、さもなければ怪しいと云ふのだ。彼女は自分のほしいものの外は決して買はない。内容も皆な同じでなければ、處分品か、ハンパものとしか思はない。

(ハ) 米ロイ儲け 上海の支那街には煙草の喫殻一つ落ちてゐない、支那人は唇の焦げるまで

喫つてしまふ、しかし外國人は一センチも残してぼん／＼捨て、これを支那人は一つ一つ拾つて歩く、そして雨の日には紙と煙草とに選り分けて、ちやんと賣物の煙草に仕上げてしまふ。また支那人が戦争の後を血眼に飛び廻つてゐる、彼等は一體何をしてゐるかと思へば日本軍の射つた殼の藥莢を拾つて歩いてゐるのだ。

(ニ) 豚尾と海豚 上海の港に船がつく汚ない小船が我先きにと近づいて来る、どうするかと見てゐれば賈物や船員達の古着等を先きを争つて貰つて行く。本當に彼等は頭の上は豚の尾で、衣食も残物では海豚の緯名ものだ。

(ホ) 支那人の非能率 支那の最も大なる特徴は所謂大陸氣分であらう、行けども盡きぬ大平原、そして變らぬ單調な風物、悠揚迫らぬ彼等の態度と共に一體、大陸の土に或は長江の水の流れに融け込んでゐる、そして彼等は日の出から日の落ちるまで働いてゐる、しかし、近所に犬の喧嘩があれば、仕事はその儘にして見に行く、道に人が通ればこれを呼び止めて一服し乍ら一時間や二時間費すことは何んとも思つてない、彼等の仕事は長江の水の様に續いてをり、大陸の土の様に無盡蔵であるから、何も急いでやることはないのだとちやんと心に決めてゐる。そして労働者の賃銀も法外に安い、その筈だ、仕事の能率は英國の坑夫の四分の一、米國の坑夫の十二分の一であると、云はれてゐる。又紡錘一萬を有する上海の支那人所有の紡績工場は五百五十人乃至六百人の手が必要だがこれと同じで日本人の工場は三百五十人もあれば足り、機織工場でも支



那人は平均一人二毫、日本人は五毫半を受け持つと云ふのである。それ故に賃金も安い、否賃金  
が安いから能率が悪いかも知れぬが何にしるこれが循環論法になつてゐることは支那經濟の上  
にも悲しむべきことである。

(八) 廢金の流通 支那では廢金でも大いばりで使へる。これは世界廣しと雖もさうはあるま  
い。元來内外各種の貨幣が流通してゐた爲め、結局その貨幣で銀に換へて貰ひさへすれば、その  
價値はあることになる。

また銀號邊で勝手に私票を出してこれが立派に市中で通用し、パスの切符が紙幣と同様に流通  
し、また北支では少額貨幣の代りに竹ペラに一錢、二錢、四錢、六錢の四種の焼判を捺して麻雀  
の數取りと同じく籌碼と呼んでゐる。

(ト) 嗜好と商標、商號と色彩 支那の商標や屋號は故郷の地に因んだものが非常に多く、又  
似通つた嗜好から同じやうなものをつけてゐる。先づ動物は鶴、鳳凰、錦鶏、孔雀、鸞、龍、  
麒麟、蝙蝠等が好かれてゐるし、龜、兎等の商號は嫌はれてゐる。

屋號の文字も喜、寶、福、壽、吉、祥、瑞、生、發、光、昇、成、裕、泰、厚、和、德、興、  
永、隆等が好んで使はれ、色彩も、紅色、綠色、銀色が好まれ、白色、黑色、藍色、黄色はあま  
り好かれないのである。<sup>(14)</sup>

### (九) 日本人排斥の理由

(イ) 面子と利益 日本人はあまりに直覺的のものを判断し、これを遠慮なく批評する。その  
爲めに支那人の「面子と利益」を根柢からなくしてしまふ、これが最大の日本人排斥の理由であ  
らう。日本人は支那人の顔を立てることを考へずに、支那人として引受けられないことを要求す  
る。支那人側の立場をもつと親切に考慮してやる思ひやがない、其の時々に、小利益を興へて  
行かなければならぬ、日本人は餘りにはつきりし過ぎ、あまりに綺麗にし過ぎるから支那人には  
儲けがないので相手にしなくなる。また人に就ても同様、あれは親日派とか、親露派とか親歐派  
とかはつきり決め過ぎると云ふことも同じ非難である。

(ロ) 獨斷と日本人 そして日本人の遣り方がすべて小さく狭く、且つ獨斷的であると非難さ  
れてゐる。もつと大きく廣く、且つ相手の立場も十分に考へてやる雅量を必要とする。買辦が日  
本人を最も排斥し、排日運動の先達になつてゐるのは皆な之に起因してゐると云ふ。元來日本人  
は買辦等と云ふ寄生蟲的商業機關を通さなくつても自分でやらうと云ふものが多かつた。その爲  
めに日本人についた買辦は一向甘い汁にあり付けない。しかるに外國人についた買辦は皆な相當  
の利益を収めて商業界に於いて中堅層を築いてゐる。しかし、日本は飽くまで企業を合理化し、  
一錢一厘を嚴格にして今日を築いた國で、この商法も已むを得ないものであつたが、今後日支人



の商業交渉は益々頻繁を加へて行くであらうが、我々も深く反省しなければならぬ。

(ハ) 日支合辦 支那人は彼等の「面子と利益」さへ考へてやれば決して氣むづかしい國民ではない。それ故日支合辦でやるにもこの要領を十分に考へてやれば案外順調に行くことと思ふ。それに支那人は非常に仕事に投機的であるから、之を十分に注意することが肝要と思ふ。若し自分が投機的の事でもやつて損をしたらお終ひだ、彼等は馬鹿にし、遂には愛想をつかしてしまふだらう。そして日本人を支那人又は高級職員に入れる時にもこの方面のことに十分注意することが必要である。第一に、知識、技術、経験、見識、人格等に於いても支那人に尊敬される人であること、第二によく支那の事情に明るく、支那人を知り、多少の政治的手腕のある人が望ましいと思ふ。支那人は第一學問のある人を非常に尊敬する。むしろ、武骨一邊の、やり手は「皮氣多」と云つて蛇蝎の様に嫌はれる。

註

- (1) 外國の新聞と雜誌第四一二號長野朝成支那人の時局觀四一頁
- (2) 三 equal 九 equal の禮とは祭神、儀式の時に盡す最高の敬意を表すもの
- (3) 長野朝北支那觀察記
- (4) 外國の新聞と雜誌第四一二號長野朝成支那人の時局觀四二頁
- (5) 東亞研究所資料歴史より見たる支那民族の特性一一頁
- (6) 外務省調査所編支那統治に関する論叢水野梅曉支那の國民性に就いて八頁

- (7) 外務省調査所編支那統治に関する論叢岩村成允支那及支那人三〇頁及國際パンフレット通信一二二二號、支那人觀たまゝ

- (8) 後藤朝太郎著「土豪」及國際パンフレット、通信支那の庶民金融
- (9) 國際パンフレット、佛國グラン、ゴアール紙記者支那事變觀たまゝ七頁
- (10) 日本讀書協會報二〇五號長野朝北支那觀察記二一四頁
- (11) 國際パンフレット一二二三號カール、タロウ支那人觀たまゝ三〇頁
- (12) 國際パンフレット通信一一三四號、カール、タロウ廣告代理業者の見た支那人心理全 (12)
- (13) 天津商工會編所編北支經濟事情三二七頁
- (14)



## 第二篇 支那商業政策案

### 第一章 中國經濟對策委員會の組織と機能

中國經濟對策委員會は政府最高經濟對策諮問機關にして政府の諮問に對してその答申を爲し、又は進んで獨自の意見を政府に建議し國家最高政策に參與するもので、組織は中央政府の直屬の下に、民間業者及び學者、當該官吏を以てし、中國經濟開發の大道を樹立し、極力民間業者の意見と地方的實情を取入れ、これに即應、根本中國永遠の計畫の立案に參畫するものである。その組織を圖示すれば左圖の通である。

#### (一) 商業部會の構成

- 縣省商業組合聯合會
- 縣省合作社聯合會
- 職業對策委員會
- 省縣商工相談所聯合會

#### (二) 金融部會の構成

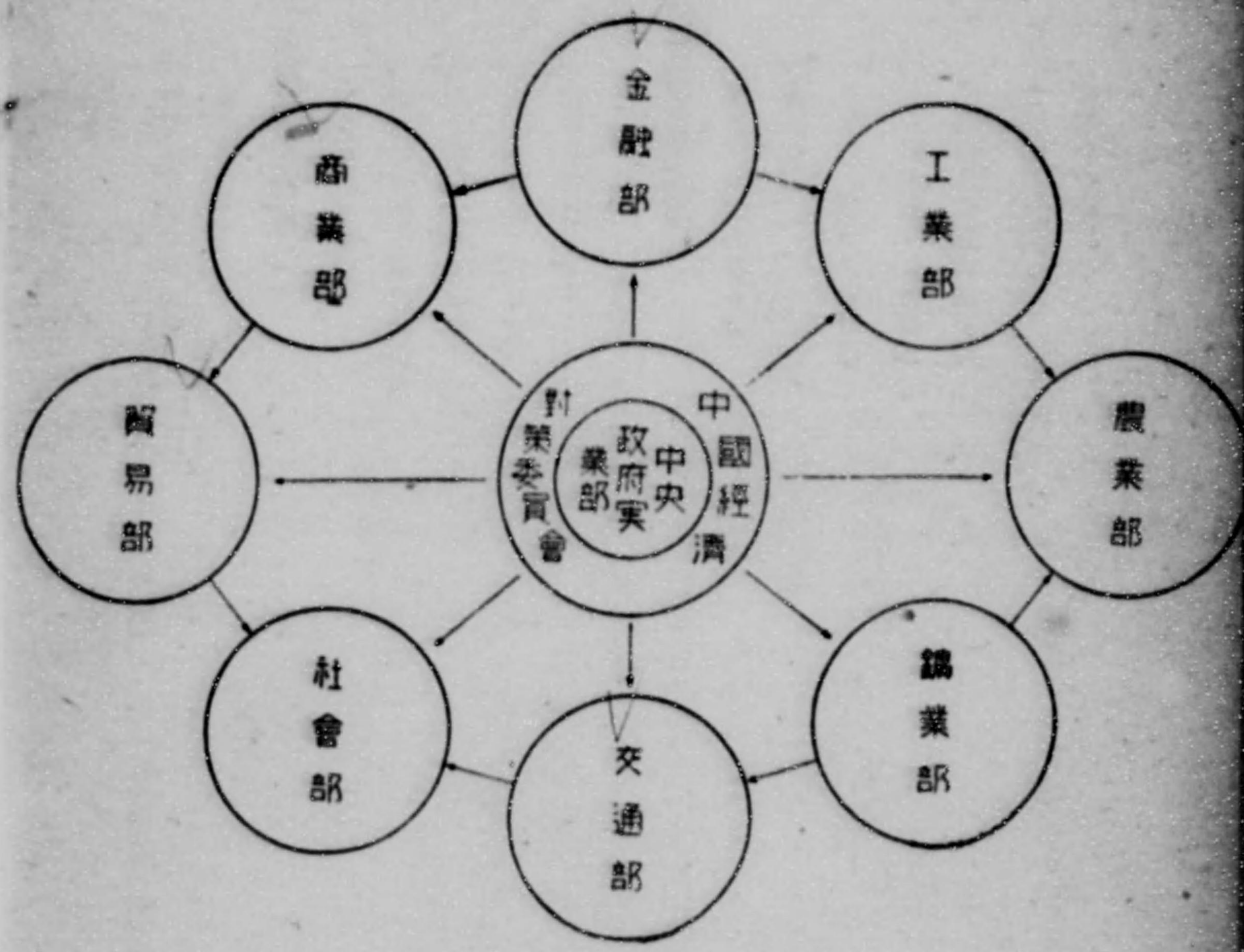
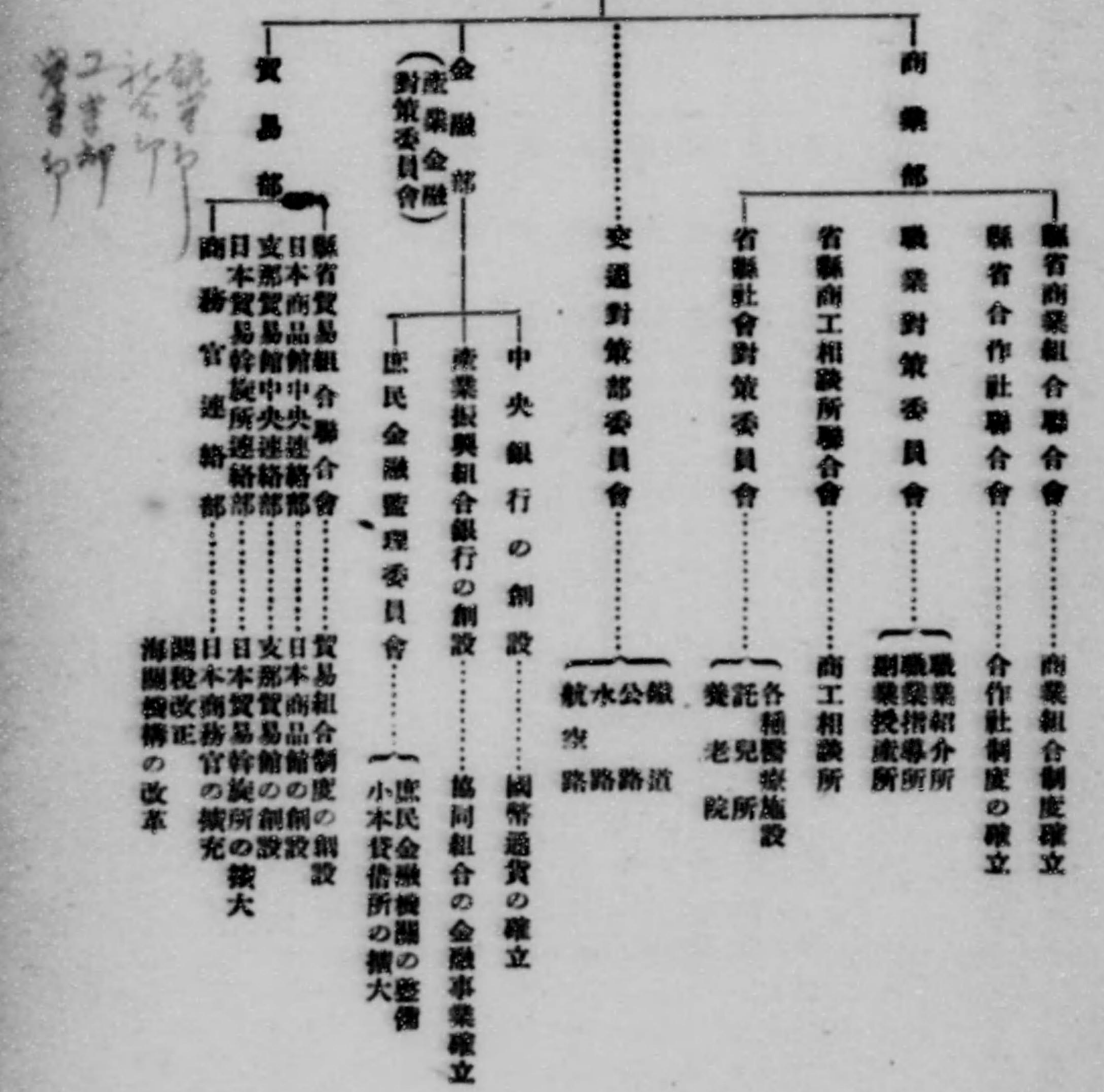
- 省縣社會對策委員會
- 當該保官廳
- 中央銀行連絡部
- 產業振興組合銀行連絡部
- 各種協同組合聯合會
- 庶民金融管理委員會
- 當該保官廳

#### (三) 貿易部會の構成

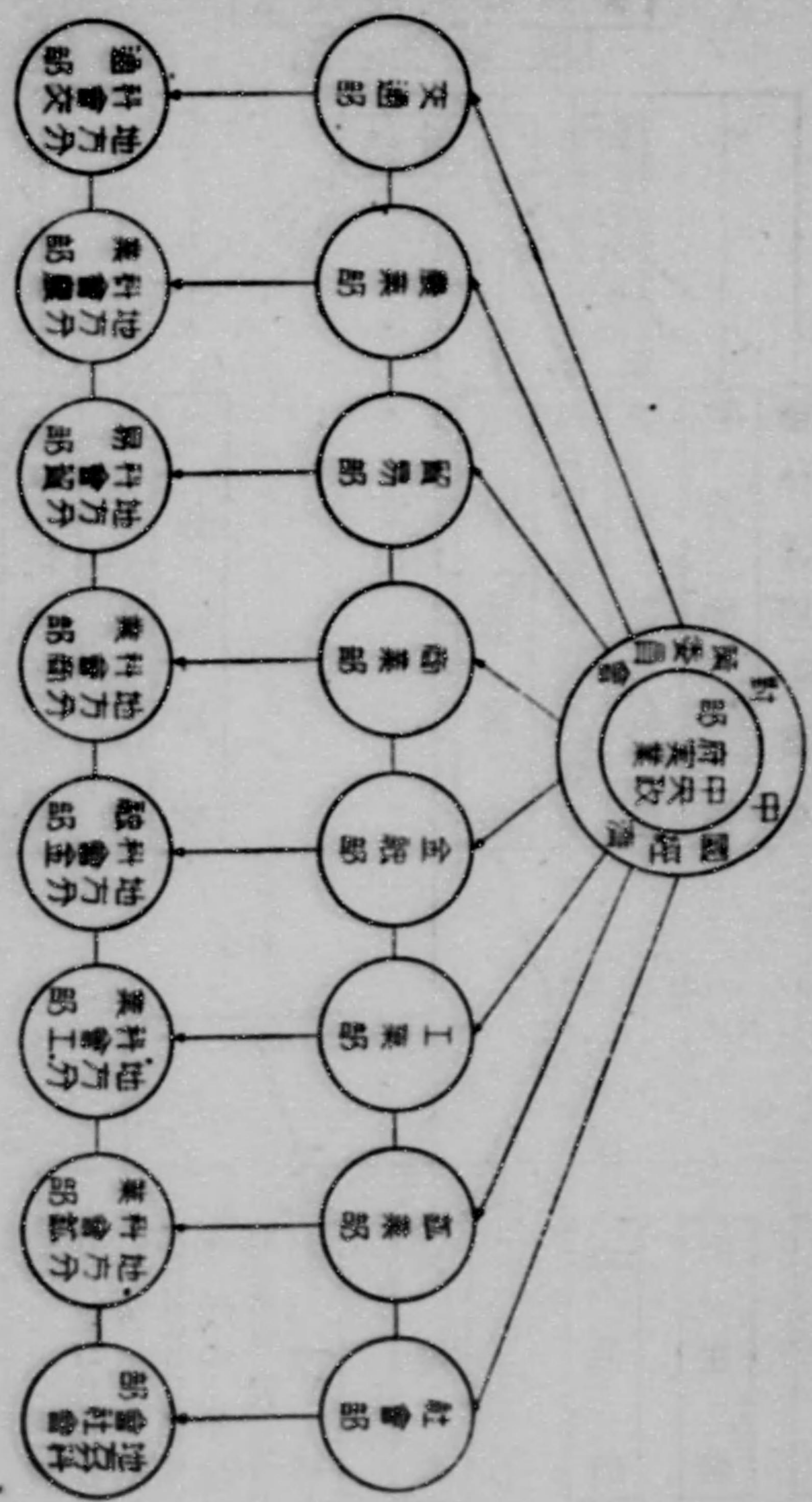
- 縣省貿易組合聯合會
- 關稅官吏
- 日本商品館中央連絡部
- 支那貿易館中央連絡部
- 日本貿易幹旋所連絡部
- 商務官連絡部
- 當該保官廳



支那商務政策の全貌  
 中央政府實業部  
 中國經濟對策委員會







一、經濟對策委員會地方分科會とその職能

中國經濟對策委員會は縣又は省を單位として地方分科會を組織し、地方的實情に即應する爲に對策立案し、地方又は中央官廳に答申建議し、その發達に資するを任務とする。

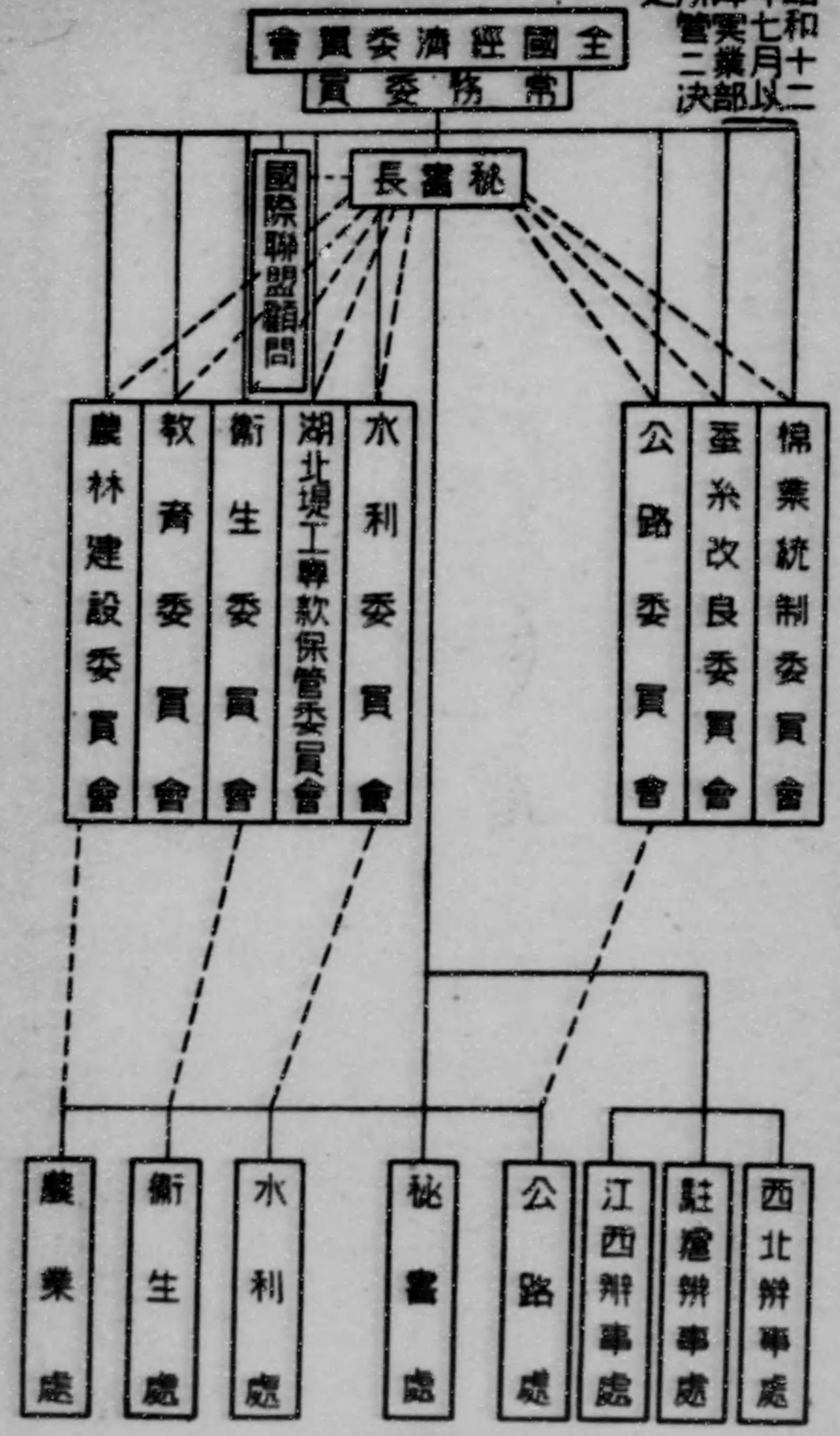


二、國民政府の經濟對策工作の實際

既に國民政府に於いては昭和三年建設委員會を設置して全國建設事業の具體計畫を立案し、また一般の建設事業者の請求に應じて、其の設計を指導し、國民政府の許可を得て、試験中の各種



昭和三十七年七月十二日  
昭和十七年七月十二日  
昭和三十七年七月十二日  
昭和三十七年七月十二日



模範事業を經營して來たのである。(1) その組織は行政院各部、各委員會の長官及び政府より任命されたものであつた。

(イ) 管理事業

鐵道灌溉管理局、淮南煤礦局、淮南鐵道、電機製造廠、成野發電所、南京發電所

(ロ) 各部諮詢委員會

全國電業指導委員會、豫算委員會、法規委員會、統計委員會、調查委員會、訓練委員會

尙更に全國經濟委員會を組織し、中國經濟建設を計つたのである。即ち建設委員會は國營の管理及類似の民間事業の監督に限られてゐたので、經濟建設の全般的計畫、實施計畫の實施及び管理をなす大規模の機關必要より昭和六年之を設置したのであつた。尙同委員會は國際聯盟と連絡を取り、聯盟より衛生、財政、金融、治水、教育、運輸交通、農事改良等に關する専門家を派遣しその調査、技術の援助を爲したので更に昭和八年八月廬山會議を開催、全國經濟委員會を擴大したのであつた。

しかしこの委員會の指令によれば經濟建設を促進し、人民の生計を改善するのを目的として、國家經濟建設又は發展計畫及び審査並にこれに關する經費の審査決定、其の指導、監督、計畫の自營等を主なる職掌として、委員會は政府の特任の委員、内政、財政、鐵道、交通、實業、教育各部長及び經濟建設に關する中央各機關の主管長官を以て構成し、委員中より五人の常務委員を



選任したのである。その常務委員は即ち、蔣介石、汪兆銘、宋子文、孔祥熙、孫科の五氏であつたのである。

### 主なる事業

#### (イ) 公路建設

公路の建設は政治的行政的國內統一工作上最も重要性を有するので、各省市府及公路建設協會と協力して、昭和十一年度迄に完成した自動車路は全長約二萬數千軒に達し、公路建設の爲め本會の支出總額は約一千萬元に達すると云はれてゐる。

#### (ロ) 水利事業

本會は揚子江、淮河、黃河流域の堤防及排水溝の修築、全國の各水利機關の統一及水利測量、調査研究、實驗、技術員養成等であつた。

#### (ハ) 農村対策

農業建設に關する事業は牧畜改良事業、産業組合事業、茶葉復興事業、江西省農村復興事業、蠶絲業改良事業である。

#### (ニ) 衛生事業

中央衛生局に於て國民衛生保健に關する諸般の研究施設をするので、その具體決定方策は交通機關の實際の處に詳説する通りである。

- (1) 中支建設資料整備委員會編譯全國經濟委員會工作報告
- (2) 建設委員會工作計畫概要
- (3) 内閣情報部編支那に於ける財政的經濟的統一の狀況に就て十七頁



## 第二章 内國商業政策

支那の商業政策には一紙日本の昭和六、七年の中小商業の振興策に類似してゐる。丁度日本が經濟パニックのどん底にあつて、此等中小商業者の救済に昂んに努力したが、その後情勢は變りに運用されてゐるが、これと同様の要求が支那の商業にも存在する。今迄擲取に／＼されて骨と皮ばかりになつて、やつと露命をつないで來た彼等を壓迫から解放してやることは勿論、これ等の商業者に助成の温い手を延ばしてやるのが支那經濟開發の前提として絶対に必要である。即ち、彼等に技を與へ、行くべき道を教へて行かなければならぬ。その意味で官廳の直接指導助成による合法的な援助、之れに衝らなければならぬのである。それには、前述の通り自治的團體により、彼等にある程度の自由を與へてやらせることもよいだらう。元來支那人は規則正しく一舉手一投足を法律によつて規定されてしまふことを最も嫌ふ國民であるから、この點を充分に注意する必要があると思ふ。尙この助成の意味で既に公會法が施行されてゐるが、本當に利用され、活動してゐるものはなく又合作社も萎靡沈滞の有様で、新たに出來た諸施設は皆な氣の抜けたカラシの様な存在である。

むしろ、彼等の任意的の自治團體、商會の方がその活動は遙かに活潑で、而もその力は例へば棉花の相場も商會の買付けによつて上下せしめると云ふ絶大なるものである。<sup>(1)</sup>然も支那人は協同的精神を多分に持つてゐる。然るに何故に公會や公所や合作社は一向振はないか、これは實に從來の官僚政治の弊害の結果國民は、「これは何等仕事をし我々に寄與するものでなく、首腦者が我々を擲取する機關である」と呑込んでこれに彼等は一向助力しないし、第一問題にしない。それ故に名こそ揃へても多くは實なき現状である。

仍つて、今後の政策に對してもこの觀念を先づ第一に國民から奪ひ、新たに信用を贏ち得なければならぬのである。それには衝に當るものの、確固たる信念と絶大なる努力が拂はれなければならぬは勿論のこと、又日滿支兩國國民の東亞建設の眞の意義を理解したる心の協力がなければならぬのである。又これが何よりの根本問題であつてその計畫立案を論じる前に強く強調して止まない次第である。

### 商業政策の全貌

#### (1)、内國商業政策

- (1)、商業組合制度の確立
- (2)、商工相談所の創設
- (3)、合作社(又は産業組合)制度の確立



- (4)、商業授産所の創立
- (5)、職業紹介所の創設
- (6)、託児所の創設
- (7)、養老院の創設
- (8)、各種醫療施設の設置
- (9)、交通機關の開設
- (10)、金融政策案
  - (1)、中央銀行の創設
  - (2)、産業振興組合銀行の創設
  - (3)、銀號の改革
  - (4)、當、典の調整
  - (5)、小本借貸所の擴大
- (11)、貿易政策案
  - (1)、關稅改正
  - (2)、貿易組合制度の創設
  - (3)、日本商品館の創設
  - (4)、支那貿易館の創設

- (5)、日本貿易輪船所の擴大
- (6)、日本商務官の擴充

### 一、商業組合制度の確立

支那の商業機構はあまりに複雑多岐過ぎる。日本の商業機構が複雑過ぎて事變に遭遇するや、直ちに統制が旨く取れぬので、政府では物價政策と關聯して随分困惑した。その爲めに過般の第七十五議會には物品販賣業統制法を提出、中小商人を制限し、且つ商業組合法の改正も提出し、之によつて商業者の群を小さな商業組合にして、これを一と纏めて調整する計畫であるが、支那に於いても、その必要は絶対に感じられるのである。今迄が放任主義であり、搾取的重壓主義であつた爲めに分解、分裂、遂に今日の無統制の状態となつてしまつたのである。<sup>(2)</sup>

因つて、將來この商業界を振興せしめんとするならば、先づこれを何等かの方法で統一整備しなくてはならぬ。それには商業組合制度を採用することが、最も妥當であらう。

戦時下經濟統制の必要は絶大で現在の如き悪性インフレ現象の著しい時にあつては、これが防止、食止め策として、統制機能の縦横なる活動により、この効果は多大の期待がかけられるであらう。

即ち、この組合組織を以つて、商業取引を統制し、搬出搬入を調整し、しかもこれを軍票更に



新通貨の流通工作に資せしめ、更に日本人の權益を付植し、外國商社の侵入を防ぎ次第にこれを驅逐することが出来るであらう。現在に於いても土産品買付の組合を結成し、これを一部分行つてゐるが、商業組合と、貿易組合とを區別して、これを更に擴充、その萬全を期し、これによつて商業組織を規律あるものに再組織し、商業機構の單純化整備を計るべきで、更に政府の助長、助成、指導を直接受ける様になれば、支那人は生來非常に協調的にして共同精神を既によく理解してゐる故、必ずや成功を収めるものと確信する。

(A) 商業組合の事業

- (イ) 組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬、その他營業に關する共同施設
- (ロ) 組合員の營業に關する統制
- (ハ) 組合員の營業に對する必要な資金の貸付、又は貯金の受入
- (ニ) 組合員の營業に關する指導、研究、調査、その他組合の目的を達する必要な施設
- (ホ) 組合員に對し倉庫業を爲すこと

(B) 商業組合の事業の説明

(イ) 組合員の取扱商品の仕入は所謂共同仕入にして中小商業者の最も弱點たる小資本の弊を共同の力により、これを救はんとするものでこれが商業組合の最も目的達成の最大なる機能發揮するものである。更に共同仕入には見越仕入、委託仕入、特約店指定の仕入でも何れも出来る

やうにすること。

保管事業は單に組合員が仕入れたものを保管して他の倉庫に入れる手数を省き尙下述の倉庫事業の處に記す通り支那の倉庫の大逼迫を緩和する意味にも重要である。

運搬は組合員の取扱商品に對して組合員が生産者又は卸商等から仕入れた商品を運搬し、又組合員が消費者に賣却したものを配達する等、組合の一種のオウルタルキー主義を建てることである。そして冗費の節約を計ることが大切である。

其の他の共同施設としては共同販賣所、共同修繕所、共同加工所、共同撰別、包装、荷造場を建設するとか、商品陳列所又は見本市、展覽會、共同賣出し、共同廣告等を爲すものである。

(ロ) 組合員の營業に關する統制——前述の通り支那商業機構の複雑、無統制は支那商業の發展せざる一つの大きな原因である。その意味に於いても斷じてこの商業組合制度の確立が必要である。統制の目的は營業上の弊害を矯正し、其の商業の改良發達を圖るは勿論、此等組合を通じて商業界の革正を圖るべきである。即ち不正競争の防止、價格の吊上等を未然に防ぎ資となすべきで、しかし、カルテルやトラストの如く、共同戦術を以つて價格の吊上を爲し、生産制限を爲すことは絶対に爲さざる様慎まなければならず、また當局者もよくこの點に監督を怠つてはならぬのである。

そして現下の支那商業界にあつては、販賣價格の協定、品質數量の協定、又はその検査、荷造



包装、商標の統一は元より正札取引、現金取引、販賣地域の協定、取引先きの協定、延いては営業時間及び休日、従業員に關する協定等が各自の間に目下の急務と察せられる次第である。

統制の手續は、單に商業組合員の意見許りでこれを實行させることはまた甚だ危險と云はなければならぬ。よつてこの組合内に設けられた統制委員會によつて作製せられた統制規程を地方官廳または、中央行政廳の許可を受くることを要することにしてこの公正秩序を保つべきである。(中央行政官廳の許可を要する場合は組合の地區が二縣以上に涉る場合、又は組合の取扱商品が特に重要と認められこれを中央官廳にて認定したもの等にする事) 許可官廳にて注意を爲すべきはその統制規定が

第一に、その地方又はその商品取扱團體の公正なる利益を代表してゐるかどうか

第二に、當該業界に於いて著しい弊害を生じ、又は生じる虞のあること、これを豫防矯正するにあること

第三に、統制規程が單に組合の獨占的利益であらざることを要する。

仍つて、組合はこの統制規程により組合員を統制指導すると共に、更に中央官廳又は地方官廳は組合員は勿論、組合員外の者に対しても組合の統制に服せしめる命令を發する權限を有する事が必要である。個々組合員又は、組合員外の者にして組合の統制がその者の爲めに擾亂され、又

はその業界が混亂され、又される虞のある時は、これを統制せざれば商業秩序は全く地を拂ふに至るであらう。又商業組合をしてそれ位の保護をしなければ、商業者の恢復は期待し得ないのである。しかしこの統制命令に對しての組合の統制規程以上に注意を要する。即ちその命令が

第一 組合の地位が當該業界の公正なる利益を代表してゐるか、どうか。

未加入者相當多數にして、地區内業者の大多數を網羅して居らざる組合は業界の公正なる利益を代表してゐるとは云はれない。

第二 組合の基礎堅實強固なりや否や。

組合員の人的結合強固なるのみならず、組合事實の中核を爲す營業上の共同施設等相當整備充實し、經營の改善合理化に付き相當の實績を収めてゐることが必要である。

第三 統制の内容適正妥當なるや、否や。

統制せらるべき事項乃至其の範圍、方法等は當該業界の弊害矯正の爲め、最も適正妥當なるものでなければならぬ。

第四 關係業者又は消費者に對し、特に重大なる悪影響を及ぼす虞なきこと。

統制は組合員たる商業者の不當なる利益壟斷の手段であつてはならない、關係業者並に消費者に對する影響如何は特に慎重に考慮する必要がある。

第五 組合の努力にも拘らず、統制が不當に妨害せられてゐること。



統制命令は組合の行ふ自治的統制の一種の援助に外ならぬ。此の意味で、先づ組合自身が與へられた権限の下に、組合内部の自治的統制に大いに努力し、又關係地方官廳其の他諸方面の指導援助をも求め、あらゆる方策を盡したるにも不拘、無自覺なる業者の爲めに統制が不當に妨害擾亂されてゐるか、どうかである。

第六 統制命令に依る取締の徹底を期し得るや、否や。

統制命令に依る取締の徹底を期し、その効果を確定ならしめることが出来るか、どうか。<sup>(8)</sup>

(ハ) 組合員の營業に對する必要なる資金の貸付又貯金の受入——支那に於ける商業不振の原因は第一に最大原因として資金の硬塞であると云つても決して過言ではない。殊に南方資本の爲めに、又は不良官吏、凶暴なる督軍の掠奪の爲めに、生活の油は全く搾られ、むしろ日々生きる生活の悲しき泪を拭ふてゐる有様で、此處に金融対策は、絶対に必要なるは申すまでもない。しかし、勿論商業組合による金融は組合員の金融機關であるから、商業者が互に相互扶助の精神により、日掛貯金、又月掛貯金により、組合自身の活動を振興し、又は之を組合員に貸付け、その硬塞の弊を救ふものである。更に中小商業者の金融対策としてはこの商業組合による金融事業に許り委しく置くことは決して十分とは云へない。その爲めには産業振興組合銀行の創設を必要とすることは上述の通りであるから参照されたい。先づ組合は組合員に對して營業に必要な資金

を貸付ける。しかも、組合による貸付は對物信用による弊を救はんことがその眼目であるから、對人信用に重きを置き、よくその營業の便を計らなければならぬ。

それには組合員より信用評定委員を總會に於いて選舉し、この委員により少くとも一年二回組合員の信用を評定し、信用程度表を作成しこれによつて貸付を爲し、又、委員は貸付の方法及び條件、貸付の利率を決定すべきである。大方その方法は手形貸付、證書貸付、當座貸越を行ふのである。

貯金事業も組合員の餘裕金を保管し、利殖し、他方組合の資金を充實し得るものである。方法は當座貯金、特別當座貯金、定期貯金、日掛貯金等もある。又之は貸付事業と併行して行ふのが最も便利であることは言ふまでもない。

(ニ) 組合員の營業に關する指導研究、調査その他組合の目的を達する必要なる施設——元來中小商業者の不振の原因も一つは業者自身の無自覺にあつたとも云へるのである。自己の業務に對して研究、改良することなくして徒らに營業して來たことは、遂に今日の狀態に追ひ込んだとも云へるので、よつて、これが爲めに自らこの研究調査指導に衝らなければならぬ。然し、これを個人で爲すことは仲々困難であるから、これを組合の仕事にして組合がこれを研究指導することはその良法であらう。

例へば商店の位置、店舗の建築、改築の要領、陳列窓の構造及びその照明法、商品の保管、及



び陳列の方法、商號、商標看板の選定、商品の仕入、その販賣法、廣告の方法、包装配達の仕方、會計帳簿の記入方法に到るまで、また更に市況の調査、販路の調査、統計の作成又は店員の指導講習會等を爲す等、その改良發達の爲めに資すべきである。

(ホ) 組合員の爲めによる倉庫業——支那には倉庫が支那、日本、外國人の特有會社の外に一般會社又銀行業者等の人によつて經營されてゐる。しかしこれ等の倉庫は一般商人の利用には適しないので、その必要は既に強く叫ばれ、彼等が自己の商品を高い倉敷料を拂つて、到底、營業し得る筈はなく、また、銀行や一般會社の爲めに無力の商人が商品を全部沒收され、倒産するものが少なくなかつたのである。これを此處に與へることは血を與へ、濃い食を與へ、更に劍を與へた上に安住の住家を與へるやうなものである。しかし、この組合による倉庫はあくまで組合員の倉庫である故に一般商人に對して商品を受入れ、これに對して倉庫證券を發行することは出来ぬとしなければならぬ。若し、斯くすれば一般倉庫業者との摩擦を生むものであるから之を避くべきである。

(C) 商業組合制度の確立の實行方法——先づ商業組合法によつて從來存在した商人團體を改組してこれを商業組合とすることが最も容易であらう。そしてこれ等の組合に對して新しい空氣を注入して活潑なる活動を喚起する。さすれば彼等は成程と思へばどん／＼これに倣つて來るから第一に商幫を改組して

(イ) 何々商幫商業組合とし

同じく順序に従來の團體をして商業組合と爲し

(ロ) 何々莊客商業組合

(ハ) 何々公所商業組合

を造り、この理事者又は地方官廳指導者には從來の合作社の指導研究訓練を受けたるものを當らせ、また、日本よりの實際經驗者を招聘し嚮らせることも良法である。しかし、從來の商人團體をその儘改組したので然と地區別、業種別にこれを分割することが困難であるかも知れぬが、これが漸次擴張發展するを待つて分割することにした方がよいと思ふのである。勿論新設の場合にははつきりこの區別を爲すべきである。

尙北支に於ける商市の取扱についても業種別に即ち、何々猪市商業組合とか、何々羊市商業組合にしてこれを監督整備することを要する。

## 二、商工相談所の創設

支那に於ける商業指導機關の必要は今更此處に多言を要せぬ處であつて、その方法として先づ商工相談所の設置を提案した。即ち、この商工相談所をして商業組合、又は合作社によつて救済し得ざる商人を一般に指導すべきをその眼目としてゐる。即ち此處に職制組織として



- 一、總務部
- 二、指導部
- 三、調査部
- 四、副業部(副業授産所として獨立にするかどうか)  
を置き

(イ) 總務部は商工相談所全般の庶務に當り、尙中央官廳、地方官廳又は自治團體の指導協力の連絡に當ること

(ロ) 指導部は相談係並びに指導係を専任に置き日常の商工業者の諸種の相談に預り、之を指導するものとす

(ハ) 調査部は一般經濟界の調査を行ひ、又、商品の販路又は新しい商品の紹介、又外國貿易業者の引合にも應じ、翻譯斡旋する。

(ニ) 副業部は中小商工業者の家庭的副業を斡旋すること。  
これ等の商工相談所は大都市に必らず置き、相當多數人口を有する都市には置くべきである。

### 三、合作社(産業組合)制度の確立

從來日本に於いては商人と産業組合との對立が激化され、これは兩者共に妥協の點なく遂に今

日に到つてゐるが、しかし支那に於いてはこれは強ち適用されるものではない。むしろ商業界の不振は一つに農民のあまりに窮乏の爲めであるとされてゐるのであるから、農民の經濟状態を良好化し、以て、商業需要を喚起するより外は道なしと云ふべきで、將來これによりこの摩擦の恐れなき様、地方商業組合と相連絡し、協調することを前提としてこれを指導すれば、必ずやその弊害は避け得ると確信するのである。即ち元來日本にあつては産業組合の指導精神が不良商人の壓迫から農民を解放することにあつたのである。その爲めにその仕事は悉く商人排除の手段であつた。また一般商業者も非常に無自覺にて、農業者が一般經濟事情に疎遠なるに乘じ農業者より法外の利益を取つてゐたのである。そして遂に今日の如き状態に陥入つて、どう爲様もなく、騒いだ所で、これこそ、どう致方もないであらう。産業組合としても「遺恨十年一劍を磨く」やつと血と汗と涙で一劍を研き上げたのに過ぎぬ。産業組合としては恐らくその目的は現在にあつたのではなからう。これからは本當の十年一日の最後の目的を達する舞臺場であつたらう。されば産業組合にも無理からぬもので同情しなければならぬ。しかし、どちらも切つて、切られぬ、デレシマに陥し入れたのは一體何故か、これこそ究極最大原因は一つに最初の對立的感情に外ならぬ。即ちこれを以て直に支那の合作社運動と商業組合運動を同全に論すべきではないのである。

合作社の事業は農業政策とする故に商業部門と關聯する部分についてのみ略述する程度にして置く。先づ農業用品、又生活用品の買入れ貯金、金融事業、即ち肥料買入れの爲めに收穫を擔保



として資金を貸付けるとか、自作農創設の爲めに、田地擔保に資金貸付け、または、倉庫を開設米、麦、粟、高粱、落花生、棉花等を受け入れ、農業者の利便を計ることが肝要である。尙從來の合作社もあるが、これ等は所謂農業者の眞の助成機關としてあるのではなく、その事業と云つたら大概、資金を高利で貸付け、收穫を擔保に取つて置いて水害等の不收穫の時は農民から耕地を取り上げ外國銀行や銀號や買辦の手先きに外ならず一種の農民搾取の特種尖兵機關に過ぎなかつたのである。

#### 四、副業授産所の創設

これも商工相談所に設けられたる指導部の同種類の仕事であつて、都市にあつては商工相談所が當然擔當すべきであるが、農村にあつては合作社がこれを併せ實行するか、それとも、都市農村共に獨立の副業授産所を創設するかは、いづれとしてもこの種の事業を爲すべき適當の機關を設くべきである。偶々合作社等に併行させたらよいと思ふかも知れぬが、これ等の社會政策と純然たる經濟活動體なるものに兼行せることは兩者の機能を弱める矛盾となるのである。これは考慮すべきである。それ故都市に於いて商工相談所に兼行せしめて、農村に於いてはこれを獨立させる方がよいと思ふ。その機構は次の

##### 一、庶務課

##### 二、授産課

##### 三、調査課

として庶務課は一般人事庶務に當り。授産課は專任の技師を置きこの教授、指導に當らせ、調査課は中央官廳、地方官廳、學校、警察又は各種團體と緊密なる連絡を保ち、その地方に適當なる副業を研究調査し、授産課の資料を提供するのである。

#### 五、職業紹介所の創設

支那に苦力、労働者、日傭人の多數あることはこれまた世界の珍物の一つであらう。これ等の人民の救済は前者副業授産所はもとより各種團體との緊密なる連絡により、適當なる職業を與へることである。又これ等は人的資源の調整が執れて居らない證據であつて、職業紹介所の連絡により、これは全く匡救することが出来るのである。これは、各都市は勿論、農村では自治團體の一部に設置することが適當である。

#### 六、託兒所の創設

支那の下級労働者は婦人がその割合に於て多數を占めてゐる。そして農業者又商業者にあつても、同様である故に託兒所を各一農村に一箇宛、市町にあつては適當にこれを設置してその便宜



を計るべきである。

### 七、養老院の創設

養老院の必要も託兒所と同様であつて、殊に苦力にして身寄一ツなき者も多数あること故これが救済に是非共必要である。

### 八、各種醫療施設の創設

前節に於いて少しく述べた通り支那の衛生醫療思想の未發達には、むしろ驚歎に値する位である。それ故にコレラ、チフス等の傳染病は素より世界に天然痘は支那から起ると云はれてゐる位でこれが猖獗を極めた時にはその被害は想像以上のものがある。即ち現在英亞の大なる課題は治水工事と、衛生確立と經濟開發であるだらう。しかし、經濟的に惠まれぬ人民の事故醫療を容易に而も低廉になし得る様構じてやらねばならぬので、よつて、自治團體にて病院を經營するか、地方官廳又は自治團體にて健康相談所を開設して、これに努むべきで而も小學校に必ず一名の校醫を置きこれに専心當らせるべきである。

### 九、交通機關の開發

支那の交通は南船北馬と云はれた通り昔は南部は水運により北部は多くは馬又駱駝によつて行はれてゐた。しかし、その後外國の資本が列強の政治的活動乃至國際資本戰の尖兵として活躍し鐵道を大いに發達せしめたのである。その爲めに建設は勿論外國技師の監督の下に、その後の經營から會計監督まで外國の手によつて制御されて來たのである。これは第一に鐵道沿線の利權獲得の手段であつて、支那の民衆はこれによつて何等益する處はなかつたのである。全支鐵道延長は一萬五百十軒（引込線を含む）であつて、廣大なる土地に割合して未だ發展せるものと云ふべきでないのである。北支は南支に比して鐵道の發達せる地方であるが、因に日本乃至滿洲に比較して見るならば、北寧、京綏、膠濟、京漢の一部津浦線の一部、正太、同浦、道清の九鐵道で延長約五千軒に達し、全土鐵道の過半数を占めるのであるが、その日滿支の比較は次の通りである。

(イ)

國別	面積 平方軒	人口	鐵道延長 軒
日本	六七五、〇〇〇	九、七〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇
滿洲	一、三〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	九、一〇〇
北支	一、二〇〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇

(ロ) 北支鐵道總長



京山線	五〇五軒	津浦線(北支分)	六三三軒
鄭濟線	四五三	京漢線(〃)	六八二
正太線	二四二	道清線	一六五
同蒲線	七一五	京綏線	八七七
其他	二四		
計	四、二九七		

(ハ) 日滿北支鐵道幹線人口表

國別	鐵道延長	鐵道一軒當り人口	一平方軒當り人口密度	國土面積との割合
日本	一七、五〇〇軒	五、五四三	一四四	三九
滿洲	九、一〇〇	三、九五六	二八	一四三
北支	四、二九七	九、七八一	八五	二三六

以上によりて明らかなる如く鐵道は發達してゐると云ふことは出来ぬ。しかし經濟開發殊に商業にとつては鐵道は血管、動脈にも等しいもので、その發達、未發達は商業の發達の指標となる。と云つても決して過言ではない。また單に商業のみならず各種有用資源の開發は是非鐵道に俟たねばならぬのであるから、鐵道の施設は目下の急務である。

更に自動車路の開設も同様にして、殊に鐵道にすることが不可能なる處は元より應念の處置と

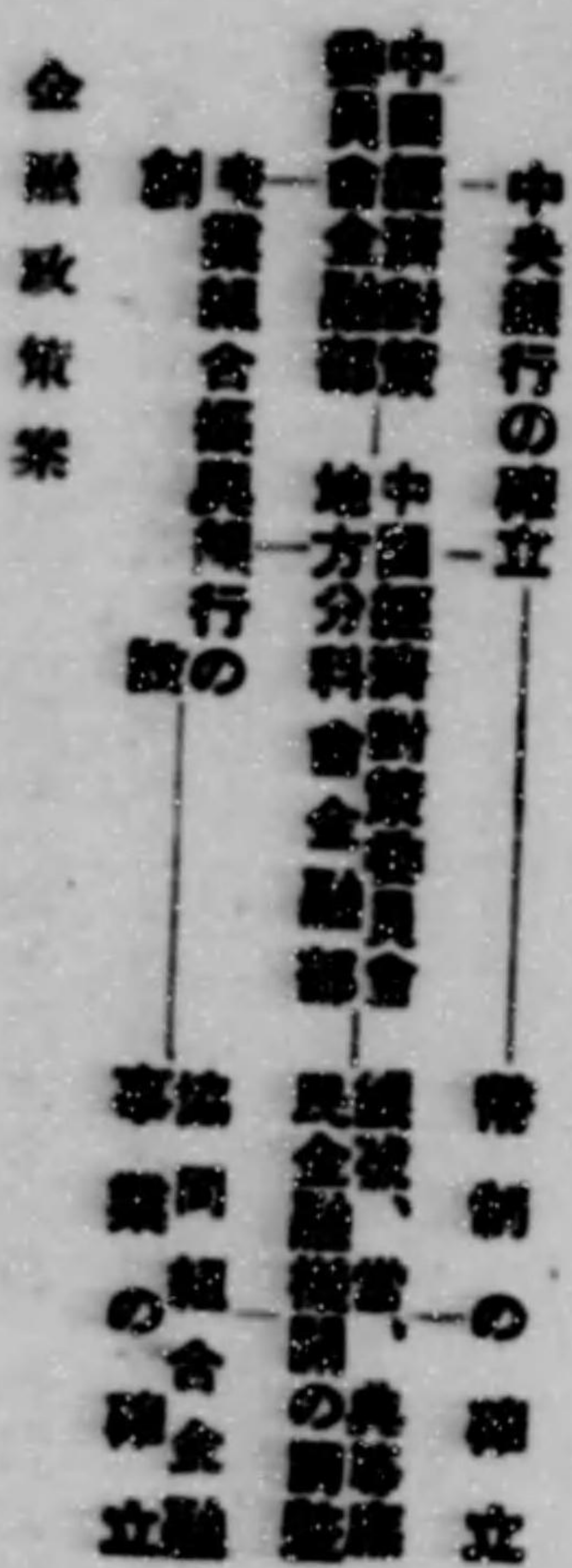
して自動車路の開發が焦眉の念と叫ばれてゐる。河川交通も治水工事の進捗を計り、殊に揚子江は勿論、黄河、白河、永定河、子牙河、大清河、錢塘江、珠江、等の諸河の灌漑、排水防堤の工事を爲すと共に船運の便を開くことはまた支那に取りては特別の重要な意義をもつものである。

- (1) 滿鐵產業部編 北支經濟綜覽
- 天津商工會議所編 北支經濟事情三二四頁
- (2) 滿鐵產業部編 北支經濟綜覽四七五頁
- (3) 稻川宮雄著 商業組合の理論と實際
- (4) 川上爲治著 商業組合經營理論七三頁、門司正信著 商業組合法逐條解説三九頁
- (5) 門司正信著 商業組合法逐條解説四四頁



## 第三章 金融政策

### 金融政策案の全貌



- (1) 中央銀行の創設
- (2) 産業振興組合銀行の創設
- (3) 銀法、幣法、其の他庶民金融機關の調整
- (4) 小本貸借所の擴大

### 一、北支における事變後金融情況

茲に、國民政府は一九三五年十一月三日幣制改革を行に、中國、中央、交通三銀行券を法貨と

認め、通貨の統一を計つたが、未だその威令は絕對には行はれず、今日に至つたのである。しかし事變發生後天津がその戦火の中心となるや、外國銀行や支那側銀行は休業状態となり、北支に於いては金融安定辦法が發令され、支那側銀行は昭和十三年八月十六日以来モラトリアム<sup>(1)</sup>を實施し、南京直系銀行はその例に倣つて、預金の支拂を一口一週間に預金額の百分の五以内、一回引出し額を百五十元以下とした上に、貸出は新規のものは一切禁止し、舊いものも出来るだけ回収したので、一般市場は極度のデフレーション状態を示現したのである。

その爲めに鮮銀券が急激に流通して、其の發行額は三千—四千萬元から一舉に六千萬元に上つたのである。また内地の圓貨も二千萬圓北支に流入されたと言はれてゐる。しかし、新臨時政府の成立と共に民生に最も關係深き通貨金融問題は一日も放置を許されざるものであつて、日滿支ブロック經濟の確立の見地から圓、元、元、元による貨幣制度の確立を期すべく、いよいよ昭和十三年三月十日中國聯合準備銀行を創立、その後、經濟擾亂行為取締令と舊通貨整理辦法を公布し、幣制の統一へと一歩乗り出した。そして昭和十四年三月十日を以て舊法幣流通禁止を行ひ、唯だ法幣が僅かに外國租界通貨としてその餘命を繋いでゐる現狀であるから、その確立の期も近くにあることと思ふ。しかし、中央政權の成立と共にその中國聯合準備銀行は支那中央銀行として通貨主權確立の舉に先づ立たねばならぬ、これこそ中國經濟開發の第一歩であるからである。

### (イ) 通貨統一方法



先づ全支に流通する法幣、並びに地方票の發行禁止とその回收につとめねばならぬのである。その回收方法には急激なる變動を避る爲めに最初は法幣並びに地方票の現行率にてパー又は一割乃至二割減にして交換せしめ、六ヶ月後それより更に五割減にて引換し、その後六ヶ月にして全く舊幣の流通を禁止すること、しかし、北支は既に圓、元パーの法幣確立を見、これに習ひ行ふものなればその必要な事は勿論、これを上海以南、全支に涉つてこれを一律に強行する事が絶対に必要である。何故なら、若し、或る地方よりも、その交換率がよいとすれば、その方に法幣は退下して回收の實を上げ得ず、更に外國爲替の獲得にも支障を來す。即ち嘗て北支に於いて聯銀券が一志二片を維持してゐるにも不拘、法幣は八片臺を削り、更に六片臺に落ちたので、勢ひ爲替安の法幣に外國爲替が集中して邦商を壓迫した如きで、之は爲替統制は勿論、通貨の一元化を計る所以でないのである。

更に舊通貨建契約を禁止すること、舊法幣による新規契約を禁止し現存の舊法幣建の貸借契約並に預金契約をすべて新規法貨建に改めしめねばならぬのである。假令新中央銀行に非協力的態度を取るであらう支那側銀行はモラトリアム實施中、未拂戻額をその儘放置して流通禁止乃至切下をして預金者に被害を被らしめるであらうから、これを未然に防ぐ爲めに、先づ舊來の法幣建の契約を一齊解除して、これを新らしく新規法貨建に改めさせて置く必要があるのである。それには

第一條 舊通貨建をもつて新規契約はすべてこれを禁止す

第二條 舊通貨建をもつてする現存の貸借契約及び預金契約等は均しく直ちにこれを新規法貨建に改むべし

第三條 舊貨建をもつてする現存の契約にして中華民國〇〇年〇月〇〇日までに新規法貨建に改められざるものは、同年〇月〇〇日に於いては九割乃至八割をもつて新規法貨に改められたるものと看做し、更に六ヶ月後〇〇年〇月〇〇日には六割乃至七割をもつて新規法貨建に改められたるものと看做すべし

と暗に將來流通禁止になる誓言を添へ置き、更に流通禁止の後はその徹底策として現銀の退蔵又は搬出等の經濟擾亂行爲に對しては違反者の嚴罰を以て爲す必要がある。即ち、その行爲を列擧すれば次の通りである。

- (一) 政府の許可なくして現銀の搬出をなす行爲
- (二) 投機を目的として紙幣又は爲替の賣買を爲す行爲
- (三) 金融上の事項に關して伴言を放つ行爲
- (四) その他財界の擾亂を目的とする行爲

(口) 聯銀の統一工作の實際

聯銀が支那法貨として一九三五年來その地質を固めて來た法幣を驅逐する工作としては先づ事



前工作として南方券は昭和十三年六月十日に流通禁止を行ひ、北方券と小額通貨は同年八月七日より一刻切下げられ、更に小額通貨、小額紙幣、補助貨幣は民國三十年五月末日まで通用されることとなつてゐるが、北方券の中國及び交通銀行の天津青島、山東の銘記あるもの、河北省銀行冀東銀行發行のものは昭和十四年三月十日まで流通を許可してゐたのである。しかるに嘗言的意味から昭和十四年一月三日財政部は

第一條 舊通貨整理辦法第二條第一項記載の中國銀行及び交通銀行發行紙幣は第二項の規定ありと雖も當分の間各その券面金額の六割に相當する國幣と等價に流通せしむべし

第二條 少額紙幣及び補助貨幣辦法第一條第一項記載の小額通貨は河北省銀行及び冀東銀行發行分を除き第二項の規定ありと雖も當分の間その券面額の六割に相當する國幣と等價に流通せしむべし

右二條の辦法は中華民國廿八年二月二十日より施行す、但し廿八年一月一日より二月十九日に至る間を猶豫期間とし、九割を以て國幣と兌換す。と更に二月二十日より三月の十日まで二十日間は六割にて兌換し、三月十日より法幣の絕對禁止を行つたのである。尙舊通貨整理辦法を示めせば

第一條 中國聯合準備銀行の發行する貨幣は國幣としてすべての支拂は之によるものとす、但し從來通ぜし各紙幣については本辦法により流通を認めるものとす

第二條 從來流通したる中國銀行及び交通銀行發行の紙幣（券面に天津、青島又は山東の明記あるもの）

河北省銀行及び冀東銀行の紙幣は本辦法施行の日より滿一年間を限り流通することを得、前項に掲ぐる紙幣は國幣に對し、當分の間國幣一圓につき一圓の割合を以て流通するものとす

第三條 從來流通したる中央銀行の紙幣に前條に明記の地域外の中國銀行及び交通銀行發行の紙幣は本辦法施行の日より三ヶ月を限り流通することを得、前項に掲ぐる紙幣に對し當分の間國幣一圓につき一圓の割合を以て流通するものとす

第四條 從來流通したる紙幣にして第二條及び第三條に掲げざるものについては前條に準じ取扱ひ、三ヶ月を限り流通せしむ、但し山東民生銀行發行の庫券及び山西省銀行晉綏地方鐵路銀號、綏西銀業銀行、及晋北銀業銀行發行の紙幣は別に規定するところによるものとす

第五條 一圓未満の少額紙幣及び硬貨については別に定むるものとす

第六條 第二條、第三條及び第四條本文の紙幣の發行銀行は政府の命ずるところによりその發行紙幣を回収すべし

第七條 公租、公課その他政府に對する一切の支拂は國幣を以てなすものとす、但し當分の間政府は本條を適用すべき支拂の種類及び收納官廳の指定するものとす

附則 本辦法は公布の日より施行す

舊通貨整理辦法第四條舊券による紙幣整理に關する命令

第一條 山東省民生銀行發行の庫券並に山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西銀業銀行及び晋北銀業銀行發行の紙幣は中華民國廿八年三月十日までその流通を認むるものとす



第二條 前條の庫券及び紙幣は中華民國廿八年二月十九日まではこの券面額の九割、同年二月廿九日以降はこの券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價值をもつて流通するものとす  
小額紙幣及び補助貨幣整理辦法第四條による小額通貨の處理に關する命令

第一條 山東省民生銀行及び山東省平市官錢局の發行する小額通貨並に山東省に於いて發行せられたる小額通貨は中華民國三十年五月三十一日まで、その流通を認めるものとす

第二條 前條の小額通貨は中華民國二十八年二月九日まではその券面額の九割、中華民國二十八年二月二十日以降はその券面額六割に相當する金額の國幣と同一價值をもつて流通するものとす

第三條 本會に於いて山西省に於いて發行せられたる小額通貨と山西省銀行晉綏地方鐵路銀號、綏西樂業銀行、晉北鹽業銀號の發行する小額通貨を云ふ。

更に金融擾亂暫行處罰として

第一條 本法は左記の行爲ある者に適用す

一、金融擾亂の行爲ある者

一、中國聯銀の發行する貨幣にあらずるものを所持或は搬送し、これをして流通或は流通せしめんと意圖する行爲ある者

一但し、小額通貨調整法により流通を公認せられたる小額通貨並に蒙藏銀行券及び外國通貨はこの限りにあらず

第二條 第一條所定の行爲ある者は無期徒刑、或は十ヶ年以下一ヶ年以上の有期徒刑、或は一萬元以下五

百元以上の罰金に處す

第三條 第一條の罪を犯したる者は有期徒刑に處す他情狀により併せて罰金を課すことを得

第四條 犯罪の用に供し、或は犯罪の用に供する企圖あるもの及び犯罪行爲より所得せる者はその全部或は一部を沒收し、沒收し能はざるものにはこれに相當する金額を追徴するものとす

第五條 第一條の未遂罪亦處罰することを得

第六條 本法の有効期間は公布の日より向ふ一ヶ年とす

第七條 本法は公布の日よりこれを施行す

以上の如くして法幣の驅逐と聯銀の擴大を計つたが、更に法幣の流通殊に徹底し、容易にこれより撤廢する能はざる見込の處または敵性甚だしく治安の行き届かず新聯銀の進入出來ざる處は之を匪區地帯として法幣の流通を默認せざるを得ない處があつたので、これを指定したのであつたが、同様に今後の中央銀行による新規法貨にもこの様な暫行的對策もとらざるを得ないものと思ふのである。しかも匪區地帯の指定には決して海港地は絶対にさしぬことは注意すべきである。故なら爲替統制の實を擧げ得ない許りでなく、舊法幣の潛伏場となり舊法幣の餘命をも保たしめる根據地となり、延いて通貨主權の確立を期する有力なる障害となる危險が存するからである。

## 二、中央銀行の創設



通貨は實に商業取引にあつては人間に於ける血液であり、中央銀行はその心臓ともなぞらへるものである。しかるに支那に於ける貨幣は實に複雑を極めて一九三五年幣制改革の前には驚く勿れ十數種の貨幣が横行し、また國內銀行の發行券許りではなく、現銀（銀兩）や、英、米、佛、カナダ、メキシコ、香港等の貨幣が現在も尙流通してゐるのである。然し、斯る情態では商業の迅速と正確を期し得ない許りでなく、尙も商業をして益々複雑化せしめ、遲鈍化せしめるのであつて、延いては商業の發達を阻むこと絶大にして、その結果大なる弊害を招くものである。依つて此處に一日も早く通貨の統一を計ること喫緊の要務である。

#### 新通貨の發行とその基準

新通貨の發行とその基準（圓ブロック政策の破壊）新中央銀行が組織された際には當然此處に新通貨發行され、併もこの新通貨が中國絕對通貨として統制と信用を以つて唯一通貨とならなければならぬ、それには申すまでもなく銀行資金の強大と優秀の人材に待つこと勿論なるも、更に新國民政府の強固、發展に期すると共に新通貨の技術に依ること元より大である。

新通貨がこの點について最も問題とする處はその性格とその基準である。

我々は此處に新通貨を決定する前に法幣について詳細に考察を要する、法幣は何故に斯る性格と基準をもつたか？ 支那貨幣史を通じて支那通貨の正條の發達を阻害したものは絶えざる政權の動搖であつたのである。（下述支那國立銀行とその歴史の項を参照）

この政變の爲めに銀行は屢々倒産的運命に置かれたので、その發展は中絶の已むなきの状態であつた。また政府自身にしてもこれを統制整備する機に至らざるに自ら崩壊してしまふ有様であつたので、銀行業者の危險に於て不安の時代をつゞけて來たのである。しかるに蔣政權はこれを自己の完全統制下に収めて、これを保護したのであるからその信頼は銀行業者からは勿論一般國民からは絶大なものであつた。そして彼がこれに政治的勢力を増々加へたから、これは遂に彼の政治的勢力となり、又はこれを増進させる原因にさへなつたのである。それ故に「法幣は蔣政權なくして法幣なく法幣の在る處必ず蔣政權あり」と云ふ結果になつたのである。故に蔣介石の政治的勢力なくして法幣は一日も價値を持つこと出来ぬ程の性格をもつたのである。

また法幣は外貨的に英貨磅に依存し、一志二片一を堅持して來た、去る一九三五年十一月三日幣制改革以來英國の法幣援助は厚く、今事變勃發するや法幣の動搖防止の爲め一千万磅の法幣安定擁護資金を香上銀行に設置、現在尙これを續行してゐることは周知の事實である。しかし最近歐洲大戰の活潑化と英國敗戦の色濃厚の爲め磅の動搖は激しく、爲替基準として資格を失つた爲め、亦に基準依存しつゝあることは顯著な傾向である。

しかるに此處に新通貨に對しても當然支那社會に適應した性格をもたせ、基準を置くことは新通貨の將來に對して成功、不成功の重大なる運命を卜する原因となるものであるからこの、社會に適應した性格を新通貨に取入れべきである。それ故新通貨は法幣と同一性格をもち、基準も法



幣に略々一致した處に規定すべきである。前述の通り磅は現在動搖常ならぬものであるから當然弗リンクとなるべきであるが、その基準は法幣の時價相場に追従すべきであらう。それ故現在その基準は決定出来ないが、大體五―六弗を往復してゐるから、新通貨も此處に落着いて可然と思ふ。

しかし、此處に起る重大なる問題は圓プロツクの崩壊である。事變當初の目標は日滿支圓プロツクの結成その發展にあつたが今日に於ては此は全く不可能に陥りて、中支は全くこれより除外されなければならぬ運命に逢着したのである。しかし、一方的見方をすればこれは明らかな日本勢力の後退を意味し、經濟政策の失敗であつたとも云へるであらう。又此處に斯る經濟情勢を無視圓プロツクを強制したとすれば、これに伴つて起る弊害は又これが爲に日本の被る負擔は現在の我國財政を以てしては到底支へられるものではあるまい。現在戰が經濟消耗戰と云はれる如く日本經濟の消耗は斯くまで消耗し、更に支那經濟の消耗は我國を以てしても救ふべからざるが如き消滅的破綻まで行つたと見ることが出来るであらう。しかし、この圓プロツクの崩壊が中支支けであつてくれればよいがこれが北支、蒙疆地方にまで擴大する危険性が現在の情勢では多分にある聯銀券にしる、蒙銀券にしる、法幣、外貨交換價值が下落し此爲に苦闘を續けてゐることは中支に於ける法幣と軍票の關係に全く同様これが強化は最大の急務とされてゐる。

中央銀行の組織 聯銀は資本金五千萬元でその内二分の一拂込みで政府並に京津支那側銀行が

各其半折で日本の銀行團より一億圓のクレヂットを得て更に又發行保證準備金は天津の四千萬圓北京の一千五十萬元であると云はれてゐるが、中央銀行は少くとも一―二億元資本金を要するであらう。日支合辦として各半折、支那側は更にその半折を民族資本を以てすること、それには浙江財閥を取入れることに最も努める必要がある。更に日本より二億圓程度のクレヂットを得るならばよからう。よつてその組織も同様にして、今此處にその條令の要點を抜萃してみれば次の通りである。

### 第一章 總 則

第一條 中央銀行は通貨の安定、金融の統制を以て目的とす  
第二條 中央銀行は政府の命令により股份有限公司の組織を以て成立す  
第三條 中央銀行は總行を南京に置き、分行を國內主要各地に設け、其の他の銀行と代理契約をなすことを得

第四條 政府は中央銀行を監督するため、必要なる命令を發することを得

第五條 中央銀行は三十年を以て營業期限となし、滿期の時は政府に之が延長の許可を申請することを得

### 第二章 資 本

第六條 中央銀行は株式總額二億元とし、二百萬株に分つ、毎株を百元とし、第一次拂込は資本金の二分の一とし、未拂込株式の拂込期日は董事會議に於て之を定む



第七條 中央銀行は株式資本は政府に於て百萬株を引受け、残餘の百萬株は中國法人の銀行に於いて之を分擔引受く

第八條 中央銀行の株券は記名式とし政府の許可を受くるに非ざれば轉讓するを得ず

### 第三章 特權及び事務

第九條 政府は中央銀行に對し、貨幣の鑄造及び發行の特權を賦與す

第十條 中央銀行の貨幣は公私一率に通用す

第十一條 中央銀行の貨幣の種類は左の如く規定す

但し硬貨は紙幣を以て之に換へるを得

紙幣（百元、十元、五元、一元）

硬貨（五角、二角、五分、一分、五厘）

第十二條 中央銀行は發行する紙幣額の百分の四十以上に相當する金額の正金銀、外國通貨或は外國通貨の預金を保有し、且つ發行額の百分の二十以下に相當する金額の公債及び政府發行或は政府保證の手形及び證券或は商業手形及び其他確實なる證券或は貸出金を保有すべし

第十三條 政府は中央銀行をして一般金融機關の監督及び其他金融事項に對し、行ふべき權限の一部を行使せしむることを得

第十四條 中央銀行の業務規定左の如し

(一) 政府發行の手形及び證券或は政府保證の證券の割引

(二) 商業手形の割引

(三) 確實なる證券債券、或は商品擔保の割引或は貸付

(四) 諸預金及び當座貸越

(五) 正金銀、外國通貨

(六) 平常取引

(七) 金製品その他貴重物品の保管

(八) 諸預金

(九) 爲替

第十五條 中央銀行は公債證券及びその他の確實なる有價證券の引受け或は買入を爲すこと得

第十六條 中央銀行は政府の規定により公債及び國庫に關する事務を處理することを得

### 第四章 組織

第十七條 中央銀行に總裁一名、董事八名、監事四名を設く

第十八條 總裁、副總裁の任期は四年とし、何れも政府之を任命す

第十九條 董事の任期を三年とし、株主總會により選任し、政府の認可を要す  
董事の半数は株式銀行の代表人たるを要す  
常務董事二名を設け總裁之を指定す

第二十條 以下第二十八條迄（略）



第二十九條 中央銀行に顧問若干名を設く、顧問は重要な業務に關し豫め總裁の諮問を受ける事を得、行務に對しても亦隨時總裁に向つて建議することを得、且つ董事會に出席意見を陳陳することを得

#### 第五章 株式總會(會)

#### 第六節 決 算

第三十四條 中央銀行は毎年六月三十日及び十二月卅一日をもつて決算期とす

第三十五條 中央銀行は利益分配期毎に純益の百分の二十を積立金とし、純額資本に到達する時を以て止む、積立金の純額資本に達したる時前項の積立金の積立額の純益の百分の一以上改めることを得

第三十六條 株主に分配すべき配當金額は一年拂込株式資本の百分の十以上を超過したる時該超過分の二分の一は政府に奉納す

#### 附 則

第三十七條 本條令は公布の日より施行す

### (ハ) 中央銀行の資金調査

去る五月一日中央銀行設立籌備委員會が任命成立してより、都合六回の委員會を開催、去る六月六日その中央銀行組織章程は完成した由であるが、籌備委員會章程にもある通り

#### (一) 中央銀行資金の調達

- (一) 中央銀行各種法規の草案の起草
- (二) 休業銀行の整理計畫
- (三) 新法幣の發行計畫
- (四) 業務計畫
- (五) 總行、分行の設置及び首領部の任用
- (六) 政府委託事業の引受

等であるが、最も困難なる問題は、第一の資金の調達と舊法幣の整理であるだらう。

即ち、同委員會が當面するであらう最も重大困難なる問題は

- (1) 資金の調達
- (2) 舊法幣の整理
- (3) 新法幣の發行

の三項目である。しかし更にこれを決定する前に

- (一) 重慶政府の發行する法幣
- (二) 臨時政府の銀票
- (三) 維新政府の銀票
- (四) 蒙古聯合自治政府の銀票
- (五) 中南支占據地區間に流通する軍票



の以上の問題が解決されなければならぬであらう。これ等の諸件は新通貨が何に基準を置くかによつて左右されるものであるが、最も慎重を期せられなければならぬは申すまでもない。

通貨の交換価値は外貨資金によらねばならぬ。しかし現在の新國民政府にこの力は恐らくない。それには、民族資本の流入と關稅收入に待つより外はないのであるが、新國民政府の臺所を洗つて見れば最も明瞭であらう。

即ち資金としては

(1) 關稅收入

(2) 鹽稅、統稅その他の國內稅

(3) 新政府系地方銀行の統合資本

に限定されてゐる。それ故に資金の基礎は關稅及國內稅收入から政費を差引いた殘額の蓄積がその最大の基礎である。

先づ海關收入は、最近は次の通である。

輸入稅	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
輸出稅	二五四・五	三六一・三	一六〇・九	二三七・七
轉口稅及附加稅	二四・五	二九・〇	一六・六	一七・四
	一三・六	二〇・二	五五・八	四八・六

トシ稅	四・〇	三・二	二・九	一・六
賑災附加稅	一四・〇	一四・六	九・二	一三・〇
關稅附加稅	一四・〇	一四・六	九・一	一三・〇
合計	三二四・六	三四二・九	二五四・五	三三一・三

(百萬元)

尙最近は上海を中心として物價騰貴と需要増加に刺戟されて物資の輸入激増してゐる爲め、海關收入も共に四割方の増加を來してゐるであらう。

更に國內稅は新國民政府治下の範圍は狭少にて、治安の確立なき爲め、その收入は全く見るべきものなく、四五百萬元程度であらうと想像される。

更に新政府系地方銀行の資本は次の通りである。

- 一、蘇民銀行(本店蘇州) 華興券建、資本金五十萬元、二分の一拂込、一九三九年八月創立總會を開き、同年九月十五日開業、一九四〇年三月二七三日無錫に分行新設。
- 二、浙民銀行(本店杭州) 華興券建、資本金五十萬元、二分の一拂込、一九三九年十一月十八日の創立、十二月十八日開業、一九四〇年五月八日石硤、湖州に分行新設。
- 三、安民銀行(本店蚌埠) 華興券建、資本金五十萬元、二分の一拂込、一九三九年十二月三十一日創立、一九四〇年一月七日開業、目下蕪湖に分行新設の計畫中。



- 四、農商銀行(本店南京) 法幣建、資本金三百萬元、一九四〇年四月二日創立。既に開業、目下漢口、杭州、重慶の分行復活の計畫中。
- 五、中江實業銀行(本店漢口) 軍票建、資本金二千萬元、一九四〇年三月十四日創立。五月五日開業、今夏までに九江に分行新設。
- 六、中亞銀行(本店上海) 軍票券建、資本金五百萬元四分の一拂込、一九四〇年二月二十四日創立、五月十日開業。
- 七、江蘇省農民銀行(本店蘇州) 目下復活計畫中。
- 八、東萊銀行(本店南京) 目下復活計畫中
- 九、華興商業銀行は一九三九年五月十日創立、五月十六日開業、現在は南京、杭州、蘇州、蚌埠、鎮江に支店を有し、中央地方の金融指導を爲してゐる。

以上の如き政府資金である爲め、到底これだけで充足を期する譯には行かず、此處に南京下流の揚子江沿岸の資本を誘導せねばならぬ。しかし、浙蘇地方民族資本の誘導は、一つに新國民政府の政治的勢力の消長如何に懸つてゐるのであつて、此處に新國民政府の發展が大きく期待される次第である。

### 三、産業振興組合銀行の創設

中小農商工振興の爲めに更に一步前進彼等に金融的便宜を與へ、活潑なる經濟活動の奮起を誘ふにあらざれば眞の商業發展は期し難いものである。故に中小農商工振興を目的とする、即ち日本の産業組合金庫、商工組合金庫と、而も一般銀行を兼ねた銀行の設立を提唱する。

#### (イ) 産業振興組合銀行の組織

- 資本金 五千萬元
- 政府 半 折
- 民 同 四分の一
- 地方官廳 四分の一
- 日本クレジット 五千萬元

#### (ロ) 職制 (本行)

- 總務部 (總務課)
- 業務部 (貸付課)
- 調査部 (調査課)
- (支店又は出張所)
- 貸付課
- 指導課
- 調査課



## (ハ) 本行の職制説明

(1) 總務部は行全般の行政を行ひ、部長之を掌行す。

秘書課は本行並びに支店また出張所の人事其の他の機密の業務を行ふ。

庶務課は行内の文書其の他諸務を攝行し、また支店出張所との連絡を司るものとす。

(2) 業務部は直接外部との接関を爲し、本行の目的を遂行す。

貸付課—貸付依頼者に対し、擔保其の他保證を得て調査課との連絡を保ちつゝその貸付又は保證を爲す

指導課—指導課は本行設立の精神に立脚し、その目的とする處を中小商工業業者に指示指導し、本行の

目的を達成せしめる様、司業す。

(3) 調査部は業者の經濟狀態は勿論、一般社會の情勢を研究調査し、本行の業務に資す。

調査課は主に業者の事業狀態を調査し、貸付依頼に對して信用の評定を爲し、貸付課との連絡を爲す。

企業課は一般社會の經濟狀態又は地方社會要求を正し、之に即應する業務を立案し、行務の發展向上を期す。

## (ニ) 支店又は出張所の職制説明

庶務課は本行並びに一般との連絡を爲し、行内の庶務を司る。

貸付課は貸付依頼者に對し、調査課との連絡を保ちつゝ貸付又は保證を爲す。

指導課は専任の指導員四、五名を置き、本行の趣旨目的を説明、延いては各組合の金融事業の指導も掌る。

調査課は指導員と共に各組合の信用並に業務狀態を調査し、その貸付に對し、公平なる信用評定を爲し貸付課の業務を資す。

更に本行は毎月開會される處の中央商業振興對策委員會金融部、同地方分科會の指令に基き、而も獨立の存在を保ちつゝ業者に和衷協同の精神を教へ、且つその成績を期す。

## 四、銀號、當、典其の他庶民金融機關の調整

支那の銀號その他庶民金融機關の資本は、二十萬元から五千元位のものが多く、利息は二割三四分から多くて十割から十五割のものもあると云はれてゐる。また支那には個人の金貸が多く、これ等の個人がこの様な暴利をむさぼつてゐるのである。よつてこれ等の不當搾取を整理し、一方商業組合又は合作社、貿易組合等の金融事業により、又之を後援する産業振興組合銀行等の活躍によりこれ等の者を救済することが目下の最大急務である。先づそれにはこれ等の庶民金融機關の利息の制限、擔保の制限を強行し、また成績不良の機關に對しては解散を命ずることである。また債務者に對して高利の肩替りを奨励して多くの中小商工業業者や、殊に農民の肌をグニか南京虫の様に喰込んだ債權魔を放逐すべきである。

## 五、小本借貸處の擴大



現在ある借貸處は資本も少く、その活動を十分に爲し得ない、借貸處が最も貧困なるもの、群れに飛入つて、これ等の人と最もよく接觸してその救済に努力してゐることはその功は實に賞すべきである。それ故に一般民衆の最も希望にも適し、親しまれてゐる。蓋し支那にはこの様な機關が最も必要である。故に本處を擴充、強化して、下級民衆の經濟振興は一日も忽に爲すべきでないのである。

(1) 民衆研究所編 カン通貨及金融六五頁

(2) 東亞研究所編 北支に於ける通貨、金融の調査一〇頁

(3) 「東亞」十三卷七月號中央銀行論より

## 第三篇 支那商業の實際

### 第一章 支那における商業組織の實際

#### 一、商人團體

古來支那に於いては商業は俗に三百六十行と云はれ、非常に種類多いことが知られてゐたが、商法には(1)賣買業、(2)貸貸業、(3)製造業加工業、(4)電気、瓦斯若くは自來水(水道)の供給業、(5)出版業、(6)印刷業、(7)銀行業、兌換業、貸金業、(8)擔承信託業、(9)請負業、(10)貸席業、(11)倉庫業、(12)保險業、(13)運送業、(14)運送請負業、(15)問屋業、(16)仲仕業、(17)代理業の十七種を商業と規定し、特に製造業加工業を加へてゐる。尙この中には政府の特許を受くることを要する特許商と、他に例を見ない買辦<sup>(1)</sup>と云ふ特殊商が存する。特許商には交易所(取引所)、牙行、當、典、押(質屋)があるのである。

商人團體については、古來支那にあつては、夫々自治團體を形成し政府の手を藉らず其の所屬團體を統制して來たもので、之を支那ギルドと稱し、この中には(一)商人組合、(二)職人組合、



(三)同郷組合、(四)自治團體組合の四種あり、之を個別的團體と、綜合的團體に分けることが出来る、個別的團體には商幫、莊客、會館、公所(公會)等があり、綜合的團體には自治團體組合たる公會がある。

(イ)商幫—之は他郷に於ける同郷(多くは同業)商人の團體で(幫は幫助のこと)上海に於ける天津幫、煙臺幫とか、殆ど支那全國から来た商人が同郷商幫を形成してゐる。又この商幫の買進み買控へは商況に多大の影響を有する。

(ロ)莊客—商幫に類似するが、多少異つて、各地同業者が上海等の大都市に派遣した駐在代表の團體を云ひ、各種營業に就き夫々莊客を派駐してゐる。

(ハ)會館—同郷人の團體で、當初は商人のみの團體であつたが、次第に會員が増加し、勢力が増大するに従つて壯大なる會館を建てたので會館と云ふ様になつた、その後は商人は勿論官吏もその他一般同郷人が参加する様になつたのである。

(ニ)公所—出身地を問はず純然たる同業者の組合で、一定地域單位にして同業者間の調停、倒閉店舗の債務處理、或ひは市價の公定、不正競争者の制裁、共同の力で營業を指導し、弊害を矯正し、共同相互の利益の財債組合であつたのである。

(ホ)公會—公所はその後北京政府によつて同業組合法規の制定を見公所を公會と改稱し、更に國民政府によつて、工商同業公會法の改正により銀行公會とか、錢業公會とか設置されてゐる。

(ハ)商會—日本の商工會議所と同様なる機能を有する團體である。

地名	数	地名	数
山東省	七〇	北京	一
山西省	八	青島	一
河北省	六〇	天津	一
綏遠省	四	威海衛行政區	一
察哈爾省	八	北支合計	一五四
全支計	四一〇		

更に商業の企業形態には個人組織と、合夥組織と、及び公司組織の三種がある。又、公司にも日本の会社と同様、無限公司(合名会社)、兩合公司(合資会社)、股份有限公司(株式會社)股份兩合公司(株式合資會社)の四種があり、股份公司が壓倒的に多數にして、無限公司兩合公司等の順序である。

## 二、個人經營の組織

今個人組織及合夥組織の内容として、或る張家口の毛皮問屋の實例を示めせば次の通りである

財東(個人組織)……………同一人  
經理(家庭的)……………同一人



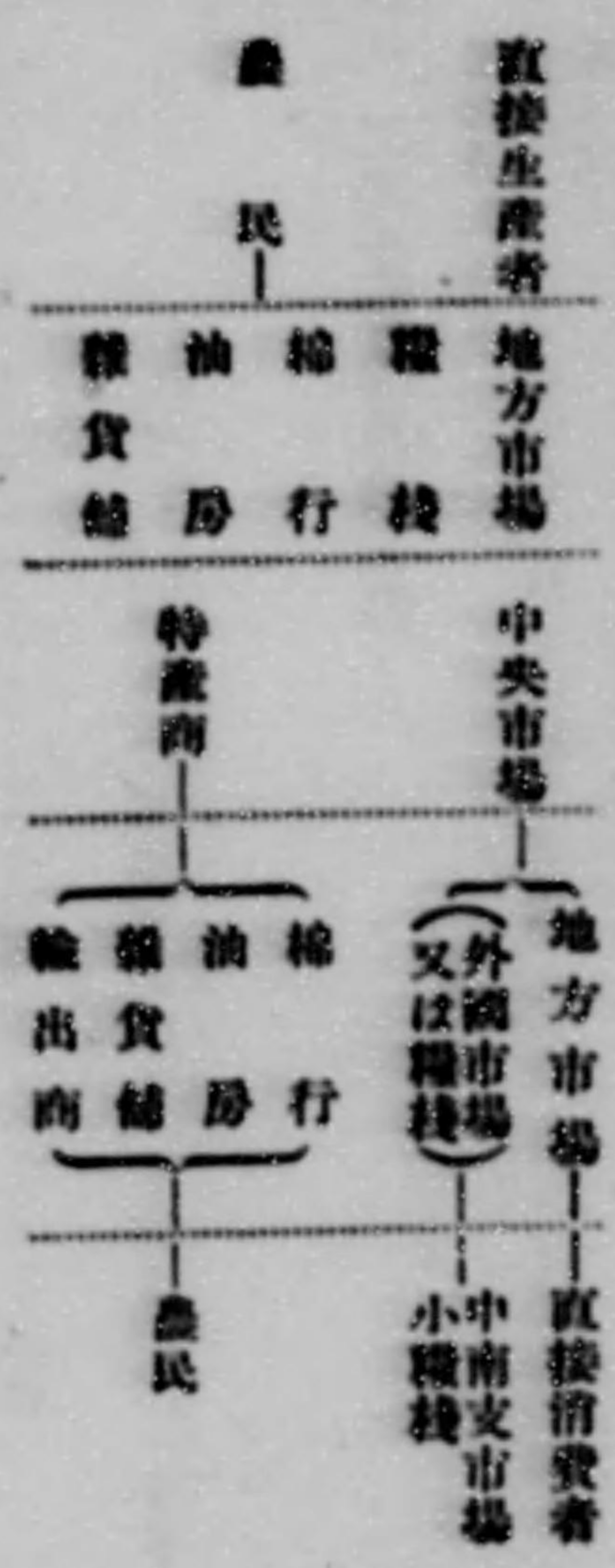
副經理(二家制的)	二人	年給 三百元
張吳先生(管賬、夥計)	二人	正 年給二百五十一—三百元 副 年給百五十一—二百元
董事(業務員)	約五人	年給 五十一—百二十元
學徒(學買賣的)	約五人	年給 二、三十元
門番(打更夫)	二人	年給 四十一—八十元
厨師(料理人)	正 一人 副 三人	年給 百二十—五十元

これは個人組織の場合であつて、經理は財東が自らやつてゐるが、個人組織のものにあつても、財東と經理が別な時は勿論その間の権限さへ別に定められたものもあるのである。

### 三、支那商業取引機構の實際

更に商品の流通機構については、最初に述べた通り、北支にあつては經濟發展の途上にあり、前資本主義的な生産品に關するものと、資本主義的な生産品に關する機構とに區別されるのである。即ち農産物、牧畜物等がその前者の例であり、工場生産品及び輸入品の取引が後者の例である。先づ第一に農産物及び前資本主義的な生産品取引機構から順次に之を圖示すれば次の通りである。

### (一) 農産物及前資本主義的な生産品



### (二) 棉花の輸出取引機構



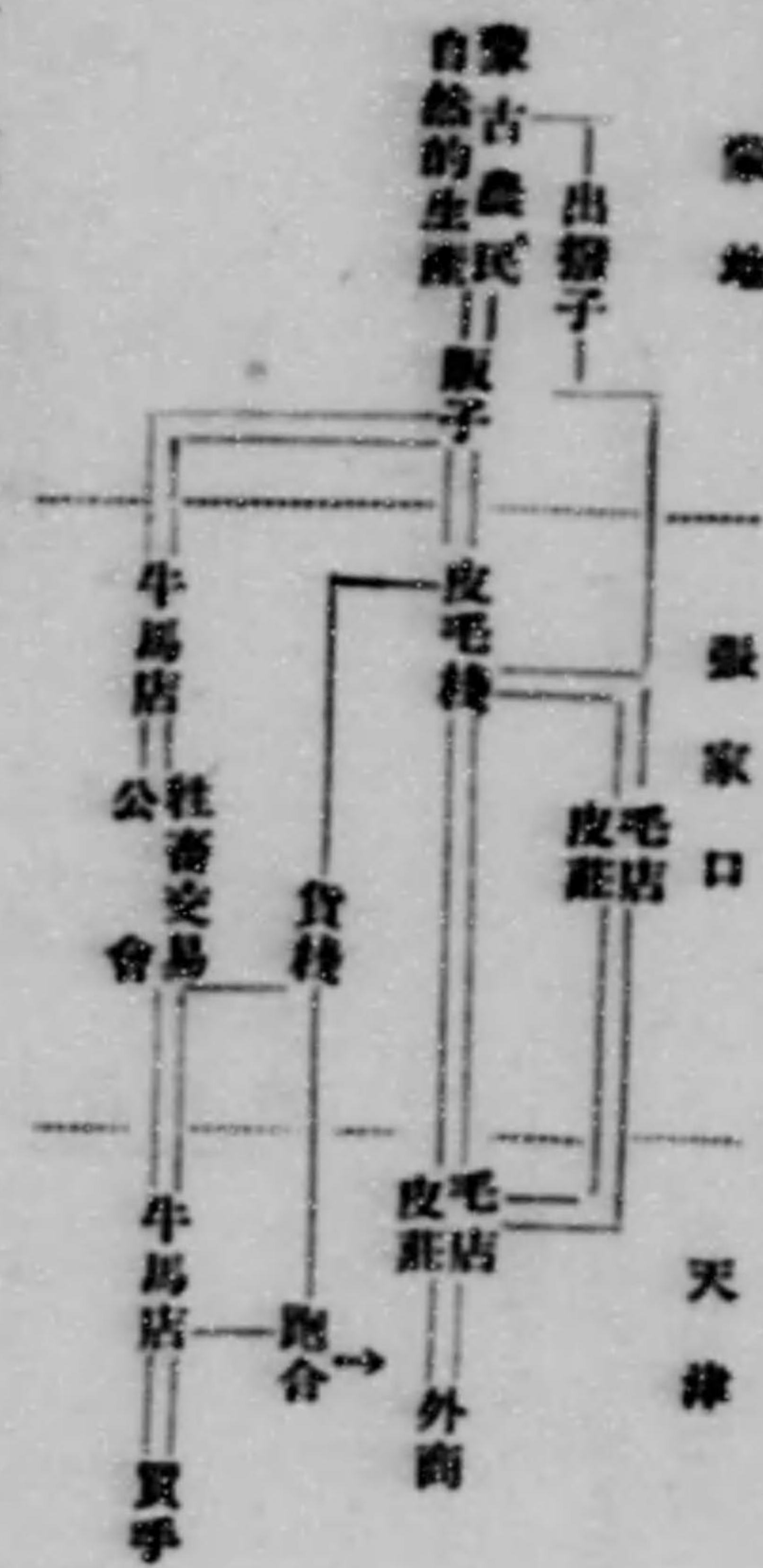
殊に棉花の取引は複雑にして以上は大略的の例示である。併し近年、括弧中の經記、聯合、洋行、藥販房の省略されて取引される場合多く、殊に日本の紡績會社又は輸出商は直接買付員を産地に出して棉花店と取引してゐるものもあるのである。

### (三) 張家口の天津肉類賣の取引機構

屠棧(店)は農産物取引の問屋的機關であり、毛棧、皮棧、毛皮店、棉花棧(店)等も當該商品の



問屋的機能をも有するのである。また搬子は自ら地方を出て、農産物、工業製品、棉花、小麦、長靴、鞭、棉布、煙草、砂糖等を携へ、移動する蒙古包の集團を追ひ、或は喇會、又は市等を利用して、之を賣り、代償として毛皮、獸毛、牲畜、家鹽を得て、之を再び地方市場に於いて販子或は問屋的商舖に賣却するのである。そして出歩く搬子を行莊と云ひ、固定的家屋を有する搬子を坐莊と云ふのである。



(四) 工場生産品及輸入品

工場  
輸入商——中央市場——地方市場——農民

輸入配給機構については大體次の四通りに分かれる。



欠

**MISSING**



## 六、公共市場及取引所

### ◎市場

市場には天津、上海、南京、漢口、北京、青島等大都市に大抵存在してゐる。その中には卸賣市場、小賣市場、雜賣市場との種類がある。今天津の雜賣市場を掲げば次の通りである。

市場名	所在地
信記合作社	東馬路
華順	英界小日樓
恩豐	日界四兩鐘
清和公司	日界四兩鐘
三義成	特一區小日樓
聚成祥	東南城角
豐源社	南馬路
志遠齊	鼓樓東
明記	南四大街



同じく天津の食料品野菜、魚類肉類の市場は次の通りである。  
 ○産額を並とす市場

市場名	所在地	取扱商品	一年取引高
鎮記棧	日界壽街	果實蔬菜	二八〇萬元
東手橋菜市	華界河沿馬路	"	一四四 "
銅橋市場	特別一區	蔬菜小賣	五十萬斤(一日取引高)
鳳林村市場	河東	"	"
竹林村市場	河北	"	"
早橋市場	"	"	"
少西園市場	西營門	蔬菜	三十萬斤(一日取引高)
○鹽滄島鹽肉其他日用食料品市場			
英界マーケット	英租界	一般食料品	二十八萬元
佛界マーケット	佛 "	"	三十九萬元
○魚市場			
大胡同市場	華街河北		
官銀號市場	華街東北角		

尙天津には勸業場の大規模のものがある。

市場名	所在地
海河沿市場	白河沿
大口 "	東浮橋北
比莊 "	華街河東
賈家大橋 "	河北
章駝廟 "	西北城角
大江沿 "	同小河北
南門外 "	華界南門外
經河沿 "	北大關
○骨董品市場	
大羅天市場	日界明石街
市場名	
北海樓	所在處
天津市場	支那街
泰康市場	佛租界
天津勸業場	"



此等は百貨店と異り各種の個人商人がパーチン式の賣場を大建物の中に一室又は二室を占めて商業を営んでゐるものである。

◎取引所

支那の商品及び銀鈔取引所は青島、上海に存するのみであつて尙天津北京にも設立の計畫が進みつつあるが未だ實現に至つてゐない。特に天津に於ては具體的の組織出資關係まで決定したがその後遅延してゐる。又麥粉、砂糖、棉花、棉絲、綿布、羊毛等主要商品を上揚する取引所の設置の必要を叫ばれてゐるが、投機心を煽動するものとして實現されるに至らない。

- (1) 買辦とは支那商と外國銀行との取引に當つて支那商の信用を保證し、外國銀行の危險を防止しその他支那商習慣に適應せしめ外國銀行と支那商人との交渉を爲し、取引を圓滑にする目的の爲めの媒介機關であつて、その収益は爲替、金銀の賣買取扱には賣手よりコミッションを取り貸付の場合は顧客より手数料を取り又は利息の額取りをすることによつてゐる一種のプロカーの中間搾取の存在である。しかし、日本商人はこの買辦をあまり利用せず之を排除してゐた又これを利用して買辦に委すことなくその収益の割取を加へてゐた爲め、買辦は日本商人を嫌惡し、外國商人を歡迎した、その結果中堅商人階級たる買辦は悉く排日態度であつたのである。これは我國貿易上、注意すべき問題である。
- (2) 天津日本商工會議所編北支經濟事情三二四頁北支商業の組織及習慣

- (3) 滿鐵產業部編北支經濟綜覽四六六頁
- (4) 〃 〃 〃 四七五頁商品流通の機構より
- (5) 天津日本商工會議所編北支經濟事情三一七頁北支商業の種類より。



## 第二章 各地の經濟狀況

### 一、北支の經濟狀況

北支一帯は今日に於いても、猶依然として非工業生産原料たる農産物の生産を基礎とする半封建的農業經濟の領域を脱し切らず、中南支の如く資本主義經濟の發展せる地方とは隔世の感さへある。殊に上海、杭州、南京を結ぶ三角地域の發展に比すればである。それ故に商業組織に於いても、特に舊時代の色彩が濃厚で、天津、北京、張口家等に於いては猪市、羊市、烏市、果木市、煤市等が開かれ、特に北京に於いては燈市、廟市、内市が定期的に開かれ、今尙隆盛なる有様で就中、明代廟市の盛況は非常なもので、最も繁榮せる城市廟市の如きは、遼く、滇(雲南省)、粵(廣東省)、閩(福建省)、楚(湖北省)、吳(江蘇省)、越(浙江省)等の商品までが集散し、時には外夷の買物として、西藏の烏斯藏地方の佛像、西洋の耶穌像又は日本の扇等までが取引されたのである。(1)

尙斯る封建的商業取引機構から支那が近代資本主義經濟に接觸して、近代商業體系に移つたのは阿片戦争後一八四二年清朝が香港を割讓し、廣州、福州、廈門、寧波、上海の五港を開港して

からであつて、従つて支那の近代商業化は南方より起り、漸次外國資本の流入と共に中部へ更に奥地に進み、北支にも南方の經濟的勢力が次第に及ぶ様になり、次いで一八六〇年北京條約の結果、北支の經濟が外國との經濟的接觸が開始され、翌年天津が開港され、翌々年には芝罘、一八九九年には獨逸によつて、青島が近代的開發される等、その後急激に外國資本が流入する一方、外國銀行の進出等あり、其處には買辦等の特殊商人すら現出するに至り、又さきに近代化した中南方勢力は依然として北方經濟を制して、北支をして南方の植民地化たらしめてゐる。即ち北支から、石炭、棉花、羊毛、落花生、桐油、落花生油、米、鐵、鹽等の原料品を移入し、中南方より、鑛業資本並に綿織物、紙、セメント等の工業製品を移出して長江の水利と共に商業干城を築いてゐる。

尙此處に北支に於ける地理的環境は南に泰山、秦嶺、伏牛山等の一連の山系を以つて、中部支那と界し、北部は陰山山脈によつて蒙古に連り、東に渤海灣を控へ、山東半島を距て、黃海に面するのである。又その中間に黃河は西南より渤海に注ぎ、流域河南省より中部に亘り總面積我本州に匹敵する廣大なる沖積土の黃土平野を有し、此處に支那興亡の三千年の歴史が營まれて來たのである。

尙氣温は所謂大陸性氣候にして寒暑の差著しく、四月頃より大洋の季節風が吹き始め、六、七月と続き、九月になると北の大陸風がこれに交替して、寒さを迎へるので、胡馬朔風に嘶き、



黄麻萬丈の景色を齎すのである。緯度では青森、仙臺の間に位するが、山西地方では一年平均温度攝氏五度、太原では十一月には零下となり、十二月は零下七、八度、一月は零下五、一度二月は零下二、七度となり、また夏はこれに反して、七月には平均二七—二八度に達する、尙中央の所謂華北中原では一年平均温度一二・四二度、冬は十二月、一月、二月は零度以下に下るが、夏は同様天津にては二六・一度の平均温度となる。又北支中最も溫和な氣候を有つのは山東半島で一年平均一二—一三度、最も暑い八月では二四・九度で大體關東州と同様の氣温を有する。雨量は著しく不充分であり、且不均である、爲めに旱魃と水害が連続的に起り、農民をこの上なく苦しめて、度々の水害はその度に黄土を流し、これを下流に堆積して自然に河床が高くなり其の結果氾濫の危険があると堤防をどん／＼高くして行くから、河床が地面より高くなつてしまふ珍奇現象を呈し、河は「平野の中を流れるのではなく、其上を流れてゐる」ことになるのである。

面積は次の通りであつて

河北省	一五四、四四〇平方軒	(五省の割合)
山西省	一五五、九三五	一四・六%
綏遠省	二九一、四三二	一四・七%
山東省	一八〇、五九九	二七・四%
		一七・〇%

察哈爾省

二七八、九五七

二六・三%

計

一、〇六一、三三三

一〇〇・〇%

滿洲國から本州と四國の面積を引いたもの、即ち、日本全體國の一・五七倍に當つてゐる。

北支は更に棉花の産出多く殊に河北省、山東省、山西省の産出は全支の約五〇%を占めてゐる。中支に比すれば作付畝数は遙かに及ばないが、その生産額は略同量である。これは主として河北省を中心として品種の改良、栽培方法の改善に努め、米棉種、印棉種等の移植に成功した爲めである。尙在來の支那棉は太く、短く而も裁取方法の不適當の爲め色悪く、高級品の製造は不可能であつた。

省	作付畝數	百分率	生産量(擔)	百分率	每畝平均收穫(斤)
河北省	二〇、四四一、三六〇	一〇〇%	五、三二二、九七四	一〇〇%	二六
山西省	六、八四五、七八九	三三	一、九三三、七〇九	二九	二二
山東省	一三、五九五、五七一	六七	三、七八九、二六五	七一	二八

人口は九千五百萬人以上、一億内外のものがあると云はれてゐる。各省人口の密度は次の通りである。

河北省	二四八(人)(一平方軒當り)
山東省	二〇七



山西	八七
察哈爾省	九
綏遠省	八
平均	九一・三

支那人口は頃には歌はれた如く「支那四億の民がある」推定人口四六二、八三〇千人の處、北支五省に九千六百萬、總人口の二〇・九%が總面積十分の一に過ぎない處に總人口五分の一が集集してゐる譯である。

イ、北支に於ける物價

一九三三年には輸出貿易の好調は物價の騰貴を誘した。しかし間もなく、これは反落して、また三六年に騰貴した。しかし幣制改革な豫想以上の成績をあげて、堅實な歩みを物價に影響した。しかし北支の警察政權の樹立は物價の騰貴を促したとも云はれてゐる。しかし、日支事變の勃發は直ちに物資の不足を來たし、物價は一躍暴上りに奔騰し、物價指數は一九三九年三月には一九五、一三を上廻つた。特に騰貴率の著しいものは建築材料で、昭和十三年末には二一一、四一と云ふ驚異的指數を見せるに至つたのである。次ぎには金屬類、食料品がこれに次ぎ食料品は一七五、七九を示したのである。

年 間	物價指數
一九三四年平均	九一、七二
一九三五年	九五、四二
一九三六年一月	一〇四、〇九
一九三六年七月	一〇九、三四
一九三六年十二月	一二二、七六
一九三七年一月	一二六、三三
一九三七年七月	一〇九、六〇
一九三七年十二月	一四三、七五
一九三八年一月	一四三、六三
一九三八年四月	一六〇、三一
一九三八年十月	一八一、〇〇
一九三八年十二月	一七六、二四
一九三八年平均	一六八、二一
一九三九年一月	一八三、五六
一九三九年二月	一八七、一四
一九三九年三月	一九五、一三

(天津商工會議所日報より)

一九三九年四月	二一〇、六五
七月	二四六、八三
十月	三一三、一三
十二月	三二一、二三



月別	食料類	布疋類	金屬類	燃料類	雜貨類	糖類	雜貨類
昭和十二年一月	10,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
二月	60,111	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
三月	86,011	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
四月	03,011	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
五月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
六月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
七月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
八月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
九月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十一月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十二月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
昭和十三年一月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
二月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
三月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
四月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
五月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
六月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
七月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
八月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
九月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十一月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911
十二月	117,411	117,411	14,411	11,311	11,711	11,811	11,911

下掲の表にて示す様に昭和十四年に入つて殊に舊法幣の流通禁止となつてから換物景氣を併發食料品は一九一、三三に飛び上つた。

○纖維製品類は昭和十三年初には一〇五、〇八の平常的であつたが漸騰八月には一四〇、六〇、また漸落一三一、三〇に落着だがまた反撥し昭和十四年三月には一四八、九三に騰貴した。

○金屬類も品不足が手傳つて昭和十三年初頭にはもはや一八七、〇九、四月には二〇〇臺に上り急騰に、年末には二六九、一一、昭和十四年三月には一一九五、一二の空前の高物價を出現した。

○燃料類も採炭、輸送の不圓滑の爲めに品不足を來たし、昭和十三年初めには一三二、四九となり五月には一九五、八六となり、以後一七〇臺を往復、九月には一九四、六〇に上騰し、冬期並びに昭和十四年初頭には一七六、七二に落着いてゐたのである。

○建築材料は既に品不足であつた爲めに事變に入つてからは落着く處知らずに騰る有様であつた昭和十三年初めには一五四、四〇より、漸騰々々八月には一八一、九四、十月には二〇〇臺に年末には二一五、八六で越年して今日に到つてゐる。

尙参考に天津の卸賣物價指數を擧げてみる。

天津卸賣物價指數表 (天津商工會事務所日報ヨリ)



月	八	九	十	十一	十二	昭和十四年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
價	175,770	176,000	176,600	176,800	177,000	177,200	177,400	177,600	177,800	178,000	178,200	178,400	178,600	178,800	179,000	179,200	179,400	179,600
價	180,000	180,200	180,400	180,600	180,800	181,000	181,200	181,400	181,600	181,800	182,000	182,200	182,400	182,600	182,800	183,000	183,200	183,400
價	185,000	185,200	185,400	185,600	185,800	186,000	186,200	186,400	186,600	186,800	187,000	187,200	187,400	187,600	187,800	188,000	188,200	188,400
價	190,000	190,200	190,400	190,600	190,800	191,000	191,200	191,400	191,600	191,800	192,000	192,200	192,400	192,600	192,800	193,000	193,200	193,400
價	195,000	195,200	195,400	195,600	195,800	196,000	196,200	196,400	196,600	196,800	197,000	197,200	197,400	197,600	197,800	198,000	198,200	198,400
價	200,000	200,200	200,400	200,600	200,800	201,000	201,200	201,400	201,600	201,800	202,000	202,200	202,400	202,600	202,800	203,000	203,200	203,400
價	205,000	205,200	205,400	205,600	205,800	206,000	206,200	206,400	206,600	206,800	207,000	207,200	207,400	207,600	207,800	208,000	208,200	208,400
價	210,000	210,200	210,400	210,600	210,800	211,000	211,200	211,400	211,600	211,800	212,000	212,200	212,400	212,600	212,800	213,000	213,200	213,400
價	215,000	215,200	215,400	215,600	215,800	216,000	216,200	216,400	216,600	216,800	217,000	217,200	217,400	217,600	217,800	218,000	218,200	218,400
價	220,000	220,200	220,400	220,600	220,800	221,000	221,200	221,400	221,600	221,800	222,000	222,200	222,400	222,600	222,800	223,000	223,200	223,400

昭和十四年五月以降は滿鐵北支經濟調査所編北支經濟統計季報ニヨリ、天津支那問題研究所ノ作成ニヨルモノナリ。

### 四、天津、大連、大坂の物價比較

天津、大連、大坂の物價比較表 (天津商工會議所日報ヨリ)

品名	單位	天津	大連	大坂
鹽	百斤	〇、四五	〇、三五	〇、二七
麵粉	一噸	〇、五〇	〇、四〇	〇、四〇
干鰯	百斤	〇、五五	〇、九〇	〇、八五
干鰯	十斤	〇、五〇	〇、四六	〇、四五
干鰯	百斤	〇、一〇	〇、〇六	〇、〇五
干鰯	百斤	〇、七三	〇、七八	一、〇〇
干鰯	百斤	〇、六七	〇、五〇	〇、六〇
干鰯	百斤	一、四四	〇、九〇	〇、八〇
干鰯	百斤	〇、二三	〇、〇七	〇、〇七

白米 安東特等(大坂ハ内地一等品) 單位 三斗八匁 天津 一二、五〇 大連 一一、五〇 大坂 二九、五〇



六	五	四	三	二	一	十	十	九	八	七	六	五	四	三	二
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
一三四、八八	二一、二八	一一七、九八	一一〇、九七	一一〇、三七	一一三、三〇	一一三、六〇	九四、〇五	九四、三三	九三、六三	九一、九九	一〇〇、五九	九一、二六	九一、三一	九一、三〇	九一、三〇
九五、四一	八八、二四	八九、二九	八七、三二	八一、八七	八一、二四	八一、五〇	九一、二六	九〇、九四	九三、二〇	九三、二〇	九三、二八	一〇五、八七	一〇五、六二	一〇四、八六	一〇四、三〇
一六一、八三	一五七、九七	一五五、六五	一四七、八一	一三三、四三	一三七、七二	一三五、〇〇	一〇五、八七	一〇四、八六	一〇四、三〇	一〇四、三〇	一〇三、六一	八八、一七	九一、九五	九一、五〇	九三、四四
一六五、五五	一一五、三一	一一六、二三	一〇六、五〇	一〇五、〇四	一〇六、〇〇	一〇八、八三	八八、一七	九一、九五	九一、五〇	九三、四四	九三、五一	八八、一七	九一、九五	九一、五〇	九三、四四
一一三、二五	一一二、五二	一一六、八〇	一一七、〇九	一一四、一〇	一〇八、九三	一一〇、二〇	九四、三〇	九四、六九	九四、一五	九三、五二	九九、〇三	九四、三〇	九四、六九	九四、一五	九三、五二

事務ノ爲休止

◎天津小販物價指數 (天津商工會編所日報並滿鐵北支經濟調查所發行、北支經濟統計季報ヨリ)

一	期	初	十	二	年	食	衣	雜	總	食	衣	雜	總	食	衣	雜	總
八八、二七	八九、二七	一〇三、四一	八五、八〇	八九、七五		食	衣	雜	總	食	衣	雜	總	食	衣	雜	總
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...



天津商工會議所日報ヨリ

十二月 二二三、二五 一九三、五六 二六五、三三 二二三、七二 二二五、八三

食物價目表 (天津商工會議所日報ヨリ)

食料價目	單位	昭和十三年六月末	昭和十三年十二月末	昭和十四年五月二日
小站米	升	〇、二二三	〇、二二四	〇、二九四
粟	升	〇、一八二	〇、一九九	〇、二四七
大豆	升	〇、一六〇	〇、一五二	〇、一九六
綠豆	升	〇、二二二	〇、一九九	〇、二三九
大豆	斤	〇、一一九	〇、一二〇	〇、一四八
兵船麵粉	斤	〇、一二七	〇、一三一	〇、一六五
鐵橋麵粉	斤	〇、一三六	〇、一三三	〇、一六九
三安麵粉	斤	〇、一三六	〇、一三〇	〇、一六九
玉蜀黍粉	斤	〇、〇九一	〇、〇九二	〇、一一二
豚肉	斤	〇、三三二	〇、三七三	〇、四一三
羊肉	斤	〇、四一二	〇、三五五	〇、五二八
牛肉	斤	〇、三三五	〇、三三〇	〇、三〇三
豬肉	斤	〇、八一五	〇、六二五	〇、〇五〇
鴨	羽	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇

十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	昭和十四年	十一月	十月	九月	八月	七月
二〇〇、一五	一九六、四四	一七九、〇一	一七一、七八	一六一、〇一	一五六、一七	一五九、一七	一五三、六八	一五七、〇八	一五〇、一一	一四二、八一	一四四、五九	一三六、三二	一三八、六一	一三一、九〇	一三三、二二	一二七、八五
一八六、九五	一九五、八一	一七八、四〇	一六七、一五	一五三、〇八	一五一、八一	一三七、五四	一二一、八二	一二七、一一	一一二、九六	一一二、〇〇	一一一、六八	一一〇、七一	一〇七、九四	一〇七、四二	一〇七、九四	一〇七、四二
二六一、五八	二七〇、八二	二一三、六四	二〇四、七九	一九四、八四	一九六、八四	一八八、〇七	一八〇、六四	一七五、〇八	一六九、七四	一六八、一七	一七〇、七六	一八七、四八	二〇五、八二	一九六、六七	一九六、六七	一八一、七二
二一八、八九	二二六、六一	一八六、二四	一八五、五〇	一七九、四〇	一八四、三〇	一五九、五一	一四三、一六	一三六、二三	一三六、三七	一三三、二〇	一三三、七二	一三二、四九	一二七、九七	一二四、八〇	一二四、八〇	一一九、二〇
二〇五、七七	二〇五、八六	一七八、一八	一六八、四八	一六一、三五	一六三、七五	一五五、三二	一四六、六二	一四〇、五七	一四〇、八五	一三五、九〇	一三五、九〇	一三九、六五	一三五、五二	一三四、二〇	一三四、二〇	一二九、四七







品名	単位	数量	品名	単位	数量
大包	〇	一八九	小包	〇	二二三
〇	〇	〇八一	〇	〇	〇七五
〇	〇	〇七八	〇	〇	〇七八
〇	〇	〇六二	〇	〇	〇六五
〇	〇	〇二五七	〇	〇	〇二九六
〇	〇	〇二七一	〇	〇	〇三三一
〇	〇	〇一九四	〇	〇	〇二〇〇
〇	〇	〇七八	〇	〇	〇一三〇
〇	〇	〇六五	〇	〇	〇〇八三
〇	〇	〇二九六	〇	〇	〇三五〇
〇	〇	〇三三一	〇	〇	〇三七八
〇	〇	〇二〇〇	〇	〇	〇二五二

二、中支の經濟實情

中支那がいち早く經濟的開發を受けたのは平地である事許りでなく、第一に最大の原因は長江の惠澤にある、支那の經濟開發は長江流域一帯が先づ第一に行はれ、現在に於いては長江流域が支那經濟を支配してゐる現状で、長江が支那に與へた利益と云ふものは、正に無限大であると云つても決して過言ではない。

沿岸の商業は勿論、工業、鑛業、農業に到るまで今日の中支あるは皆な長江の福したもので、所謂長江流域の江蘇、安徽、浙江、江西湖北、湖南諸省の經濟的發展は支那隨一であることは勿

論、近時外國資本の流入と共に漸次國際水準に迫つて居り、今此處に湖南湖北兩省の文獻に乏しく記することが出来ぬので、安徽、浙江、江蘇三省の事情を考察して見ることにする。

人口は七八三〇萬人、面積三十六萬八千方軒、人口密度二一六人で内地人口に對して八百萬人多く、面積は一萬四千方軒狭く、人口密度は我國の一八一に對して三五人多いのである。

省名	面積	人口	方軒當り密度
江蘇省	一〇九、五〇四方軒	三五、九二四千人	三二八人
浙江省	一〇四、三七五	二〇、三三二	一九五
安徽省	一五三、二七四	二二、〇九三	一四四
計	三六八、一五三	七八、三四九	二一六

尙この三省の資源としては、鐵礦、石炭、螢石、鹽、羊毛、棉花、其他農産物、水産物であるが、北支に比較すると量的にも質的にも遙か及ばぬのである。

工業方面は上海、杭州、南京を結ぶ三角地帯が最も盛んで、紡績業に於いては全支總數の七割を占め、製粉業は工場數は全支の三割に過ぎないが、生産量は六・六割を占め、又榨油工場は全支二十七工場中、二十工場が上海、無錫、常州、各地に集中してゐる。即ち製絲、絹織物業は全支の中樞を爲し、其他セメント、硫安、煙草等雜工業は全支に冠絶してゐる狀況である。尙上海は全支の金融の中心地で、列國の投資は上海を通して行はれ、列國金融資本の角逐市場で



ある。

全支總産額	中支三省總産額	江蘇省	安徽省	江西省	湖北省	湖南省	四川省
八、一四二、九一一	二、六四七、六三五	一、九七七、六二〇	四六一、九三六	二〇八、〇七九	四二、四八一	九一七、一八四	四二、一九四
一〇〇%	三三%	二四%	六%	三%	〇、五%	一、一%	〇、五%
							四四八、三三二

民國二十四年(一九三五年)調査中國棉産統計

地域	作付面積(千畝)	總面積(千畝)	百分率	生産量(担)	百分率	收穫平均(斤)
全支	四四、四九三、三八一	一〇〇%	一〇、六四四、九八四	一〇〇%	二四	
中支	二四、〇五二、〇二一	五四%	五、三三三、〇一〇	五〇%	二二	
北支	二〇、四四一、三六〇	四六%	五、三一一、九七四	五〇%	二六	

(註) 民國二十一年(一九三二年)より二十五年五ヶ年間ノ平均收穫量ヲ基準トス

作付面積の割合に生産は北支地方に比して遙か劣る、これは北支地方が種子の改良から作付の研究まで行つてゐるのに對して中支諸省は米及穀作が盛んで、その改良が未だ進まざるが爲めである。

中支三省の農産額

農産物別	中支	三省	三角地帯(上海、杭州、南京)
米	七五、一〇〇	一九九、二〇〇	二二、三四九
小麦	六六、九〇〇	一一二、〇〇〇	一三、九七七
大豆	三〇、八〇〇	一六、九〇〇	五、〇四七
高粱	一〇、七〇〇	一九、三〇〇	六七
玉蜀黍	五、一〇〇	九、七〇〇	一七五
甘薯	六、四〇〇	五二、八〇〇	三五〇
大豆	二八、七〇〇	四四、三〇〇	二、七七九
棉花	一一一、三四七		五、〇二七

尙中支の鐵産額は北支程度ではなく、鐵礦を除いては取上げるものもなく、唯だ四方山、香爐山、赤山の鐵礦、華山、青龍山、浮山、磁山の石炭、吳興縣の石炭及石灰、弗石、長興縣の石炭



及石灰、瀋陽の石炭が産出されてゐるが、尙瀋陽を中心とする鐵山の鐵埋藏量は相當多額のもので、交通至便にて有望視され、又北京地質調査所の發表によれば長江流域の確實埋藏量は鐵礦一億二千萬噸、豫想量九百五十萬噸計一億一千二百萬噸にして、全支埋藏量の三五%を占め、開發條件もよく、中支第一の資源と謂はれてゐる。

(イ) 漆の取引實情

出廻り状況及び取引状況

南漆は大部分湖北省西南部、四川省東南部、貴州省に産出するもので、西漆は湖北省北部、四川省北部、陝西省に産出するものであることは、有名のことであるが、此等の漆は、皆一應内地の集散市場に集中し、其の後再び各市場に轉送される。即ち南漆は漢口、萬縣、重慶、宜昌、沙市、常德等に、西漆は一先づ湖北省北部の老河口、重慶、萬縣等に集中せられ、其の後漢口或は宜昌に轉送される。黴漆と浙漆は直接に上海に集中せられる。漢口、上海は實に支那漆の國外輸出及び國內市場への分散の樞樞である。

(一) 老河口漆の出廻り状況

老河口は湖北省北部に位置し、漢水の上流に臨み、湖北、陝西兩省水陸交通の要衝で、更に老河口内の重鎮である。陝西省の漢中、石泉、安康、平利の大本、油子漆及び湖北省の竹溪、漆陽平利漆は凡て此處に集まる。新貨が新場に出る時は廣東幣、上海幣、漢口幣が出張所を設けて仕

入を行ふ。従つて漆市は頗る盛んで、漆商は十餘家あり、其中資本大きく信用あり名聲あるものは四家で、次に其の莊名及び所在地を示す。

群	盛	老河口大北街
群	順	老河口正興街
群	順	老河口新街
水	生	老河口中山街

漆が各産地より老河口に運送されるには凡て、民船及び馬車を用ゐて行はれ、其の包装は一様でなく、従つて老河口の漆號、漆莊が仕入れた時大體包装して運送するのである。

(註) 老河口、宜昌等の取引手續は、先づ生産地の漆販(買集人)が漆戸(俗に扒戸と稱す漆栽培の農戸)より現金で仕入れ、買集めた漆が多量となれば、現金で同地の漆店或は大きな漆販に賣却し、桶に包装して老河口及び宜昌に運送し、同地の漆行に一手販賣を依頼する。此の漆行が、各桶の漆莊又は日本商人の商品仕入商に向つて一手販賣する。

(二) 宜昌漆の出廻り状況

宜昌に集まる漆は建始、秭歸、巴東、興山、鶴峰、五峰等の建始漆、宜恩、利川、咸豐、來鳳、恩施等の毛爛漆、巫溪、奉節、萬縣、鄖都、重慶一帯の萬足漆で宜昌に於ける漆商は

葛成群 支那商

王德記 支那商



鄂	支那商	股	支那商
豫	支那商	義	支那商
魯	支那商	永	日本商
明	支那商	齊	日本商

右の如くで日本商店二家、支那商店八家がある。

毎年産地の居民が、漆を採取してこれを一斤餘の小桶に容れて商人に賣却する。商人はこれを大桶に改装して、宜昌に運送し販賣するのである。此等は凡て民船又は人夫、驢馬により宜昌に運送されるのである。

(三) 常德漆の出廻り状況

常德の漆は貴州省の銅仁、鎮遠、四川省の秀山、酉陽等の懸崖漆であり、湖北省の來鳳南部の漆も亦此處に集まる。鎮遠より來る漆は沅江に沿つて下り常德に入る。銅仁の漆は麻陽江を経て長黔に至りて沅江に入り、常德に達する。酉陽、秀山の漆は西水に由り沅陵に至り沅江に入り常德に達する。此等の運送には凡て民船が用ゐられる。常德に到着した漆は、常德の漆莊、漆號に賣却される。常德の漆號、漆莊は漆業の者の報告に依れば、約十餘家があるが、近年常德の漆市場は餘り盛んでない。

(四) 漢口漆の出廻り状況

漢口に集る漆は重慶、宜昌、老河口等の集散地より運搬されるものである。更に湖南省の臨湘平江、安徽省の潛山、太湖の漆も漢口に集る。

廣東及び浙江漆を除く、支那全國産漆の五〇%乃至六〇%は漢口に集中され、然して各地に轉送され或は海外に輸出される。海關統計では上海より輸出され、漢口は單に移出するに過ぎないが、實際の輸出手續が、すべてこゝで行はれるのは云ふ迄もない。故に漢口に於ける漆業の盛んなることは支那隨一である。

一、漢口漆の運送

漢口漆の宜昌より運送して來るものは、一般に汽船を使用し、各一擔に付運送費は約一元二角である。老河口よりの運送貨は漢水より民船を使用し、各一擔に付運送費約十五元である。常德より運送して來るものは、汽船又は民船を使用し、各一擔に付運送費約三元内外である。

二、漢口の漆商

漢口の漆商は漆行、漆莊、漆號の三種に分たれるが、現在では其の性質は殆んど區別がない。漆行の範圍が最も大きく、其の性質は客に代つて賣買するのを主とするものである。漆莊は僅かに該店の貨物を賣買するのみで、零細なる賣却市場に於て行はない。此の種の漆莊は上海幫、福建幫、廣東幫等に區別される。漆號とは客に代つて賣買せず、小賣及び小口の客筋を以て主なるものとしてゐる。此の外又日本商人洋行があり、漢口市場の生漆を仕入れ、且つ其の勢力甚だ大



である。漢口市場に於ける生漆は、大抵日本商人によつて仕入れられ、其の数は全数量の八〇%強を占めてゐる。上海幫の莊客は一〇%強を占め、福建、廣東各幫は合計して一〇%に満たない位のものである。

(註) 漆莊は上海、漢口等の漆行、漆號、漆舖等に代り、生産地に向つて生漆の仕入をなす商人である。

此の種漆莊は一方常に老河口、重慶、萬縣等の地に在つて生漆を仕入れ、一方又上海、漢口の漆商との間に協約を訂立し、生漆の買入れを引受ける。但し既に協約の訂立せる後は、該漆莊は該漆商を最大の得意とする。漆莊は其の他の漆商に代つて仕入れし漆と欲する時は、該漆商の同意を得るを必要とする。而して他の漆商に代つて貨物を買入れるものは帶莊と言ふ。漆莊が既に漆商の請負人となつた後は、漆商が生漆を欲すれば其の旨を漆莊に知らせる。漆莊はこれに對し老河口、重慶、萬縣等の當日の市況を報告する。上海、漢口の漆商は其の市況の通知を受ければ、即ち一定の仕入價格及び数量等を定め漆莊に通知する。漆莊はこれに基づいて仕入をするのである。此の種の仕入には先物取引と現物取引がある。漢口漆號、漆行が老河口、宜昌在の漆莊を従つて自行の仕入をなすものは、全數の九〇%以上を占め、生産地の漆販によつて直接漢口に運送して漆行、漆號に託して販賣するものは、僅かに一〇%以内を占めるに過ぎない。而して後者の取引状況を見るに、即ち生産地の漆販が、漆を運送して漢口に來れば漆行に投ずる。

漆行は漢口の漆莊に對し販賣する。漆行が顧客を得れば、漆莊の仕入人に對し、漆行に來て貨物の檢

査することを求める。漢口漆の取引を見るに漆行と上海、福建、廣東等の各幫との取引は大體信用に因るもので、先づ貨物を引渡して、代金受取りはその後である。期間は一ヶ月、二ヶ月或は三ヶ月で長期一定してゐない。故に漆行は賣主に對しても又此の例による。漆行は賣部の時、その價格の三%の口錢を収める。

漢口日本商人の支那漆の仕入には、往年は多く出張所を設け、生産地より直接仕入を行つてゐたが土曜日等に納され、近年は漢口市に於て仕入をなす。其の仕入時使用の秤は通常十六兩八錢を用う、尙支那商人に對し公費と稱して各一擔毎に大洋二角四分を收む。代金支拂に對しては即ち貨物引渡し後に現金を支拂する。

茲に漆行、漆莊、漆號、日本商人洋行の比較的著名なるものを選んで、列挙すれば次の如くである。

漢口漆行	所在地
漆行名	漢口大王廟街
漆行名	漢口四官殿
漆行名	漢口寶隆街
漆行名	漢口寶隆街廣源長角



漢口 漢口 漢口

漢口萬壽街同昇號

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口 漢口

漢口總匯日本商會行名簿

行名	所在地
水田洋行	漢口一區順江廣路六九號
齊慶源店	漢口河街三區順九號
三井洋行	漢口太平街

田島洋行

漢口湖南路三號

(五) 上海漆の出廻り状況

上海の生漆は皆重慶、萬縣、宜昌、漢口、老河口及び安徽省の潛山、太湖、浙江省の嘉興等より運送して来る。

故に上海埠頭に於て常に見られる貨物は平利漆、鄧陽漆、大木漆、萬足漆、建始漆、龍潭漆が其の大多數を占めてゐる。

一、上海漆の運輸

上海漆の漢口より運送して来るものは皆汽船に載せ直接運送して来る。老河口より運送して来るものは従前に於ては、先づ漢口に集中し、再び漢口より上海に運送したのであるが、其の後一時樊城より襄陽の一帶に盜賊匪賊充滿し、漆が該地を通過する時は、常に掠奪、強奪を受けたので漆商人は其の禍より免れる爲、路程を變更し老河口より馬車を使用し、陸路より許州に至り、許州より汽車に積んで北行して鄭州に至り、轉じて隴海線にて海州、大浦に至り汽船にて上海に送られたのである。潛山、太湖の漆を上海に運送して来るものは、安慶より汽船に積みて運送されるのである。

二、上海の漆商

上海の漆商は、漆棧と漆號との兩種に分けることが出来る。漆棧は資本の比較的大なるもので



匯業組合の經營による取引を主要なるものとし、其の性質は漆行の色彩を含有する。漆號は小賣及び小口客筋を以て、主要なるものとする。資本は普通漆棧に比較して小である。茲に上海著名の漆棧、漆號を列挙すれば次の如くである。

上海漆業	
漆號名	所在地
吳永順	上海大東門泰基路
南東興	上海新開路四九二至四五四號
卓聚興	上海市寶山橋頭洞窟山福順街
乾元	上海老北門
大順水	上海老北門
上海漆業	上海大東門泰基路
所産地	
大興	上海北京路七〇八號
廣源	上海浙江路三五四號
大昌	上海源昌路一〇四號

永源	上海浙江路五七八號
永豐	上海九江路四七七號
和源	上海吳淞路一五三八號
萬源	上海北河南路
吳裕昌	上海浙江路五七〇號
廣元德記	上海新開路六八一至六八三號
吳志大	上海九江路四六五號
仁大	上海吉祥街七一號
新興	上海新開路二五號
鴻源	上海愛多亞路一四二六號
義泰	上海浙江路五八七號
	上海公館馬路六六至六八號

(註) 上海の漆號は漆莊より漆の運送を受ければ、其の一部分を生漆の儘で賣却し、他の餘りは熟漆を製造して小賣をする。漆棧は大部分生漆で賣却する外、其の小部分を熟漆に製造して顧客に應ずる。漆棧の營業は客筋に貨物の卸賣するのを其の主要なる目的とする。客筋は上海に來て漆棧に對し、漆の大口の購買をなすものが、普通自ら店に行き貨物を見て値段を相談するのである。値段が定つて貨物の引渡をした後、初めて客であれば即ち現金を支拂ひ、若し常顧客であれば先づ値段の半分を交附し残りは



締め期日を約して交付する。其の締持の管理大なるものも本客に代つて買買をするが受渡し後百元に付き二、三元の口銀を収める。然しこれは少数に過ぎない。

日茶の取引情況

毛茶の販賣

輸出向緑茶の集散地屯溪は、その四圍の村々に亘つて、毛茶を精製する茶廠が集中してゐる。此の地に集まる毛茶は、單に休寧縣所産のものばかりではなく、その隣村の婺源、祁門、歙縣、黟縣、績溪、太平等からも搬入されるのである。

日支事變直前の民國二十五年屯溪に搬入された毛茶の數量は總數六萬五千擔前後にのぼり、その内譯は左の如くである。

休寧	二五、〇〇〇擔	婺源	一七、〇〇〇擔
歙縣	一〇、〇〇〇擔	祁門	八、〇〇〇擔
祁門	三、〇〇〇擔	太平	二、〇〇〇擔
計	六五、〇〇〇擔		

(備考) 范和均「屯溪茶業調査」

かくの如き毛茶の取扱は「茶行」(茶行とも稱す)によつて行はれる。毛茶行は、専ら代客買買(委託賣買)を行つて佣金をとる外、茶客が販賣を委託した「毛茶」を貯蔵する。それに

對しては、別に費用をとらぬ。毛茶行の佣金は、茶の價格の四%にして買手から一・八%、賣手から二・二%を徴する。併し、「茶行」の實際手に入る佣金は二・二%に過ぎぬ。一・八%なるものは慣例として賣手たる茶廠の賬房への謝禮金となる。此外、小額の毛茶貸付を行ふ。

「茶客」は毛茶を「茶行」に引渡して後、「茶行」より若干の金額を借受け、毛茶が販賣されて後、その賣價の中より差引かれる。その取引關係の密接な者にあつては、更に、茶季になる前、「茶客」に「毛茶本錢」(毛茶買入資本)を貸付ける。併し、該「茶客」は自分の購入せる毛茶はすべて債權者たる「茶行」に委託して販賣するを要し、他の茶行に託するを得ない。故に、その性質及び方式は、上海の茶棧と奥地の茶廠との間の關係に似てゐる。

屯溪全鎮に現存せる毛茶行は九軒にして、其のうち「洪永泰」が開店後一番歴史が古い。今、民國二十五年屯溪現存の毛茶行及び毛茶の仲介販賣數量を次表に擧げておく。

「屯溪」茶行一覽表 (民國二十五年)

商號	經理姓名	開店場所	販賣毛茶量
洪永泰	李廷選	屯溪中街	三、二一六擔
興永泰	戴子讓	下街	二、三八九
洪永成	李申之	下街	三、二〇四
汪德豐	張買三	下街	不詳



胡廣茂	胡仕柱	豐源	門前	一、五八四
汪益華	汪甫星	豐源	門前	不詳
陳永昌	陳仁安	豐源	下街	一、九五〇
同福昌	胡道生	豐源	池巷	二、二四八
程廣昌	程寶微	休寧	中街	一、五四三

(備考) 范和均「屯溪茶業調査」

「茶行」は「毛茶」を貯蔵するが、倉庫設備としては無く、すべて建物の一階又は二階に其の儘置いておく。二階は濕氣を比較的防ぐことを得るが、一階に置いたものは地面より一丈尺と離れておかないので極めて濕氣を受け易い。

家屋は舊く、排水不良にして、雨が降らずとも、磚地(煉瓦地)に水溜りが出来る。その上茶葉の出廻る時は梅雨期に當るので、毛茶の品質は極めて保持し難く、品質優良なる「高山貨」の如きは非常に濕氣を帯び、水分の爲に赤變して味香が劣悪化する。今、各「茶行」の貯蔵せる「毛茶」の堆積面積及び地面よりの高さを表示すれば次の如し。

店名	「毛茶」堆積場所の面積	地面よりの高さ	備
洪永華	三三三平方米	二四割	階上倉庫は六四平方米なり
程永華	五〇	二六	

洪永華	二二一	一七
汪益華	三七	二八
胡廣茂	九八	二四
汪益華	三一四	二三
程永昌	五七	一一
同福昌	一二九	三二
程廣昌	二二四	三〇

(備考) 范和均「屯溪茶業調査」

「毛茶」が屯溪に搬入されて後の貯蔵には二種ある。其の一は「茶號」(茶廠)が購入して後自ら之を貯蔵する場合にして、その貯蔵は比較的慎重な注意が拂はれてゐる。其の二は、「茶行」が仲介賣買をした際で、大抵「茶行」で貯蔵されるが、「茶行」には倉庫設備が完全でない上に、堆積數量が多數に上る爲、「毛茶」の品質を一々顧慮することは不可能である。各「茶行」の貯蔵場所の地面からの高さは、上記の如く十二纏乃至三十二纏にして、一尺にも満たない。屯溪の地勢は元來稍々低く、又毎年雨多く、殊に五、六月の梅雨期が産茶製茶の最多忙な時で、「毛茶」の出廻りが盛んであるが、倉庫に貯蔵されるや、濕氣を受けて悪くなる。「屯溪」茶業は毎年此の爲に知ちず知らずの間如何に損害を蒙つてゐるか分らない。それ故屯溪産茶の改良を計らんとするには



先づ第一に完全な「毛茶」倉庫を設置することである。若し「毛茶」に完全な貯蔵倉庫があれば製茶期間も延長することを得、製品も齊備するを得て、直接には對外信用を増加し、間接には外商の態度の操縦を免かれる。「屯溪茶業公會」が徵收する箱捐は、年に五萬元内外に上つてゐるが若し、その運用並びに計畫が宜しきを得ば、三四年内に大規模の科學化された防濕茶用倉庫を建造し、改良に利する事も困難であるまい。それが不可能な場合は此の巨額の「箱捐」を擔保にして、外部より借款を受けて之を行ふことが目下の支那茶業界にとつて最も緊要なものであらう。

#### (ハ) 茶油の取引事情

##### 一、油班、國戸と農家との取引

茶實成熟の時期になれば産地の油班と國戸は大概先づ農民に交渉し豫め約束し、茶樹になつてゐる茶實の優劣を見て一擔につき幾らと値段を定め、同時に金若干を交付する、農民採摘の時に至れば油班及び國戸は仕入れを爲しに行き、重量を量り値段通り計算して同時に交付して運び去るか、或は油班及び國戸は農民と豫約することなくして採摘の時期に仕入するものもある、則ち現物を見て値段を定め現金取引を爲すものもある。油班は買入れると大部分は製油賣して出すが國戸は買入れるとそのまゝ値段のつづのを待つて賣出すのである。

##### 二、産地の茶油行と油班、國戸との取引

茶油行と油茶、國戸との間には常に一種の規約を定め、此の規約は手續中の要點について詳細

に定めてゐる。凡そ製油等の手續費、船車運輸費及び捐稅等は凡て貨物の價格中に包含されてゐる。

油班、國戸は茶油行に荷渡するまでは仕入れ運輸及び沿路の貨物保護等の一切の責任を完全に負ふのである。油班、國戸は規約を定むれば、最早他と任意に油行外の人と取引することを得ない、故に産地の市價は則ちその他數十軒の油行が之を左右してゐる。

##### 三、産地油行と漢口、福州、長沙等の諸都市との取引

漢口、福州、長沙の茶油行と産地油行とは亦規約を定めて、その交渉賣買は常に郵便電信を用ひ其の間の取引状況は産地油行が油班、國戸に對する關係と相似してゐる。産地油行が漢口等の油行と規約を定めてゐないものは貨物を漢口、長沙、福州等の諸都市に運ぶ時に産地の油行は注文をとつて廻る。これは品物を見ては値段を定めるのであつて受渡しが済んで金の支拂ひをする時に産地の油行は百分の二の口錢を出されなければならないのである。

福州の著名な茶油行は永記、德發、天益、義記等の諸軒であつて、その内永記は營業も大きく福州茶油取引數量の半ばを占めてゐる。

長沙茶油で瀏陽、萍鄉、平江、攸縣衡陽、零陵より運び來るものは皆民船を用うるのであつて一船普通六七十擔、其の運送費は一擔百里につき平均五百文故に以上の各地の中零陵が長沙より最も遠く運送費も多い、瀏陽は長沙より最も近い處にあつて運送費も少い、其の他の産地の遠近



此より各々異なる故に長沙よりの水程を掲げれば次の通りである。

港名	長沙よりの水程
廣州	二百七十里
香港	三百里
平江	三百十里
欽州	三百三十里
新加坡	五百十里
零陵	九百九十里

### 三、南支の經濟事情

南支の重要性が認められる様になつたのは未ださう長い歴史をもつものではない。日本の南進政策と、米國の極東介入の開始と、佛蘭西の佛印經營の本格化英國の印度海峽植民地並びに對支進出の積極化が活潑となるにつれて、中南支及び南海地方がその各國競争の焦點となるに及んでその政治的經濟的の價值が一躍重大なものとなつて來たのである。

即ち支那をして植民地的状態に置き、此處より産出資源を輸入、資本主義製産品を賣込み、更に自國權益の扶植に懸命であつたのである。

しかし南支がこの爲めに經濟開發が行はれ、資源開發、貿易發展の傾向は最近著しいものがある。

先づ資源開發についてみると、その最も重要なものは稀金屬の開發で殊にタングステン、アンチモニーの産出額に實に世界全産出額の約七、八割に及び、次いで錫の産出も相當多額にして目下日支事變並に歐洲戰亂勃發と共に英、佛、ソ聯、獨、日米の爭奪戰の形となつて居り、重慶政府は唯一に殘る開發資源を好餌として歐米諸國を操り、援蔣政策に張を保つてゐる現状である。現に米國が對支二千ドルの借款の審議にも昆明地方の錫鑛を見返り擔保として計畫されてゐるとの事が報ぜられてゐる。また佛國が重慶、佛印ルートを繋ぐ鐵道も佛蘭西の同様擔保が有せられてゐる。次ぎにその各國への輸出狀況を前年に比較して見るならば次ぎの通りである。

國名	(一九三八)	(一九三九)	(増減比較)
香港	九六三	三三四	△六二九
英國	三一	六〇	△二五一
合衆國	一〇	四〇	三〇
佛印	二二四	三八七	一七三
其他	四八	八	△四〇

(單位千磅、△印減)



これによつて證明せられる通り、事變によつてその輸出は減退したが、その各國の獲得運動は激烈なるものである。獨逸はソ聯を通じて入手に懸念であるが、その爲めに先きにソ聯船セレン

合計	一、五四六	八二九	△七一七
タングスタン			
香港	二、〇一六	三一九	△一、六九七
獨逸	一一一	—	△一一一
合衆國	一一二	—	△一一二
英國	一〇	—	△一〇
佛國	一三	—	△一三
其他	七	八一〇	八三〇
合計	二、一六九	一、一二九	△、一〇四〇
アンチモニー			
日本	—	—	△ —
獨逸	—	—	△ —
香港	二二二	八	△二一四
其他	二四	一一	△一三
合計	二四八	一九	△二二九

ガ號の英國海軍の拿捕事件もこの爲めであると云はれてゐる。またこの爲めに佛支、香港の貿易は益々膨脹を來たしその戦前に於ける僅か一八、〇〇%足らずの全支貿易額から一躍五〇、〇〇%を超過する激増振りを示したことは暗に重慶政府の呼吸路であることを示してゐるのである。當南支方面には木材を産出し、更に麝香を輸出し、對南洋諸島並びに佛印、泰、印度等の産物を輸入してゐる。

尙南支の特質として、海外移住者の多いことを特筆しなければならぬのである。北中支の氣候比較的温和にして耕作に適し且つ肥沃廣大なる平地を有するにも不拘南支は比較的、平地に恵まれず、海岸と云へども山嶽起伏して、單に珠江を流域とする平地あるのみにして、農工業は勿論天興の産物を唯一の生計として行かなければならなかつたのである。其處で海外移住が盛んに行はれる様な結果となつて、殊に福建省、廣東省、並びに潮州の人がその七、八割まで占めてゐるのである。しかし彼等はまたその出入も激しく、海外より年五十萬からの歸國者もあるとのことである。これは彼等支那人の國民性とも云ふので、彼等は必ず故郷に歸らねばならぬものと信じ死んでも死骸だけは必ず故山に歸へることを企圖してゐるので、生活が樂になれば必ず歸つてくることになつてゐるのである。しかしその爲めに南支の經濟はまた特別な主義をもつのである。即ち彼等が多く移住する佛印、泰、南洋諸島、海峽植民地、比律賓等との交通貿易が盛んになり、また勢ひこの方面の物産が往復する譯である。



(一) 國籍別の出身地別統計(%)

出身地	計	
	男	女
福建人	三〇九、二五三	二四五、七二八
客家	一二四、九〇五	七五、八三一
潮州人	六三、四二三	二四、三八九
廣東人	九二、七四〇	三八、三九〇
其他	一二三、四九九	六四、四六八
計	七二四、四九九	四六五、五一五
(二) 交趾支那、カムボヂヤに於ける離僑出身地別 (單位千人) (8)		
交趾支那	一一〇	四〇
カムボヂヤ	四〇	二〇
計	一五〇	六〇
(三) 馬來に於ける離僑出身地別人口		
福建人	五四三、七三六	
廣東人	四一八、二九八	
客家	二一八、七三五	
潮州人	二〇九、〇〇四	
計	一、三九二、七七〇	

海南島人	九七、八九四
廣西人	四六、一二九
福州人	三一、九七二
閩南人	一五、三〇三
其他	三一、三一八
計	一六、〇〇九、三九二(7)

(四) タイ国外三ヶ國離僑總數と出身地別割合

出身地	タイ國	暹羅印度支那	比島
潮州人(汕頭人)	六〇%	一二%	—
海南人(瓊州人)	一〇	六	三〇%
客家人	八	一八	—
廣東人(廣州人)	一〇	二四	五〇
福建人	一〇	三四	二〇
廣西人	—	二	八〇
上海、寧波人其他	—	—	—
華僑總數	二、五〇〇千人	一、七〇九千人	三八一千人
	—	—	一一二(8)

尙以上掲げた表は各國の統計の作製の標準によつて相當異つた額になつて来る。比島、佛印、



タイ國等に於ては華僑の歴史の古い丈にこの傾向は一層激しい、例へば比島に於ては比律賓人と稱してゐる支那人を併せれば恐らく十七八萬—二十萬にして、出身地は福建省と廣東省に限られ就中、福建省人は全在留支那人の約八割乃至八割五分を占め、福建省でも閩南の泉州、漳州各縣、南安、晉江、同安、海澄地方が最も多く、その大部分は廈門港を経て來たので西班牙領時代には「廈門人」と云ふ語が支那人の總稱であつたことである。

- (1) 漢僑編 北支那經濟綜覽
- (2) 北支棉花綜覽 二頁
- (3) 〃
- (4) 滿鐵東亞經濟調查局刊南洋華僑叢書第六卷南洋華僑と福建、廣東社會
- (5) 關印に於ける華僑
- (6) 佛印に於ける華僑
- (7) 南洋華僑と福建、廣東社會
- (8) タイ國に於ける華僑 五〇頁
- (9) 比律賓に於ける華僑 一九頁

## 第三章 日支の通貨攻防政策

### 一、通貨戦に日本の採りたる諸政策

#### イ、北支に於ける舊法幣の流通禁止

北支に於いて一九三八年三月十日法幣驅逐の第一手段として中國聯合準備銀行を設立、聯銀券を以つて絶對法貨とし、同年六月十日一切南方券を流通禁止し、北方券についても小額通貨と共に一割切下を斷行してその第二段の攻撃を行つた。

(イ) 小額紙幣、及補助貨整理辦法 この第一條により民國三十年五月末日迄流通を許されてゐる。

(ロ) 舊通貨整理辦法 第二條により中國銀行、交通銀行の紙幣(券面に天津、青島又は山東の銘記あるもの) 河北省銀行及び冀東銀行發行の紙幣は北方券として昭和十四年三月十日迄流通を許され、三月十一日以後は小額通貨を除いては一切流通禁止されたのである。

(ハ) 北方券の第二次切下 北方券の流通禁止の事前工作として、民衆への警告的意味から一月一日より二月十九日の五十日間の猶豫期日を附し、爾後三割切下げ、第一次切下げと合せ



て四割の切下を断行した。

臨時政府は次の如き布告を發した。

第一條 通貨整理辦法、第一條第一項、記載の中國銀行及交通銀行發行紙幣は第二項の規定ありと雖も當分の間各その券面金額の六割に相當する國幣と等價に流通すべし。

第二條 小額紙幣及び補助貨整理辦法第一條第一項記載の小額通貨は河北省銀行及び冀東銀行發行分を除き第一項の規定ありと雖も當分の間その券面額の六割に相當する國幣と等價に流通せしむべし。

右二條の辦法は中華民國廿八年二月二十日より施行す。但し、廿八年一月一日より二月十九日に至る間は猶豫期日として九割を以て國幣として交換す。

日、山西票、山東票の整理

舊通貨整理辦法第四條但書により「山東民生銀行の庫券、及び山西省銀行、晉綏地方鐵路銀行、綏西樂業銀號及び晉北鹽業銀行發行の紙幣は別に規定する所によるものとす」又小額紙幣及び補助貨整理辦法第四條により「山東省民生銀行及び山東省平市官錢局發行の小額通貨並に山西省に於て發行せられたる小額通貨は別に規定する所によるものとす」と切下から除外された。

しかし、その理由は政府布告文によれば、  
(一) 發行者諸銀行の責任者は何れも全部逃走し、必要な重要資料散逸し、その資産内容速かに判明せず。

(二) 山西票は山西に於ける經濟の特殊な封鎖的、孤立的性質、省民の山西票に對する特に根強い信頼等のため、一律に他の法幣同様に取扱ふことが不可能であるとの事情による。

第二次切下には「その後鋭意調査したる處によれば、これ等は銀號、資産内容甚だ不良なるのみならず、すでに閉業久しく將來開業の見込なきものなること判明し」次の如き流通禁止を行つたのである。

○舊通貨整理辦法第四條但書による紙幣整理に関する命令

第一條 山東省民生銀行發行の庫券並に山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西樂業銀號及晉北鹽業銀行發行の紙幣は中華民國廿八年三月十日までその流通を認むるものとす。

第二條 前條の庫券及び紙幣は中華民國廿八年二月十九日まではこの券面額の九割、同年二月廿日以降はこの券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價値を以て流通するものとす。

○小額紙幣及び補助貨整理辦法第四條による小額通貨の整理に関する命令

第一條 山東省民生銀行及び山東省平市官錢局の發行する小額通貨並に山西省に於て發行せられたる小額通貨は中華民國三十年五月三十一日までその流通を認める。

第三條 前條の小額通貨は中華民國二十八年二月十九日まではその券面額の九割、中華民國二十八年二月二十日以降はその券面額の六割に相當する金額の國幣と同一價値をもつて流通するものとす。

第三條 本令に於て山西省に於て發行せられたる小額通貨とは山西省銀行、晉綏地方鐵路銀號、綏西樂業



銀行及び青北銀業銀號の發行する小額通貨を云ふ。

## ハ、流通禁止の徹底策

(イ) 違反者の嚴罰 臨時政府は曩に聯銀開業と同時に「經濟擾亂行為取締辦法」を公布、通貨政策を妨害するものを罰する方針であつたが、三月十一日更に「金融擾亂暫行處罰法」を公布してその徹底を期することになつたのである。(聯銀券の統一工作の實際項を参照)

(ロ) 匪區地帯の設定 舊法幣を斷乎流通禁止し、聯銀券の積極的流通工作に乗り出したが、治安關係によりこれを一律的に實行することは不可能にして、治安狀態の確立せざる地方を匪區地帯として、聯銀券地帯からこれを除外して法幣の流通を承認した三月八日臨時政府の通達は左の如くであつた。

### (1) 聯銀券地帯

従来の金融諸工作よりみて當然聯銀券の流通徹底あるべしと認められる地帯にて現地各兵團長より「聯銀券地帯と看做す」旨の布告ありたる地帯を聯銀券地帯とする。

聯銀券地帯に於ては舊通貨を嚴重禁止し、聯銀券を徹底せしむる政策をとり銀行、錢莊、或は個人の別なく舊通貨を使用するものは經濟擾亂行為取締辦法に照し、舊通貨の流通を目的として使用するものと認め一切沒收する。

### (2) 匪區地帯

## 聯銀券地帯以外を匪區地帯とす

本地帯にして皇軍の制置治安工作進捗に伴ひ現地隊長より聯銀券との交換命令ありたる地帯は右命令布告の日より二ヶ月を限り六割の價值を以つて聯銀券との交換を認め、爾後舊通貨の流通を禁止す。

交換場所は各縣城に設けられたる聯銀券引換所とす、これにより三月十一日聯銀券地帯として認定された所は、北京、天津、青島、濟南、石家莊、唐山、太原、煙臺(芝罘)、山海關、臨汾、新鄉、等で主に中國聯合銀行本支店の所在地である。

(ハ) 河北省銀行、冀東銀行券の禁止延期 臨時政府は三月十日通貨流通禁止に關する汪時璣財政部總長談中に於て「河北省、冀東兩行券については從來の兩行と政府との關係に鑑み特に二ヶ月間を限りその償還請求權の行使を認むることとし、政府は兩行に對し、必要なる償還資金を貸付くることとしたるにつき兩行券所持者は速に兩行の店舖につき中聯券と引換ふべし」と發表した。しかし更に同券は等價交換期間は五月十日は臨時政府の命令にて延長され、更に二ヶ月間即ち七月十日まで延長された。しかしこれは民衆に莫大なる損失を與へない注意でもあつたが、更に聯銀券の流通性が豫期した程迅速でなく、通貨の潤滑を妨ぐ爲めでもあつたのである。

## 二、舊法幣中制の斷行

(1) 一志二片貿易と八片貿易 外國爲替基金制度並に輸出入リンク制度を昭和十三年十月五日より實施し、法幣の八片貿易に對應して一志二片貿易を打建てるべく、輸出に四片の損失



も、この外貨を以て輸入すれば此處に四片の差益を生じ、法幣貿易の華商や外商にも邦商が一志二片で、對等條件で競争し得るやうであつたが實際は所期の

(イ) 一志二片貿易を擴大することによつて北支爲替相場を八片より一志二片に引上げ  
(ロ) 第三國人に獨占せられてゐた第三國向貿易に邦商を削込ませる。

目的は十分に擧げることには出来なかつた。それは八片貿易者も、法幣の對外價値の動搖激しく種々の障害があつたり、更に近き將來に一志二片基準の爲替統制の確立される豫想から八片輸入は手控へられ、一志二片貿易は四片の差損をカバー出来なかつた。

(2) 青島に於ける爲替管理 青島に於ては昭和十三年八月より一志二片以外の輸出は一切承認せず、埠頭にて輸出貨物のインボイスを檢閲し、一志二片基準でないものは一切積出を禁止したのである。これは今迄山東産物を八片でダラムピングを行つてゐた外商に相當の打撃を與へた。しかし、それ以後は華、外商は貨物を天津、又は上海に轉送して此處の租界から輸出した。しかしこの爲めにアメリカ政府は「今や在青島日本官憲は事實上爲替管理を行ひ輸出手形を横濱正金銀行に賣却せざる限り輸出を禁止するが如き恣意權力を行使しつゝあり云々」と日本に抗議したが、これに對して我國は「舊法幣を利用し八片貿易を行ふものが聯銀券により一志二片貿易を行ふ者に較べ不當なる利益を獲得しつゝあるので之を是正せんとの公正なる措置である」と回答した。

この爲に華商は影響を受けることは少なく、自由に外支銀行を通じ決済を行ひ、管理を逃れてゐた。尙北支、上海間の取引は表面上は統制下におかれ、日用品以外の重要物産の取引は禁止されてゐたが、重要統制品以外のものは相當取引され、北支より蔬菜、乾物、水菓子、等を輸出し、上海よりは鋼鐵、糸布、生漆、化粧品等を輸出してゐたが、現金の携帶は制限されてゐる爲め、郵便爲替の決済か、錢莊か、銀行を通じて決済を行つてゐた。この決済は殆ど國華銀行が一手に引受けて行つてゐたのである。

外商は勿論、華人より有利な地位にあつたのである。

(3) 十二品目爲替集中制 三月十一日よりの輸、移出爲替基金制度は聯銀券集中と一志二片の堅持を目的として、左の如き布告を發した。

○輸出貨物運回に関する海關布告

要旨、別表に掲ぐる貨物の輸出及び中南支向け移出については海關監督より爲替輸出の許可を受けたる場合を除き左の通り爲替を賣却したるものにあざれば、これを免許せられざるにつき輸出申告の際には中國聯合準備銀行の承認ある爲替賣却證明書又は海關監督の發給せる無爲替輸出許可證を提出すること。

(4) 日本及び滿洲以外の地域への輸移出に就ては該貨物の正當なる價格の全部につき日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆銀行券以外の通貨を以て表示する爲替を、聯銀券を對貨とし對英一志二片基準以上の相場を



以て北支所在の銀行に賣却すること。

(ロ) 日本及び滿洲への輸出に就いては該貨物の正當なる價格の全部に付日本通貨、又は滿洲國通貨(若くは中國聯銀券)を以て標示する爲替を聯銀券を對貨としてこれを等價を以て北支所在の銀行に賣却すること。

(ハ) 前二項により賣却する爲替の外國、又は中支、若くは南支に於る入金時期は海關監督の許可を受けたる場合を除き該貨物の輸出後五月以内のものたる事を要すること、尙前項により海關監督の許可を受けたる場合はこれを證する書面を前記爲替賣却證明書に貼布すること。

(別表)

稅 品 目	品 目
三	錫及同製品
六七	胡椒(發付のものも含む)
九四	落花生油
一〇五	落花生
一〇六	杏仁
一〇八	棉 實
一三二	雜 草
一四四	グアイキヤリ及びマコーニ

- 一五〇 石 炭
- 二一一 毛製カーベット、(毛、綿混織のもの及び床敷を含む)
- 二五四 麥稈、藎田及び麥稈類の内麥稈類
- 二七〇ノ内 鹽

○ 中國聯合準備銀行公賣文

イ 爲替銀行の爲替賣却證明並にこれが當行の承認事務を簡易化し、貨物の輸出手續を簡易化し、貨物の輸移出手續を簡便迅速ならしむる爲に輸移出者は商談成立あり次第速かに爲替銀行に對し賣爲替預約をされ度し。

● 爲替賣却證明に關する當行の承認は輸出爲替を買入れたる銀行が(A)日滿向輸出爲替にありては日滿に於る入金額に相當する日滿爲替、(B)その他の地域向輸出爲替にありては仕向地に於ける入金額に相當する英貨又は米貨爲替を當該輸出爲替の入金時期まで受渡しとする天津爲替により同行に賣却し居れる場合何時にてもそれを行ふ。同行は爲替銀行の英貨爲替又は米貨爲替の直賣又は直買先買の乗替取引の要求に應じ補力銀行の輸移爲替會輪送その他國內金融の利便を図るべし。

△ 同行は爲替銀行よりその顧客に對する賣却爲替のカバーとして爲替買入れの申込を受けたる時は(A)顧客に對する賣却爲替が日滿向のものにありては日滿爲替(B)顧客に對する賣却爲替がその他地域向のものにありては英貨又は米貨爲替を當該銀行より買入れたる爲替(北支所在店舗を通過したるもの)幣種別金額の範圍内に於て原則としてこれが賣却に應請すべし。



〃 當行に對し爲替の買入れを求むる爲替銀行は別紙書式による爲替買入れ申込書を當行に提出すべし。  
 〃 爲替買入れ申込書には願領證明又は印を假せしめられ度し。  
 へ 當行よりカバー供給を受け爲替銀行より爲替を買入れて繰移入をなしたる時は遅滞なく海關の繰移入證明書を當行に提出せらるべし。  
 ト 當行の爲替銀行との爲替買相場は英貨爲替については直物先物とも一志二片米貨爲替については當行へ電米英タロスレートの前日大引相場を對英一志二片にて裁定したる相場とし、その先物は米英タロスレートの先物既下率に應じ直物より低下するものとす。但し、當行の直買、先買、乗替の場合は當分の中債額を假かざるものとす。  
 チ 爲替銀行の買入れたる輸出爲替手形にして償還又は買戻しとなりたる場合は當行は必要に應じ當該銀行に對し、その爲替リスクを適當にカバーすることあるべし。  
 リ 爲替銀行の當所に對する爲替買却の場合は必ずしも願者より爲替を買入れたる店舗に於て個別적인なを要せず、例へば天津青島等の重要店舗に於いて取極めこれをなすも禁止なし。

これは繰移入爲替資金の聯銀券集中と一志二片基準堅持であり、之によつて聯銀券に實質的に貿易通貨としての機能を賦與し、又は輸出入品價格の調整に寄與せんとする目的になつたのである。

この十二品目は何れも輸出金額一ヶ年百萬元を超え、一九三七年中の輸出總額二一五、〇〇〇

萬元中、八八、〇〇〇萬元で約四〇パーセントに過ぎないが、右八八、〇〇〇萬元はその中六六〇〇〇萬元が第三國であり、二二、〇〇〇萬元が日滿向であり、重要な第三國向輸出品を大體統制し得るのである。

然し、輸入品については何等統制を行はず、唯だ經濟建設並に民衆の生活の爲に最も必要不可欠な建設資材及び生活必需品に對しては優先権を與へる方針で三月十一日より繰移入希望品目を發表した。

繰移入希望品目

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 八一 麻袋(新しきもの)          | 二一六 農業用機械及同部分品                      |
| 八二 麻袋、大麻袋及ヘシアン袋(古きもの) | 二一七 發電用及送電用機械及同部分品                  |
| 一一八一—一二二 アルミニウム       | 二一八 工作機械器具                          |
| 一三六—一四六 鋼             | 二一九 カッター、鉗等の機械器具類及び手工器具類            |
| 一四七—一八六 鐵及銅           | 二二〇 原動機類                            |
| 一九七 ニッケル              | 二二一 汽機類                             |
| 二〇一 錫の塊及び錠            | 二二四の内 鑄山用機械器具選鑄精鍊用機械器具類及之等の附屬品並に部分品 |
| 二〇八—二一〇 亞鉛            |                                     |



- 二二五の内 醫藥器類
- 二二九の内 トラック及びバス
- 二三〇 鐵道及び軌道材料
- 三〇四 米、穀、及び小麦
- 三〇五 小麦粉
- 三五六の内 栽培用種子
- 三九八 糖酸
- 四〇五 硫酸アムモニア
- 四一五 別號に掲げたる化學肥料及び人造肥料
- 四二五 重クロム酸カリ
- 四二七 曹達灰
- 四三一 苛性曹達
- 四四五 アニリン染料及びその他のカラー染料

- 四七八の内 タンニン材料
- 四八三 ガソリン、ナフサ及びベンゼン
- 四八三 機械用グリース
- 四九一 液體燃料
- 四九三 椰子油
- 四九五 燈油
- 四九七 潤滑油
- 五〇二 ターベントン
- 五〇四 パラフィンワックス
- 五一〇 板紙
- 五一三 普通印刷及び新聞用紙
- 五四五—五五五 木材
- 六二一甲 インディアラバー（生、古又は屑）及びガタバーチヤ

本、爲替集中制の擴大

英佛法幣支持の態度は依然として續けられ、天津上海の租界の聯銀券政策の妨害はいよ／＼積

極的となつて此處に全面的對抗策を講ずる必要に迫られるに至つたのである。

三月十三日北支の爲替集中に對する英米、佛の抗議を一蹴して六月十四日には更に佛租界の封鎖を斷行更に七月六日には爲替全面的集中制を決行したのである。

○爲替集中制の擴大要綱

- イ、凡べて輸出に際しては海關布告により今回の爲替集中制から除外される場合並に海關から無爲替輸出を許可される場合の外は中國聯銀の承認ある爲替売却證明書を海關に提出するを要す。
- ロ、輸出品の金額百圓未満のもの、旅具及び引越荷物船用具、特に腐敗し易き貨物、書籍書畫（骨董品を除く）新聞及び定期刊行物、包装容器等は手續より除外する。
- ハ、日本滿洲以外の第三國向輸出は日本通貨、滿洲國通貨、蒙疆通貨、中國聯銀券以外の通貨を以て輸出金額につき爲替を取組むを要し、其の建値は一志二片基準とす。
- ニ、日本滿洲國內輸出は日本通貨滿洲國通貨（若くは聯銀券）を以て爲替を取組むを要す。
- ホ、輸入爲替売却は貿易外送金等に充當のため原則として中國聯銀買入爲替の九割とし、特に聯銀政策に協力せるものに對しては金額売却を認める。
- ヘ、貿易外送金に關しては財政部長の許可を要す。
- ト、輸入については原則として輸入管理を行はずに各爲替銀行貿易商等に提示せる輸入希望品目四十二品目に擴張して各品目の輸入を極力希望する。



尙民國廿八年七月六日附海關公布は次の通りである。

○輸移出貨物種類に關する海關布告

イ、貨物の輸移出に就いては海關監督より無爲移輸出の許可を受けたる場合及び海關布告により輸移出につき許可を要せざる場合を除き左の通り爲替を賣却した者に非ざれば免許せざるに付き輸移出申告の際には中聯銀行の承認ある爲替賣却證明書又は海關監督の發給せる無爲移輸出許可書を提出すること、(日本及び滿洲以外の地域の輸移出については該貨物の正當なる價格の全部につき日本通貨、滿洲通貨、蒙疆銀行券及び聯銀券以外の通貨を以て表示する爲替を聯銀券を對貨とし、對英一志二片基準以上の相場を以て北支所在の銀行に賣却すること。)

ロ、日本及び滿洲國への輸出については該貨物の正當なる價格の全部につき日本通貨又は滿洲通貨(若くは聯銀券)を以て表示する爲替を聯銀券を對貨としてこれを等價を以て北支所在の銀行に賣却すること、ハ、前二項により賣却する爲替の外國又は中支若くは南支に於ける入金期は海關監督の許可を要する場合作を除き該貨物の輸移出後五ヶ月以内のものなることを要す、尙前項により海關監督の許可を受ける時はこれを認する書面を前記爲替賣却證書に添付すること。

これに反して輸入は依然統制を行はず單に輸入希望品目を倍加してゐる丈であるが將來輸入管理も絕對に必要である。

輸入希望品目

- 貴族、(坐の物)
- 糸織、綿、絹、絹及絹
- ヘシアン布
- 大麻袋、又はヘシアン袋(新しきもの)
- 麻袋(新しきもの)
- 麻袋大麻袋、及びヘシアン袋(古きもの)
- アルミニウム
- 筒船及び筒船
- 銅
- 鐵及び鋼
- 鉛
- マンガン
- フェロマンガニース
- ニッケル
- 水銀
- 錫
- 活字金

- 白銅及洋銀
- 鋳鉛
- 農業機械及び同部分品
- 發電用及び送電用機械及び同部分品
- 工作機械器具
- カッター類等の機械器具及び手工器具類
- 原動機類
- 汽機類
- 鑛山用機械器具類、選鑛精鑛機械及び此等附屬品並部分品
- 醫療機械
- 發動機船帆船等
- 自動車
- 鐵道及び軌道材料
- コード、線、ケーブル
- ガス計、水量計等
- 電話機等



糖及び小麥、小麥粉、  
 ホップ  
 胡椒（政府のもの）  
 大麻子  
 栽培用種子  
 硫酸  
 硝酸  
 苛性炭酸  
 苛性ソーダ  
 苛性カリ  
 重クロム酸カリ  
 ソトダ灰  
 重炭酸ソーダ

苛性ソーダ  
 苛性ソーダ  
 硫酸ソーダ  
 アニリン染料及びその他のコールド染料  
 アンダーローヴ、樹脂  
 カーボンブラック  
 尾砂  
 酸化ゴバルト  
 阿仙藥  
 ログウッドエキス  
 亞鉛華  
 タンニン  
 ガソリン、ナフサ及びベンジン  
 機械用グリース  
 アラビアゴム  
 キリン血  
 殺菌薬

乳香  
 松脂  
 セラック、ボタンワック  
 液體燃料  
 ヒマシ油  
 ヤシ油  
 燈油  
 潤滑油  
 オリーブ油  
 ステアリン  
 ターペンチン  
 パラフィン、ワックス  
 書籍等

海關及地圖  
 新聞及び雜誌  
 板紙  
 普通印刷紙及び新聞用紙  
 印刷用紙  
 パルプ  
 靴底革  
 革  
 牛糞  
 木材  
 ビツチ及びアスファルト  
 インディア、ラバー（生、又は屑）及びガタパー  
 チヤ

## 二、戦時下重慶政府の採りたる法幣擁護策

### イ 法幣崩落とその原因

「中央銀行には、抗戦勃發に際して通貨水準は支那弗當り一志二片<sup>1/2</sup>、二九米弗<sup>1/2</sup>の固定率を維



持する用意あり」と聲明したが、これは法幣價值を維持しようとする政府の一流のゼエスチユア  
 ーに過ぎなかつた。次に示す如く法幣は第四次に涉り崩落を演じて崩滅的過程を更に通りつゝあ  
 るのである。此處に先づ法幣の崩落の根本的原因を正しこの對症に國民政府が如何にその對策を  
 講じて行つたかを検討して見よう。

崩落時期	公定レート維持期	第一次崩落期	第二次	第三次	第四次	第五次	末期症狀期
	自一九三三、八、一三三	自一九三三、八、一六四	自一九三三、七、一七七	自一九三三、六、一四八	自一九三三、九、一五五	自一九四〇、五、一五二	自一九四〇、五、一
	一・二%	八%	六%	四・五%	二・三%	三・四%	三・四%
	第一次モラトリウム	〇〇統制貨幣 〇〇統制許可制	〇〇香港銀行の操作 〇〇英支合作の安定資金 〇〇第二次モラトリウム	〇〇貿易管理の強化	〇〇香港銀行の操作 〇〇貿易管理の強化 〇〇統制貨幣 〇〇貿易管理の強化	〇〇統制貨幣 〇〇貿易管理の強化	〇〇貿易管理の強化
		〇〇外貨資金の缺乏 〇〇中國銀行の設立	〇〇貿易の悪化 〇〇香港銀行の減少 〇〇香港銀行の不採算で外貨停止 〇〇華券の出現	〇〇安定資金の潤滑 〇〇恩恵と波官銀行 〇〇重慶政府の相対			

國民政府並に英國が必死の法幣援助にも不拘崩落に、今や全く壊滅的過程を辿り、躍起の起  
 死回生の工作も何等効する處なく、今や崩滅の最後を待つ許りの瀕死の状態をつゞけてゐる。し  
 かし法幣が斯くなりたる原因なるものは據て來る處遠く、且つ深いものがある。此處に其の諸要  
 因を分析してみれば左の如くである。

- (一) 法幣資金の缺乏
  - イ 膨大なる銀行券の發行
  - ロ 過大なる輸入超過
- (二) 法幣安定資金の潤滑及び法幣不安の發展
  - イ 法幣安定資金の潤滑
  - ロ 關稅擔保内債不拂ひの聲明
  - ハ 第二次預金引出し制限の發令
  - ニ 新匯割制度の出現
  - ホ 港幣の占領と資本逃避
  - ヘ 華幣の總會停止
- (三) 北支に於ける爲替集中制の全面的擴張
- (四) 日英會議に現はれた英國態度の一大轉換期の氣息



(五) 北支那の流入増大とこれに伴ふ不安動搖

(六) 重慶政府の財政難及び注釋の影響

國民政府が法幣擁護の爲め外貨の獲得、在外資金の蓄積に努めたが財政の逼迫と過大なる輸入超過（戦後に於ける支那貿易の實際の項を参照）の爲め根本的に崩壊の運命に達着した、此處に英支合作によつて一千萬ポンドの法幣安定資金を香港銀行に設置、監理委員會が取扱ふことになつたが設定後僅かに二ヶ月でその半額五百萬ポンドは費果してしまつた。

其處で關稅擔保内債不拂の聲明を出したり、第二次預金引出し制限令を發するや、新國劃を實施して、資金の飛散を食止め、補強に腐心したのである。しかし、これは却つて内外に法幣の弱體性を暴露し、思惑の横行は一段と激化される許りであつたのである。

新國劃制は銀行同業公會と銀業同業公會が協力して、商品、有價證券、租界内の土地等を擔保して五千萬元限度の國劃證を發行し、國劃手形の交換尻決済又は現金化に當つるもので、擔保價値の七割まで發行出来るのである。

モラトリアムの斷行は八月十六日より行はれたがこの爲めに一時はデフレーション傾向が起つた。そしてこの爲めに第一に支障を來たしたのは外國拂の爲替並に取付けであつたので、此處に國劃辦法が公布された。

第一條 本月十六日以後、法幣を必要とする各預金者及び如何なる預金者も彼の銀行又は發給の當座預金

につき毎週引出高をその現在の預金残高の五〇%程度に於てのみ引出し得る。但し引出額は毎週百五十元を超えるを得ず。

第二條 本月十六日以後法幣を交付して新規にまたは既に存在せる勘定を支拂つて預金をせるものはその金額に照し法幣を以て拂戻を受けることを得、これにつきは制限を加へず。

第三條 定期預金の期限未到来のものは自由に拂戻を受くるを得ず、期限到来後、繼續して定期預金となすことを欲せざるものは預り、當座預金と爲すべし。但し原銀行、儲蓄に預り、且つ本辦法第一條の規定に關つて辦理す。

第四條 定期預金の期限未到来に、預金者が銀行、錢莊の同意を得て、定期預金證書を擔保として貸付を受けんとする時は、預金者一人につき法幣一千元を以て最高限度とす、但し二千元以内の預金額に在つてはその半額を以て擔保貸付の限度とし、且つ一回限りとす。

第五條 工場、會社、商店または公的機關の預金にして、俸給、賃銀又は軍事に關係あることの支拂の爲に法幣を用うるを必要とするものについては、當該銀行と特別の取極めをなし、當勘定につきその必要額まで引き出す事を得。

第六條 銀行及び顧客の送金爲替は何れも法幣にて受け入れられ、拂他のに法幣にて支拂はれる。

第七條 本辦法は彼戰時終の時に停止す。

尙モラトリアムが發令せられるや錢莊や商業銀行は次の四辦法を制定する事によつて狀態を明瞭にするやうに財政部長に請願した。



第一條 銀錢同業が振り出す本票には一律に同業印刷なる印を押捺す。この手形は上海同業者に於て印刷することを許し、法幣に換へ又は外國爲替を轉換するものにあらず。

第二條 銀錢同業が一九三七年八月十二日以前に振出したる本票と支票とは何れも印刷票と見做し、それに従つて取扱ふ。

第三條 緊急辦法によつて許されてゐる最高限を越ゆる商業上の需要は印刷貨を引出すことによつて支拂ふ。但し銀行及錢莊の商業部に當座預金を有する預金者に限る。

第四條 凡そ引續き預金するものたる或は新らしく預金口座を開くものたるを問はず、なされたる支拂の形態に應じて「法幣」または「印刷」を説明し、拂戻の際にはそれら法幣或は印刷を以て支拂ふべし。

よつて政府は八月二十日四ヶ條を追加してその融通を謀つた。

#### 匯券辦法(印刷)

一、政府系四銀行は他行宛印刷を預金として受入れる事を得ず、この場合新規に預金口座を設けると既設の預金口座に拂込まれたるを問はない。但し、自行宛小切手はその限ではない。

二、商人にして物品購入に對する支拂の必要に基き、印刷を提示し、且つ船荷證券其の外の附帶證書を與へ、更に銀行の證明書を添付せる者に對しては四銀行に於て慎重に審査したる上これを受入る事を得。

三、外國銀行は四政府銀行に就き印刷勘定の口座を設ける事を得、但し同勘定は印刷たる小切手を以てするに非ざれば之が拂戻を受くる事を得ず、銀行券(法幣)の形態にて拂戻を受くるを得ず。

四、支那手形交換所より四政府銀行に提出せられたる印刷は平常通りこれを取扱ふ。

更に貿易の入超額は益々増大し、日本軍の主要海港の占領により、輸出入は全く我が軍の監視下に置かれ、法幣安定資金の潤滑を更に拍車かけたのである。

又此處に決定的打撃を與へたのは北支に於ける聯銀券の爲替集中策の斷行であつた。一九三九年三月十一日以降一切の舊通貨は流通禁止され、同時に十二品目を指定して、この輸出品には聯銀券による日滿蒙等價、その他は一志二片基準の輸移出爲替を取組み、それを在支爲替銀行に賣却したことを證明する中國聯合銀行の確認がなければ許可されぬ方針であつた。しかし、聯銀券は絶對通貨の使命を以つて誕生したにも不拘、外貨資金を有せずその機能を發揮することは出来なかつた。其處で、物資を第三國に輸出して外貨を獲得、貿易通貨の機能を發揮するにあつたが何にしる、法幣は聯銀券發行當時より崩落、既に八片臺に落ちてゐる爲めに、十二品目が第三國貿易額の八割を占めてゐるにも不拘一志二片の日系爲替につき、依然八片臺の法幣建が横行してゐたのである。しかし法幣が日支通貨戰に對して採りたる政策は大別すれば、在外正貨の蓄積と、外貨獲得と不可分關係にある爲替管理と貿易管理であつた。即ち前述の通り、一九三八年三月十日までは大體(一)法幣の運命と支那經濟社會とが結合してゐたこと、(二)法幣以外に有力貨幣が流通してゐたこと、(三)爲替資金が從來より蓄積されてゐたこと、(四)英米の援助があつた等の理由により略々安定して來たが、中國聯合銀行が開業して爲替統制は一段と強化されて、そ



の範圍は(一)私人の家計費、(二)外國留學生の送金、(三)書籍雜誌輸入資金の返附、(四)在外銀行、政府銀行支行、代理店を通ずる華僑送金の集中等に及んだのである。

由 外國爲替買入に於ける割當制の實施  
(1) 外國請核辦法の實施 聯銀の開業に備へて一九三八年三月十二日中央銀行辦理外國請核辦法及び外國核規則を公布、十四日より之を實施した。外國請核は外國爲替買入申請審査でその要點は次の通りである。

- 一、政府三行が上海の支行にて行つて来た外國爲替統制を中央銀行に集中して、これを政府所在地の漢口買入は香港で行ふ。
- 二、法定爲替相場場の外國爲替の無制限的買入を禁止し、従来と同様法定爲替相場場で買却の割當制を實施すること。

これは聯銀券が法幣を以て外國爲替を買入れることを防止し、法幣の對外爲替相場場の維持と、爲替資金を保存し、更に爲替統制を通じ輸入の許可制を實施したのであつた。

(2) 外國爲替買入申請に現金の提出を強制 尙前述の爲替割當制を實施した爲めに投機業者は爲替買入に故意に申請額を高め、又は若干の銀行に申請して不當の爲替の獲得に狂奔したのでこれを防止の爲め、即ち一九三八年四月十九日中央銀行上海分行は右の如き通達を行つたのである。

一、四月二十日上海外灘通匯處に對して行はれる外國爲替買入より實施す。

外國爲替買入申請を爲す銀行は申請書に申請金額と同額の法幣の政府系四銀行に對する預金手形、若くは香港銀行の現金預入れ手形を添付す。

政府系四銀行に法幣勘定の預金を持たぬ銀行は申請額と同額の法幣を匯豐銀行に預金し、これに基く支拂手形と申請書を添へ附すること、之の預金は割當決定まで保管され、割當決定と共に割當額に相當する金額は匯豐銀行に於ける中央銀行の勘定に振替され、殘額は拂戻される。

(3) 外貨買入手續の強化 内外銀行に爲替買入申請を爲す場合添付書類に輸入商品名、輸入數量、輸入金額、商品生産額、商品積出國、商品到着日、商品到着港、商品賣先等書き加へることを通告し、一般爲替銀行は單に商人と中央銀行との間に立つて申請の取次を行ふに過ぎぬ地位になつたのである。

#### ハ 貿易管理の斷行

戰略資材の確保の爲め一般物資の輸出入は、爲替統制と相表裏して輸入制限、支拂期間の延長輸出統制を斷行したのである。

イ 各企業の軍事委員會管理 國民政府は一九三七年十二月二十二日「戰時農商管理條例」を制定作戦期間中は左記の各企業は軍事委員會の管理することとした。

- 一、第一國産料、金屬及び製品、酒類、作友、織造、交通器材、電氣及び動力材料、その他、指定の製造



品及び重工製物品

二、第二類食糧、植物性油、棉花、獸毛、麻、及製品、紙、教育文化品、皮革及畜産品、藥品、茶、鹽、砂糖、鹽造品、漆、木材、鑄寸、陶磁器、その他指定の産産及輕工業品、

三、右の企業は軍事委員會の管理に屬する。

四、軍事委員會は左記諸項に關聯する管理機關の設立、又直接經營を爲す。

イ 經營の運行

ロ 材料の供給

ハ 設備の補充

ニ 技術の指導

ホ 動力の供給

ヘ 製産品の販賣

ト 材料及び製品の運輸

チ 治安の維持に協助

五、各種の奢侈品又不急品には制限また禁止し、ストライヤ、ゼネスト等の不合理行動に對しては、左記の事項と同様、死刑、無期徒刑または十年以上の有期徒刑に處した。

イ 原料又は物品を敵人に供給したるもの。

ロ 敵人の爲め各企業の秘密を洩るスパイ行爲

ハ 農業倉庫、農場、鑛山又は工場等を使用し得ざるまでに破壊したるもの。

ニ 鐵りに停工し、市場に影響を與へる者。

ホ 罷工、怠工、罷市等を煽動、農場、工場の商品または機械を破壊したるもの。

## 二 貿易調整委員會の設立

國內各種企業に對する強力な支配權を軍事委員會に規定したが更に一九三七年十一月に貿易調整委員會を設立して輸出入物資の統制に着手、各地重要地點に支部を設けたが一九三八年七月には更に之を擴充、各省に輸出入貿易管理委員會を設け、直接地方物資の統制を行つたのである。

### ホ 輸入割當の實施

一九三八年八月二日定貨統制制（注文許可制）を公布し、輸入割當制を實施した。

イ 本年一月一日以前に支那向に積出された商品の輸入代金支拂に關しては今後も従來通りの方針に基き外貨割當を行ふ。

ロ 本年一月一日以降に支那向に積出された商品の輸入に對してはこれには外貨割當を行はず、但し、政府より認可された商品にのみ今後外貨割當を行ふ。

ハ 新規定は八月八日より割當を實施す。

之に依つて國民政府は輸入統制を完遂し、上海爲替市場を極力封鎖し、在外正貨の涸渴を防止したのであるが、漸次割當額は減少し、一九三九年一月中旬以後は全く不明となつてしまつた。一



九三八年三月以降より毎月末の割當額を示めせば次の通である。

上海各國外國貨物割當額及申請額 (單位千磅)

年月日	申請額	割當額	百分比
一九三八年(自三月二八日 至四月二一日)	一、四四〇	四二〇	二九・一
"(自四月二五日 至四月三〇日)	一、〇六九	二二〇	二〇・〇
"(自五月二三日 至五月二八日)	一、三三五	二〇〇	一九・四
"(自六月二七日 至七月二一日)	一、一六七	七〇	五・九
"(自七月二五日 至七月三〇日)	一、五四四	三二	二・〇
"(自八月二九日 至九月三日)	八六九	二二	二・五
"(自九月二六日 至十月一日)	七〇〇	一七	二・四
"(自十月二四日 至十一月二日)	九〇〇	六	〇・六
"(自十一月二八日 至十二月三日)	四六八	四	〇・九
"(自十二月二六日 至十二月三一日)	?	?	?

以上の國民政府の輸入統制の強化は政府の爲替資金の缺乏をよく物語つてゐる。一九三七年五月、孔祥熙の發表には在外正貨は八億二千九百萬元と云はれ、E、カン氏は同年七月末現在には七億七千萬元、同年末には五億九千萬元と推定し、土屋左右氏は一九三八年六月末には三億八千五十七萬元、同年末には皆無になると推定してゐる。

へ 第三段の禁止的輸入制限

法幣安定資金管理委員會は上海の爲替水準を引下げ、輸入を抑制し、輸出の促進を謀り、銀行モラトリアムを強化してデフレーション政策を持つて貿易の逆調に備へたが、更に一九三九年七月二日第三段の措置として洋酒、外國煙草、海産物、絹製品、化粧品、裝飾品、玩具、樂器、一部砂糖製品、果物、罐詰、野菜類、奢侈品たる羊毛製品、綿製品、木材、紙類、竹木藤器、土石製品、代用品たる液體燃料等十八種輸入稅番號二三四種に互る品目に對して許可制を實施した、これを昨年度から比すれば二億三千萬元の節約が出來ると云ふのである。

輸入禁止辦法は次の如し。

- イ 附表所載十八項二三四種の物品は財政部令に基き各海關に於て禁止すべし。
- ロ 上掲の禁止物品は禁令公布後は海關間も運搬するを許さず。